

令和元年 第4回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

令和元年 12月10日 開会

令和元年 12月13日 閉会

美 深 町 議 会

令和元年第4回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和元年12月10日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第38号 委員会報告 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例
の整備について
- 第 6 議案第43号の提案説明
- 第 7 議案第44号の提案説明
- 第 8 議案第45号の提案説明
- 第 9 議案第46号の提案説明
- 第10 議案第47号の提案説明
- 第11 議案第48号の提案説明
- 第12 議案第49号及び議案第50号の提案説明
- 第13 議案第51号乃至議案第57号の提案説明
- 第14 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第15 休会日の決定

◎出席議員（11名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 名取明美君 | 2番 田中真奈美君 |
| 3番 和田健君 | 4番 五十嵐庄作君 |
| 5番 岩崎泰好君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 小口英治君 | 8番 中野勇治君 |
| 9番 荒川賢一君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 南和博君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	望月清貴君
教育グループ主幹	大堀裕康君	教育グループ主幹	和田政則君

◎農業委員会

事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君 事務局長 玉置一広君

◎議会事務局

事務局長 玉置一広君 事務局副主幹 服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達しておりますので令和元年第4回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において、1番名取議員、2番田中議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第2 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。まず、閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますので、ご了承願います。次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情書及び美深町商工会に対する令和2年度市町村補助金についての要望書の2件であり、これらは資料として配布しております。次に、閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和元年10月、11月実施の例月出納検査報告書、令和元年度前期定期監査報告、財政援助団体等監査の結果に関する報告の3件で、これらは資料として配布しております。次に、議案並びに説明員について申し上げます。提出議案について長側提出のものは条例の制定について1件、条例の一部改正について5件、指定管理者の指定について2件、補正予算7件の合計15件です。議会側提出のものは委員会報告の2件です。説明員については一覧表を配布しておりますのでご了承願います。最後に一般質問の通告について申し上げます。一般質問通告者は岩崎議員、他5名です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日から13日までの4日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 異議なしと認めます。本定例会の会期は本日から13日までの4日間と決定しました。

◎日程第4 一般質問

○議長(南 和博君) 次、日程第4 一般質問を行います。一般質問の通告者は6人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順にしたがって発言を許します。

5番岩崎君。

○5番(岩崎泰好君) それでは一般質問をはじめます。毎回一般質問に、この質問席に立つたびに私は申し上げておりますが、議会として、二元代表制の一翼として、しっかりとこの一般質問席の中から、色々な提案も含めて、どのようにして町づくりを素晴らしいものに、幸せいっばいな町をつくれるかということが1つの大きな要点でございますので、提案も含めて色々なことを申し述べるがございますが、答弁される側もそれらについてしっかり捉えて頂いて、検討の価値のあるものを次の機会に繋げて頂くようお願いをして、一般質問を始めたいと思います。一項目目は、社会福祉に関する中身でございます。胃がんの危険をほぼゼロにできる中高生のピロリ菌検査と除菌の取り組みをという項目で質問をさせていただきます。10代のうちの胃がんのリスクをほぼゼロにできる夢のような話ですが、胃がんの原因の99%とされるピロリ菌を若いうちに除菌すれば、将来的に発症することはほぼない。有効なのが中高生のピロリ菌の検査と除菌という内容が11月13日付の北海道新聞の14面に記載された記事でございます。北海道内では、今年4月時点で55の自治体が補助事業として積極的にこのピロリ菌の検査と除菌について取り組みを進めておりまして、昨年来の数から比較しますと更に拡大を見せているところでございます。そこで行政の見解を伺うものでございます。1つ目は中高生の除菌が有効で義務教育の過程の中学2年生が最も適しているというこの内容でございますが、学校検診の尿検査で実施という手法はいかななものかということをもまず教育長に伺いたいと存じます。2点目はピロリ菌検査と除菌による胃がんリスク回避の有効性について見解を伺いたいと存じます。さらに3つ目には、全国的な動向と北海道内の取り組みの推移からがん撲滅、保健推進に取り組む美深町として検討に入る、そんな時期をもう迎えているのではないかというように思うところですが、考え方、見解を伺うところであります。2つ目と3つ目につきまし

ては町長に伺うものであります。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員からピロリ菌検査に関してのいくつかのご質問を頂きました。まず初めに私から答弁を申し上げます。学校検診の尿検査でのピロリ菌検査の実施についてのご質問でございますが、このあとの町長の答弁でも触れられるかと思いますが、本年度の政策予算において、成人者の集団検診における胃がん検診のオプションとしてスタートしたと承知しているところでございます。中高生の除菌が有効であるとのことについては、私も報道で詳細を初めて知り得たところでございます。ご質問にあります胃がんに限らず子供たちの病気のリスクを軽減したり、必要な治療に繋げる事はとても大切なことであると考えます。しかし、中学生のピロリ菌検査や除菌については、医学学会等で慎重な意見もあるように聞いています。児童・生徒の健康診断は学校保健安全法に基づき実施しており、尿検査、学校保健安全法の規則には、たんぱく、糖、潜血等、町もその項目を実施して尿検査その項目の1つであります。学校安全法で位置付けられていないピロリ菌検査を学校の健康診断としての位置づけで全生徒を対象に実施するには、多くの環境整備が必要で现阶段の実施は難しいものと考えてございます。教育委員会としては、まず児童・生徒に対し、健康と命の大切さや、がんに対する正しい知識を持つようしっかりと指導することが重要であると考えます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員からピロリ菌検査と除菌の取り組みについて2点程ご質問を頂きました。まずピロリ菌検査と除菌による胃がんリスク回避の有効性についての見解でございますけれども、ピロリ菌検査については血液、便、尿、呼気等の様々な方法があると聞いておりまして、どの方法においてもピロリ菌検査、感染等についてはほぼ確認ができる。抗生物質による除菌治療についても有効との認識を持っている訳であります。そのため、今年度から胃がん検診のオプションとしてピロリ菌検査を導入したところでございます。しかしながらピロリ菌の除菌を行う事により発がん率が低下することは明らかではありますけれども、胃がんの発生要因はピロリ菌以外にもあるということもご承知しなければと思っているところであります。次に、全国的な動向と北海道内の取り組みから、がん撲滅保健推進に取り組む美深町としての検討に入る時期ではとのお話でありますけれども、中高生へのピロリ菌検査や除菌治療について、医療機関や医師会の連携が大変大きな役割を担っているように感じるところでございます。このように推進をされる考え方もある一方で、除菌治療に対する慎重な意見もあることなどを踏まえ、現状として推奨するという見解には至っていないわけでありまして。まずは国、道や関係機関から指針

や先進自治体の成果などの情報収集を進めてまいりたいと考えているわけでございます。先程、前段教育長の答弁等々もあるわけでありまして、その辺のところをご理解頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それなりの答弁だと私は聞いておりましたが、先程来紹介しましたこのピロリ菌の検査、除菌についての取り組みについては、もう少し具体的にいきますと道内では室蘭、登別が先鋭的に取り組みをしています。その中では特に学校での取り組みをしっかりとする中で、この採取する尿検査の中でピロリ菌の検査を実証しているというのが実態だというように思っています。室蘭市の場合は、対象とする子供たちが632名ほどおられます。一次検査の対象の中学2年生がですね。その中で実施をして、その実施率は実に本人の承諾等もとる必要もございまして95.9%の受診率に上っていると、そのような取り組みをしています。これらは道内に限らず、北海道の中では55の市町村が実施をしている、さらには佐賀県においては全県でこれを予算化して3,000万程の県の予算を投入して、こういう実施をしていると。今、非常に町長の答弁も教育長の答弁の中でも非常にこれによる弊害といいますか、その辺のところを随分心配されているという部分もわからないではございませんが、しかし室蘭、登別については3年も4年も前からこれらを実施する中で、特に今、美深町が始めたピロリ菌の検査、今年からはじめた青年のピロリ菌の検査にという仕組みも、すでに4年も5年も前から室蘭、登別はしています。その中で対象とする年代をどんどん下げてきているのですね。実際には60代の方々が当初の年度に始めたものが、年度とともに検査をすることでリスクを回避するのですから、年齢をどんどん下げて全人口対象にとできるような形に仕組みとしてはやっているのですね。それらのことをもう少ししっかりと勉強して、検討まではいかないけれども情報収集はしたいということなのですが、情報収集するということは、もう既に検討という、このやるやらないは別にしても検討に入るということになるのではないかと思います、その辺のことについて、まず町長の考えを伺います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 再質問ということですから、本来ですと教育長の答弁かなと思いますが、私指名でありますから受けたいと思いますけれども、まず尿検査の実施の課題でありますけれども、現在の尿検査実施については美深厚生病院で行っておりますけれども、ピロリ菌の検査につきましては美深厚生病院内の検査で出来ないということがございまして、尿検査は、健康診断とは別に尿を採取して提出する必要があるというようなことでありますので、色々おっしゃられましたけれども、事例等もおっしゃられましたけ

れども、そういう状況であるのだということもご理解を頂きたいと思っております。それと中学生の参考まででありますけれどもピロリ菌検査についての理解、さらには除菌にかかる副作用だとか保護者の理解だとか、同意だとか、検査費用だとか、除菌に掛かる費用の負担だとかという、こういう課題があるわけでありまして、それらをクリアしていかなければならないわけでありまして、除菌による胃がん予防効果というものは、先程も言われておりますけれども40歳から49歳では90%代を確保しているのかなと思っております。ただ40歳未満ではほぼ100%というデータもあるわけでありまして、成人に対する検査では、さらに問題がないと。そういうことも言われております。しかし、除菌によってアレルギー疾患の発症リスクが高まるその効果等への懸念もあるというようなことなど、慎重派の意見もあるわけでありまして、色々参酌しているところでありますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まずピロリ菌の感染というのは、1つはすでに病気になっているということなのですね。ですから病気をしっかりと改善するように進めていくのが検査並びに除菌という手法なのですね。そのところを考えると、若い人ほど除菌効果が出てくると。一度除菌した者については、ほとんど大人になっても発症のリスクがなくなるという1つの方法ですから、若いうちにしっかりと除菌を進めるということがとっても大事なことだと思いますし、やはりそのそれに対する負の効果といいますかその辺についても色々見解はありますが、現実問題すでに多くの市町村が約3分の1の道内にあっては市町村がもう取り組みを始めています。それらについて、やはりがん撲滅という一つの大きな目標を立てた美深町にあっては、検討していくと。やる、やらないということではなくて、しっかりと情報周知をしながらどうすればいいのかということも進めていくことが大事なのではないかと思いますが、改めて町長にその辺の見解を聞きたいと思えます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） やる、やらないを含めて検討せよということでもありますから、その辺のことはうちも保健福祉さらには保健師等ももっておりますので、その辺のところの検討は加えていきたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それともう一点。やはり先程の町長の答弁でも今年からはじめました集団検診の中でのピロリ菌のオプションでの実施ということ。これについても私は異論があるのですが、実際この有効性を認めて実施したということですのでございますから、今後はそのピロリ菌検査、あるいは除菌が若い人ほど有効だというこの論点が果たしてそんな

のかということも含めて是非やって頂きたいということと、それからその尿検査の部分では、すでに室蘭でも登別、あるいは佐賀県全体でも学校の検診の中で採取する尿からピロリ菌の検査を実施しているという中身でございまして、方法としては2回も3回もする必要がないと。1回の尿の検査でそのピロリ菌の項目を増やせばいいという中身でございまして、それについても学校の検診の中で取り組みが出来ないかどうか、そういう拡大ができないかどうか教育長の見解とともに町長の先程のことについてお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 学校検診の定められた部分、それと学校検診の定められていない部分という部分はございますけれども、私どもも情報収集ということで、美深厚生病院に確認したところ、現在、実施してございます尿検査、たんぱく、糖、潜血その部分については、地元の美深厚生病院では可能ですよということは伺ってございますけれども、ピロリ菌検査をする場合はやはり別の尿のサンプル、2本とって頂いて、1本は現段階では美深厚生病院では検査できませんということで、町外なのか、旭川厚生病院に送るのか、そういう検査機関での検査が必要となるということでございますので、たまたま室蘭、登別の方はその1つのサンプルで出来ているのかどうかというのは、私どもは確認しておりませんが、新聞報道等で55の市町村が載っていましたので、面識のある教育長に何件かお尋ねしたところ、やはりこれをやるには相当前段の胃がんの研修、講習、特に保護者そういった理解が必要ですと。それと全員ということには中々なりませんよ、任意ですよといった部分もあって、その辺もPTAですとか道や対がん協会、医師会も然りですけれども、そういった部分にこの検診を学校検診に位置付けるような働きかけがあっても然りかなというように思っている次第でございます。他町村も私の聞いたところは、やはり学校検診でない検診なので、あと検査機関の関係で地元で検査機関があるところとないところでサンプルを2本とっているというところで、私が確認したところではほとんどでした。以上です。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、教育長から答弁があった通りでありますけれども、関係機関ともども色々な連携が必要だという事をご理解頂いたのかなと思っておりますので答弁は以上を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 次に行政、2問目に移りますが、仁宇布に住みたいのですが住宅がない移住希望者への配慮はどうするのかという項目の質問をしたいと存じます。わたく

し個人的に様々な形で地域と関りある中で、仁宇布に住みたいのだが住宅がないという話をここ数年幾度となく聞く機会が増えて参りました。仁宇布地域を取り巻く住宅環境について、移住体験住宅や移住を目的とした住宅環境の整備、さらには山村留学住宅の整備促進と教員住宅の現状と対応について見解を伺うものであります。最初の2点、1つ目は山村留学住宅の整備促進をどう進めていくのかという点、それから現在の教員住宅に空き住宅があるというその現状の対応について考え方を教育長に伺うものであります。次に、3点でございますが、移住希望者への配慮と対応について仁宇布地域に即応できる住宅の確保を図るべきと思うけれども見解を伺いたい。2点目には、時限立法で実施した民間住宅の確保制度の再構築は考えていないかという点。さらには仁宇布地域の住宅環境の整備構築を総合的にある意味横断的に検討するそのような機関の設置が必要と思うところですが、その3点につきましては町長に見解を伺いたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員から仁宇布地域の住宅環境に関していくつかのご質問を頂きました。初めに私から答弁を申し上げます。まず1つ目の山村留学住宅の整備についてですが、現在ホスターホームが6室と親子住宅として6戸を整備しており、親子住宅の近年の年度当初の入居状況は5戸となっております。ご質問の今後の親子住宅の整備については、まずは新年度の校舎改築整備を優先し、親子留学の希望状況を見極めながら協議を進めるとともに、第6次美深町総合計画策定の中での議論が必要と考えてございます。次に教員住宅、空き住宅の現状と対応についてのご質問ですが、仁宇布小中学校の教職員住宅は9戸整備してございます。本年度、仁宇布小中学校には13人の教職員が配置され7戸8人、一組がご夫婦です。7戸8人が仁宇布地区の教員住宅に入居しており、現在2戸の住宅に空きがあります。残り5人の教職員は、配偶者等の状況から町内の市街地区、美深小学校、美深中学校の教員住宅や町外、名寄市です。町外に居住している状況です。このため本年度については空が生じているところでございますが、教職員はご承知の通り毎年人事異動により転入転出があり、その年度により住宅の需要数は変化がございます。これまで空き住宅がなく市街地区に居住し通勤していた例もあることから、仁宇布地区の住宅状況を考慮すると教員住宅として整備した住宅は教職員用として確保していく必要があると考えております。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 仁宇布地区における住宅対策等について、岩崎議員から3点程ご質問を頂きました。まず1点目の移住希望者への配慮と対応について、仁宇布地区に即応できる住宅の確保を図るべきだという趣旨でありますけれども、現在は町では移住希望者

に対する住宅は、町の公営住宅や民間賃貸住宅を紹介しているような状況でございまして、移住者用に専用の住宅を確保している状況ではございません。また、町内の空き屋等の紹介については、町民からの空き家情報の提供をお願いして行っている状況にあるわけであり、移住体験住宅については町内に3棟確保して、ご承知だと思いますけれども、確保して移住希望者の受入れ事業を推進しているわけであり、移住フェアなどの移住相談を受ける中で移住希望者の希望を聞いておりますけれども、買い物や飲食店、病院などが整った地域を希望される方が多い状況にあるわけでございます。そうしたことから、仁宇布地区においての住宅確保について、現段階はちょっと考えていないという状況にあるわけでございます。次に、時限立法で実施した民間住宅確保等の再構築は考えていないかということでもありますけれども、公営住宅の補完というような考え方、不足する民間住宅の対策として平成24年から26年度の3年間、社会資本整備総合交付金事業地域住宅として5棟計画いたしましたところがございます。そうでありまして、最終的には3棟の建設に止まったということがございます。この事業の再構築には、次のような要件が必要になるというように考えております。まず1つ目としては、公営住宅や民間住宅が相当数不足している実態があること。2つ目として、効率の良い共同住宅を複数棟三カ年以上で計画する必要があるということ。3つ目として、今後の人口動向において増加が見込まれる事。4つ目として過去のこの事業において達成率が100%とならなかった状況と再構築計画の違いを明確にしなければならないということがあるわけであり、これらを総合的に考えますと、民間住宅確保制度の再構築は非常に難しいなと考えている状況でございます。さらに3点目でありまして、仁宇布地域の住宅環境の整備構築を総合的に検討する機関の設置が必要と思うが見解はどうかということもございますけれども、仁宇布地区の住宅環境を検討する機関については、現在のところ町として設置する考えは持っていないわけであり、仁宇布地域での賃貸住宅の需要があるのであれば、地域などでそうした組織を立ち上げて頂いて民間で供給して頂くことも期待としては持ちたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） これから私の1つの提案がございます。現在、先程、教員住宅の空き状況としっかりと確保していく必要があるという話をされました。山村留学の親子住宅についても、希望が出てきた段階で検討加えるという話もございました。そこで前にもどなたかに一度お話した経緯がございますが、現状の教員住宅の中身はやはり家族の仕様の体裁になっていると思うのですね。仁宇布の場合は単身者ですとか、あるいは、お1人で入る方が何戸かございます。そのようなことを考えると、仁宇布地域に1つワンルーム

マンション的なものを建築することによって単身の先生方はそこに入ることが可能になると。そうすると旧来の教員住宅は、例えばお金を掛けなくても親子の留学の住宅に転用も可能だと、そのような形で1つ建てることも1つの方法ではないかと思いますが、中々その基となるワンルームマンションを建てるのが民間でやるのか、町がどの程度そこにやるのかということもこれから議論しなければいけないのですが、そういう形で仁宇布地区にやはり1つの住宅環境の整備というのは必要になってくるのではないかとこのように思います。町長の方から先程の要件の中で人口増が1つの大きな視点だという話もされましたが、実は美深町の住環境整備推進計画の中をずっと見ていきますと、人口減少がどんどん続く中で、仁宇布地区だけが人口増になっているという報告になっているのですね。やはり人口が沢山、数人ではあっても増えていっているというそういう現状の中で、やはりそれなりにしっかりと住宅環境を整備するということが大事だということのように思います。その辺の考え方をどうするのか。取り分けその教員住宅を転用して進めていくという私の提案について、まずは教育長の考えを聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 岩崎議員からの提案として受け止めます。で、止めておきたいところなのですが、教員住宅はあくまでも教員住宅として整備した関係もございまして、町単費以外の共済の資金を借りた共済住宅ですとか僻地教職員住宅とか色々その資金補助等によって転用がその期間してはいけないということも定められておりますので一概にその資金を返して町で転用するのかと、そういったことにも簡単にはいかないのかなということを考えてございます。この辺は教育委員会としては、基本的に教職員住宅は教職員住宅として入居させるというのが基本でございますので町の施策の部分については岩崎議員からの提案として、私としては受け止めるしかないのかなと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） その転用の問題は、多分ハードルが結構高いというように私も考えていますが、出来ないことではないですよ。そういう努力というのはやっぱり色々考えていく必要があるかと思えます。とりわけ教職員の方に申し訳ないけれども、単身者が本来であれば家族が入るべき教員住宅の間取りの中に、単身者が1人いるというのもまたおかしい現象で、それを上手く解決していくためには、先程言ったように何かワンルームマンション的なものを仁宇布の地域に1つ建てることで、ものを解決していくと。さらにはスバルのテストコースも通年の社員が名寄あるいは美深から通うような状況にあっても、あそこに住んで頂けるような、そういう環境を整えるということも1つは大事なかなという

ように思っているところであります。ハードルが高いということは承知なうえで、不可能なのか可能なのか、ちょっとその辺の検討を加えるべきことがあるのかどうか教育長に改めて聞きたいと存じます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 現時点では可能、不可能という事では答弁できませんけれども、それら条件整備が整った段階では不可能ではないのかもしれないということで、この辺の答弁で押さえたいと思いますのでよろしくご理解の方をお願いします。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長に是非聞きたいのですが、仁宇布での住民懇談会のおりに、この話題が1つは出てきたというように思います。町長は様々な移住者の住む環境としては、コンビニが近いですとか、色々利便性があるところに住みたいというような話をされましたが、結構、仁宇布地区に住みたいという方は、何も無いところに住みたいという方が多いのですよね。私も質問の最初に言いましたように、本当に関わりの中では、ここに住宅があれば住みたいという方は本当に片手くらいおります。今も住宅があれば住みたいという方がおります。やはりこういうニーズに相応できるような、そういうやっぱり住宅の在り方、ましてやこれから移住対策の部分では、大いに沢山の人がこの町に来て頂けるような環境整備というのは必要だと思います。それは旧来町の中で移住住宅とか色々推進してきましたが、是非その1つを仁宇布地区に移住を、住めるようなそういう住宅環境を整備するという事は必要ではないかと思っておりますが、改めてその検討に入って頂きたいと思っておりますがいかがなものでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい話を今伺ったなと思っているわけでありましてけれども、それと仁宇布の懇談会等の話も出たわけでありましてけれども、正直言って仁宇布の懇談会等の中ではそういう話もあるように伺っていて、それらに私も答弁したつもりでございますけれども、しかし、その中で仁宇布の住民曰く、少し町の中と温度差があるなということも言われておりました。そして心配されていたわけでありまして。それについては学校建設も含めてでありますけれども、そういう感じをもっておられる仁宇布の住民の方々、また移住者も含めてでありますけれども、そういう感じがあるなと思って聞いてきたところでございます。したがって、その辺の温度差といいますか、ギャップといいますか、その辺をどうやって埋めていくのかなと思っておりますけれども、これは中々簡単なことではない。只今のところは学校建設を何とかまとめ上げましたので、全力を尽くして学校建設に向かわなければいけない時期ではないのか。その後、しばらく経ってやはりそういう

問題ももし要望、地域の要望等々を受けていかなければならないのかなと考えておりました、今直ちに検討を加えていくという状況にはならないのかなと、このように思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） チャンスは後ろ髪がないとよく言われるのですね。仁宇布に住みたいという方は、ここしばらく経ってから建てますからでは、そのチャンスがなくなる。他に行ってしまうのですね。住みたいという方は実際にいるのです。具体的には中々話は進めませんが、例えば山村留学の親子住宅で来ていた方で子供が卒業したことによって仁宇布を離れなければならないという中で、ここに住宅があればここを根城として住み続ける中で自分の生業をたてていきたいという方が何人もおられました。そういうやっぱりチャンスの時にしっかりとそれを受け皿として作る必要があるというように思うのですね。それは当然予算も掛かってきますから大変なことは十分にわかりますよ。親子の二世帯の1戸の住宅にも相当なお金が掛かって1戸つくってありますが、しかしながら実は今日出てくる前にニュースをちょっと見ていたのですが、JR北海道が宿泊施設としてトレーラーハウスを3個ほど利用して本当に駅の高架の下に宿泊施設をつくり営業を始めたというニュースが出ていました。この例えばトレーラーハウスの導入何かも本当にお金が掛からなくて、数百万のお金で1戸の本当に住宅が置くことが出来る。試しにこれらも具体的に需要がそこに住みたいという方がいるのであったらそのような手法を使ってでも仁宇布地区に住民が住めるような環境を整えていくということも1つの手法ではないかと思いますがいかがなものでしょうかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程からも答弁しているのですけれども、1つの方法としてというのは、それは理解するつもりでありますけれども、先程も申しあげましたように仁宇布の地域、さらには町の中等々を参酌していくときに若干温度差があるなということをやはり考えなければならない。そういう中で総合的な判断でありますけれども今直ちにそういうことに着手する段階ではないのかなと思っておりまして議会議論があるのだということも含めて、みんなでのこの辺のことは議論していく必要があるのかなと思っている段階でありますので直ちに検討に入るといった段階ではないのかなと思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 先程来、町長のその温度差があるというのがどうも理解できないのですがどういう意味なのでしょうかね。温度差があるというのは。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 温度差があるというのは、まさに温度差がある話でありまして、仁宇布の地域の理解と町の中全体のそれぞれの自治会で理解が少し違うのかなと思っっている段階でございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは方向を変えて聞きますが、今、移住対策はどのような状況にありますか。これから移住対策を町としてはしっかりと進めて行く方向にあるのか、それらをどうするのかということをもまずそれを聞きます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程も答弁で申し上げたつもりであるのですが、民間と申しますか、個人で既に仁宇布の住民となった方も先生でありますけれども、そういう方もいないわけではないので、そういう努力も移住者もすべきかな。また移住希望者もすべき。一番良いのは、それこそ移住する方の住宅を構えて生業も用意してあって、そういうことが全て整えば一番良いのかもしれないけれども、中々そういうことにはならないのではないかな。現実としては思っているわけで。理想形としてはわかります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町の中には移住希望者には入って頂ける公営住宅ですとか、あるいは民間の住宅ですとか、それから町有住宅ですとか、様々な空きスペースってありますよね。ただ、仁宇布の場合にはそのような空きスペースというのはないのですね。住みたいと思っても。それをどうするのかということをお聞きしているのですよ。だから最低限でも1つでも、2つでもそういう移住希望者に活用していただけるようなそういう環境整備というのを必要ではないかと盛んに申しているのですよ。そこを温度差が違ふとかそういう表現ではなくて、町が移住対策でしっかりと取り組んでいるのであれば、地域にあってもそういう政策が必要ではないかと思えますよ。恩根内にあっては保育所を活用して移住スペースを作りましたね。そういうことが実際、仁宇布にはないのですよ。建物がないのですよ。そこを最低限どうするかということをお聞きしているのです。それをどう対策として移住対策の一環としてどう進めるかということは、町長の腹積もり1つだと思っております。だからそこをお聞きしているのです。お答え願います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程来同じ答弁ということになるのかなと思えますけれども、若干その全てを整えてやるということについては、中々難しい温度差があるのだということも含めてご理解を頂かなければならない。一番良いのは自分で段取りしてもらうのも1つ

の方法かなと考えているわけであります。自分のことを全て自分でやれとは言いませんけれども、そういうことが起きてくるのだとすれば、お手伝いすることについてはやぶさかでないなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 町長は私のいう事を理解してくれていないですね。あのね、町の中には、もう一度言いますよ。公営住宅がありますよね。町有住宅もありますよね。あるいは民間の住宅もありますよね。住む環境は移住したいと思って美深町に来た方が町の中で住む選択肢は沢山あるのです。住宅としては、ましてや空き住宅もありますよ。個人の空き住宅も。そういったものがあるこの町の中の環境の中で、仁宇布にはそれがないのですよ。仁宇布の地に住みたいという人が現実いるのだけれども、住めない環境なのです。移住できない環境なのです。そこにしっかりと行政として、個人云々ではなくて最低限の公営住宅とはいかなくても、町営住宅なり、何らかの移住対策に対応出来るような住宅を1戸でいいからまずは、やるべきだというように思うのですが、その答弁をしっかりとってくださいということなのです。わかりませんか。言っている意味が。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程から同じ答弁になるのかもしれませんが、全てを整えてやればいいのか。一番良いのは自分で段取りしてくれて来てくれるのが一番良いのですけれども、そして毎年、毎年、移住住宅なり1つの子供たちも来てくれるわけでありましてけれども、その空き家に見合う分を募集しているわけでありますから、それは沢山来てくれるのは一番良いのですよ。私も望むところではありますけれども、それは自己努力も必要であるということも申し上げているつもりであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ちょっと噛み合わないのではありませんけれども、要するに自己努力とは移住希望者、例えば町に来た場合に公営住宅が空いているからあそこに入って下さいというのは環境が出来ているわけですよ。住宅環境は。違いますか。そういうことです。環境が出来ているのです。その環境が仁宇布にはないということなのです。仁宇布の地に住みたいという希望者が現実問題、私も何人も抱えています。でもその環境がないのですよ。あの地域には。仁宇布には。だから最低限町としては町営住宅でも何でも良いから、まずは1戸でも2戸でも、あその地に仁宇布の地に最低限の先程言ったトレーラーハウスのお話もしました。お金を掛けなくても家は設置することが出来るのです。そのような方法を使ってでも、あの仁宇布に移住する希望者が入れるような間口をまず開けてはどうかということなのです。個人の努力云々の以前の問題ですよ。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町場の中で公営住宅等々の住宅は、移住対策といいますかそういう条件はそろっていると。しかし100%揃っているわけではないのですよ。色々お金の面で折り合わなかったとか、子供の数だとか色々あるわけでありまして、それは100%揃っているわけではなくて、仁宇布についてはもっと条件が悪いのかもしれませんが、そういうことも含めて、若干温度差があるということも含めて、ご理解を頂かなければならないと。町場の空気として、今、仁宇布に学校をつくと同時に聞いておられますと、住宅対策もやれというようなことでありますけれども、そうはいかないのではないかと僕は思っているところがございますので、ご理解を頂かなければならないと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） こう平行線がずっと続きますので次の質問に移りたいと思っておりますが、いずれにしても後ろで聞いている方々、各係の方々、是非これらについても改めてしっかりと検討に入って頂きたい、そのように思うところであります。続いては最後、行政「まちづくり基本条例」制定の機は熟していないかという質問項目です。全国の自治基本条例制定の動きは平成13年のニセコ町から始まり今年の8月時点で全国377自治体を数えます。北海道では59自治体が既に制定し、自治を基本とした町づくりを進めているのが現状でございます。美深町にあっては次期総合計画策定というタイミングに町づくり基本条例の制定を視野に入れた取り組みが必要と思うところですが機は熟していないのか町長の所見を伺うところであります。1つ目は条例制定の意義と必要性をどのように考えるか。2つ目は第5次総合計画の第5章、みんなでつくる心かようまち美深の検証はどうであるのか。そして検証結果を基に次期総合計画に反映させるためにも自治基本条例の制定作業を進めるそういう時期にあるのではないかというように思うところですが見解をお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程の新しい項目に入っておられますけれども仁宇布の関係の住宅に対して一言だけ付け足して頂きたいと思っておりますけれども、非常に需要が高いのだということであれば民間的な手法も1つの方法かなと思っております、そういう相談も地域なりそういうところでやって欲しいなと思っております。行政としては中々踏み出せないでいるわけありますので民間的な手法、そういうのも1つの方法かなと思っておりますのでご理解を頂いておきたい。それと早速でありますけれども、今、まちづくり基本条例の項目等について新しい項目について移られてご質問があったところがございます。率直に申し上げまして、今の段階では自治基本条例を制定する考えはもっていないというのが現状で

ございます。本町におけるまちづくり、言ってみれば総合計画を中心としながらも行政、議会、町民それぞれの立場でそれぞれの役割を担って十年先の町のあるべき姿を展望し、目標に向かってまちづくりを進めているところでございます。総合計画については、地方自治法の策定義務はなくなったわけでありましてけれども、本年6月の第2回定例会で議決を頂いております、本町のまちづくりを総合的に且つ計画的に推進の基本となる指針でありますので、その重要性は変わることがないものでありますので、今後も議会の議決を経て、定めていきたいと考えているわけでありまして。そういうわけで、引き続き総合計画を中心にまちづくりを進めて参りたいと考えているわけでありまして。まちづくり基本条例については、まちづくりを推進するにあたって何らかの障害があり、条例でルール作りが必要なのであれば条例制定の意義もあると考えますけれども、今現在、行政と町民が連携、協力してまちづくりを推進している現状を見る限り、その必要性は感じていないわけでありまして。次に、第5次総合計画の検証についてのご質問を頂いたところでございます。言ってみれば、みんなでつくる心かようまち「美深」の検証でありますけれども、毎年実施している行政評価町民委員会の評価報告を重視しているわけでありましてけれども、行政評価の報告結果から見ますと、広報誌による効果的な行政情報の提供、さらには地域担当員制度や様々な機会を活用しての広聴活動の充実、若い世代の人材育成、地域住民自ら課題に取り組む地域計画の策定やコミュニティ活動の充実などについて評価報告の内容を検証しながら事業施策やこれらについて反映させ計画的に推進してきている。さらに多くの町民からは評価、意見をもらうため、住民アンケートを実施したところでもあります。町民の意識を大切にしながら第6次総合計画に向けて効果的な推進を図るとともに、更なる課題があるとすれば強化していかなければならないと考えているわけでありまして。そうした検証結果を第6次の総合計画に反映するために自治基本条例の制定策定作業を進めるべきのご提案でありますけれども、先程も答弁申し上げた通り、本町において、これまで通り総合計画を最上位計画としてそれぞれの役割を担って頂いておりますので、まちづくりを進めて参りたいと考えているわけでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） まず条例制定の意義と必要性については、必要性については考えていない、感じていないという答弁でございましたが、平成12年から始まりました地方分権一括法の施行に伴って、権限と財源の譲渡が進められて参りました。まちづくりにあっては自主性や自立性が求められているのが現状だと思います。町にあっては住民ニーズの多様化、あるいはライフスタイルの変化や多様性にどう対応していくかということも大きな課題であります。その中において自分たちの町は自分たちの手で作り上げるのだという、

そういう住民自治のまちづくりということが非常に必要になってきているという時代背景だと思います。それも第5次総合計画の中にも第5章で、みんなでつくる心かようまち「美深」という形で進めてきていることだと思います。町長の今の答弁の中でも様々な形で住民の意見をしっかり把握しながら情報を公開しながら進めていくというのは、まさにそこだというように思いますが、しかしこれは1つ熟度の問題があると思います。その熟度が中々旧来の町と住民という関係が、自治会制度が始まって既にもう30年経ちますが中々この熟度が上がらないという事が1つは問題なのではないでしょうか。町長も懇談会や何かで多く町民の意見を聴取したいと開催しても中々それに人が集まらないという現状ですとか、そういうことを考えると1つの全体の決まりとして役場は何をすところなのか、あるいは住民は何をすべきなのかと。あるいは議会は何をすべきなのかとそういった最低限の取り決めを進めるのが実はこの住民自治基本条例、名称は別といたしましてもそういう条例の在り方だと思います。ですから、それは総合計画と相まって総合計画の実施にあたってはその熟度をしっかり高めていくと、それが平行して進めるのが実はこの条例の制定の意義があるというように私は考えるところでございますが、そういうこともとりあえずは必要ないというように先程は答弁されたと思いますが、やはりこの熟度を高めていくということがこのまちづくりにおいては必要だと思いますがその点に関してはどうお考えでございますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 岩崎議員におかれては、いみじくも熟度という表現を使いながら色々総合判断をされたなと思っております。私も熟度という観点は非常に大事にしているつもりであります。したがって、その色々な懇談会をやる場合において熟度が十分かな、話し合いは十分かな、集まり具合はいかがなものかな、そういう考えを私なりに感じているところでございます。そういう中において、ここ段々と近年、参加率が非常に懇談会等々では悪いです。それは町内だけではなくて、農村地域も然りであります。今年の懇談会等においては、非常に開催すらできない地域もあったわけであります。そういう意味では、非常に熟度が下がってきているというのが現実である。そこで、基本条例をもって熟度を上げたらどうだという話でありますけれども、今ある制度をより理解して、上手に活用していくのが私達の求めるものではないでしょうかということを私は反問ではありませんけれども思っているわけであります。したがって、熟度をもう少し、今ある制度を活発に活かしていく、使っていく、そういう努力をやっぱりすべきだと思っております。北海道で50何か所のニセコから始まって基本条例なるものが出てきたと。そして学会等でも、これらのことが議論されているということも承知をしているつもりでありますけれども、

私の感覚としては、その熟度というものはやっぱり今ある制度、やり方等をもっともっと熟度の高いものにしていくべきではないかと。議会としても熟度を上げる事について努力をされて懇談会等々も議員自らやっておられるのだと思いますけれども、そこにもあまり集まっていないのではないかと懸念もしているような状況でございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） いみじくも熟度という観点では町長と同じ意見ということがわかりまして安心はしましたが、やはり最近の傾向としては中々町民の意見を聞きたくても集まらないような現状になってきているというその辺のことについて、やはり1つは大きな憂慮をして、そのやり方、手法等についても今一度検討する必要があるのかなというように思っている一人であります。やはりそういう決め、仕組みをつくる、基本的なルールを作るのが実はこの条例なのですね。私は一般質問の頭に機は熟していないかという問いかけをしているのですね。中々その熟度が上がらない中で中々これを条例としてつくることは色々問題点もあると思います。北海道も55カ所基本条例をつくっておりますが、やはり1つは、やはり病のように作り始めたところも沢山あります。今になってこの条例がお荷物であるというそういう自治体も当然あります。しかし住民の中でやはり折角こういう条例を作ったのだからしっかりそれを運用していこうという動きも逆にまたあります。そういう意味では今ある制度そのものが云々ではなくて、基本的にはそのルールを全体として決めていくようなことも総合計画策定にあたっては並行して進めていくような検討を加えるような時期にあるのではないかと。機は熟していないのであれば機を熟するようなそういう時期を迎えるというそういう努力が必要ではないかと思いますが、その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 本当に熟度から出発して色々議論をしているところでございますけれども、そういう意味では町も基本条例は作っておりませんが、また今後も作るつもりは、私は思っておりませんが熟度という問題では少しでも上げたいという努力をしているつもりです。1つは、例えば地域に配置している職員等も2人から3人にしたということもやっております、そういう地域に配置している職員等も他の町村で、どれほどあるのかなだとか、それほどないと思っています。それも2人から3人にしたのだとこういうことで熟度という面では努力をしているつもりでありますけれどもそんなに上がっていないのが正直なところでないのかなと思っております。非常に気にはしておりますけれども、岩崎さんの言わんとするところもわからないわけではないのですけれども今

は、機は熟していないのではないか、まさに熟していないのではないかということでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 発言時間が終了しましたので岩崎議員の質問を終わります。

次、4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） よろしく申し上げます。現在、海洋プラスチック問題が世間的な関心事になっていますが、産業廃棄物の廃プラスチックの処理について、平成29年度末の中国をはじめとする外国の輸入禁止措置を受け、国内の廃プラスチック類の処理が逼迫し、不法投棄等の不適正処理も懸念されております。こうした状況を受け、各省庁で策定されたプラスチック資源循環戦略では、プラスチックの資源循環を進めていくとしていますが、大規模施設での受け入れも厳しくなると思われ、行き場をなくした廃プラスチック処理の問題は増々大きくなり、広域や市町村において、地域内での処理を促す要請なども考えられます。美深町には廃プラスチックを処理する施設はありませんが、循環型社会の形成を図る為にも廃プラスチック問題に積極的に取り組むべきと考えますが、町長の所見を伺います。1つは美深町の廃プラスチック処理の状況と今後の地域外排出抑制に対する問題意識をどのように持たれているのか、また廃プラスチックが自然環境に及ぼす悪影響をどのように捉えているのかお伺い致します。2つ目に廃プラスチックを焼却や埋め立てをすることなく油化還元し新たにエネルギー化する設備の導入など自分の町で排出される廃プラスチックは自分の町で処理をしていく考えを持っていないのかお伺い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、五十嵐議員から廃プラスチック処理の状況、資源環境活用の考え方等について質問を頂いたところでございます。はじめに処理の状況等について答弁をさせて頂きたいと思います。本町のごみ処理につきましては名寄市、美深町、下川町、音威子府村の1市2町1村を構成団体とする一部事務組合である名寄地区衛生施設事務組合において行っている状況でございます。ご質問の廃プラスチックについては、事業者から排出される産業廃棄物と一般家庭から排出される一般廃棄物がございます。事業者から排出される産業廃棄物としての廃プラスチックは排出する事業者が自らの責任において処理することとされているわけであります。一方、家庭から排出されるプラスチックごみにつきましては、消費者、市町村及び容器包装事業者において、それぞれ適正に処理することとなっているわけであります。一般家庭から排出されるプラスチックごみのうちリサイクルに回すことが出来るものは名寄地区衛生施設事務組合の構成市町村と同じ1市2町1村で中間処理を行っているわけでございます。具体的には各市町村がそれぞれ分別収集したのち、中間処理施設において検品、圧縮し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

を通じてリサイクルされているわけでございます。なお検品についてはリサイクルに回すことが出来ないものや、一般家庭から一般ごみに混入され排出される再生不適プラスチック製品については名寄地区広域最終処分場で埋め立て処理となっているわけでありまして、農業用廃プラスチックにつきましては美深町、音威子府村、JA北はるかで構成する美音農業用廃プラスチック適正処理対策協議会と委託契約をしている業者が最終処理し、廃棄物固定燃料（RPF）にリサイクルしているわけでありまして、また農業用廃プラスチックの排出抑制を図る為、生分解性マルチの活用推進に取り組むなど環境保全と循環型を基調とする農村環境の維持保全に努めているところでもあります。このように美深町で排出されるプラスチックごみにつきましては適正処理を行っていると考えているところでございます。またご質問にありました廃プラスチックが自然環境に及ぼす影響につきましては、当然、私どもも危惧するものであります。美深町としても分別収集を徹底することで廃棄物そのものの抑制を図り環境負荷の低減に努めて参りたいと考えているわけでございます。さらに廃プラスチックの油化還元についてでありますけれども、先に述べた通り、本町のごみ処理については1市2町1村の広域事務組合において適正処理を行っているわけでありまして、この廃プラスチックの油化還元に関し本町が取り組む考えは持っていないわけでありまして、そのようなことで再質問等もあるかもしれませんがご理解を頂きたいというように思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） 適正に処理をされているということでございますが、町内で処理をしているのではなく、結局外部への委託処理というような形になっているかと思うのですが、当町からも私が調べた範囲では80トンからの廃プラスチックが出ていたというようなことを確認したこともございます。そういった中で、業者が処理をしているということですが、その処理状況はどこまで確認されていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 我が町から出ているごみの量と申しますか、廃プラスチックの中間処理の状況でありますけれども、80トンという話を伺ったところでありますけれども、少し下がっておりまして25・6年で、約70トンのものであります。平成の話ですけれども30年代に入って60トン代に落ちてきているという状況であります。また中間処理の検品だとか、圧縮だとか、リサイクル協会を通しての落札状況等々もあるわけでありまして、リサイクルで出したものが室蘭まで運んでコークス炉化学原料として再利用している。こういうこともあるわけでありまして、ご理解を頂いていただければならないな

と思っている訳であります。委託という形ではなくて我が町が言ってみれば参加して中間処理機構を作っているのだということもご理解を頂きたいと思います。委託という形ではなくて参加しているのだという。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） 言葉を間違えました。委託ではなくて参加ですね。ただ、日本国内で考えると、非常にその地域の中で処理をするという意識が資源循環戦略という省庁のまとめからすると、そのプラスチックの資源循環を進めていくということの中で、多くはそういう処理業者で処理をしていくという方法もありますが、それも地域外に排出するのではなくて、地域内で処理をするという方向に動いていくのではないかというような動きの方が私は目についております。その辺りについてはいかがなものでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭議員からお話のありました中国でのお話だとか報道とか、そういう物も私も目にしておりまして、非常に危惧はしているのですけれども、ごみ、特にプラスチック類の処理というのは中々1町村では非常に課題が重い、というのは非常に莫大な金が掛かるのだということもご理解頂いて、非常に大きな課題といたしますか重い問題であります。したがって、広域も今、名寄でやっておりますけれども、更に大きく出来ないかということも1つの検討材料になるのかなと思っておりまして、自町内でやるというのは理想形ではあるというように思いますけれども、非常に莫大な金が掛かる話でありますから、話としてはわからないわけではありませんけれども、油化も含めてでありますけれども、中々自町内で処理していくという事は非常に難しい、重い重大な課題があるのだということもご理解を頂きたいと思います。だから大きく進んで行くのが1つの行政の求めるところではないかなと思っております。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） そういった中で現状については理解できます。ただ、これからの中で油化というのは、結局、出された廃プラスチックを油に代えて、結局そこで油の販売でもって利益を得ていくという形になります。そのことで結局、日本では都市油田というような形でサウジアラビアと同等の油量を確保できるというような見積もりもございます。是非そういった部分をこの町の中でも活かすことが出来ればというような思いの中で、この道も選択肢の1つとして考慮頂くことは出来ないものでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 議員さんのお話は率直に言って良い話かなと思っておりますけれども、そしてまた五十嵐議員の1つの政策といたしますか、こういうものも理解しているわ

けでありますけれども、しかしながら先程サウジアラビア等の話も出たわけでありまして、先程冒頭言いましたように、中国の話の心配だとかそういうのもあるわけでありまして、非常に金の掛かる話で、1自治体、また広域レベルで取り組むような話ではなくて、国家レベルの話になってくるのかなと思っております、中々踏み出せないという状況でありますので、良き時代といいますか、そういう時代が、そういうことも含めてやれる時代が来れば良いなとは思いますが、中々1自治体でそういうところまで踏み切れるところまで行っていないのではないのかな。ただ、プラスチック問題等については段々増えてくるという状況はあるわけでありまして、それについては理解をするつもりでありますけれども、その利用還元等については、若干ここまで踏み出していけない。したがって先程申し上げましたけれども、産業用では、農業用では特に生分解性マルチですか。というような少しでも少なくしていく、そして農業用ではそういうことも考えているのだということも含めてご理解を頂いておければなと思っております。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） ありがとうございます。それでこの廃プラスチックについては、私もまだまだ調査していきませんが、最近出てきた部分の中では、この油化還元装置というのは、大きいのはべらぼうに高い金額が掛かるということも理解しております。ただ小規模のそういった装置もあるということで、そういったものであれば、それこそ個人でも導入が不可能ではないそういった装置もあるようでございますので、更なる調査をしていきたいと考えております。終わります。

○議長（南 和博君） 答弁はいいですね。以上で4番五十嵐議員の一般質問を終わります。

次、7番 小口君。

○7番（小口英治君） 7番小口英治、一般質問を始めます。項目1教育、件名山村留学の課題と町民に対する情報提供についてです。質問の要旨を申し上げます。平成30年3月山村留学に関する調査特別委員会の報告書において8項目にわたる課題点と問題点を議会側から指摘しておりますが、その中で、全国的にも特色ある山村留学ではあるがPR活動が弱く情報発信が十分に行われていない。町民に対しても随時情報提供し、山村留学制度の理解の醸成を図るべきとの報告をしているが、このことに対する考え方は整理されているのか。また、山村留学推進協議会の補助制度について、ホスターホームと親子留学の公平性の観点からどのように見直しをするのか、教育長に見解を伺います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 小口議員から山村留学制度の情報提供と補助制度の見直しに関

してご質問を頂きました。はじめに山村留学制度の情報提供についてのご質問でございますが、山村留学制度のPRにつきましては、美深町仁宇布小中学校そして全国山村留学協会のホームページを通じての発信や、仁宇布小中学校山村留学制度推進協議会が作成いたしましたパンフレットをJR美深駅、美深温泉、道の駅など町内主要施設7カ所に配置している他、町民の方へは仁宇布小中学校の学校だよりの全町回覧、COMカレッジやまちづくり施設見学会、そして広報びふかななどで情報を提供しているところでございます。また、地方新聞等に情報を提供し、随時、山村留学の活動等について紹介して頂いているところです。山村留学を希望されている方からの問い合わせは、町または仁宇布小中学校のホームページから情報を得ているものが多くを占めておりますことから、今年度、仁宇布小中学校のホームページを全面的に更新し、内容の充実を図ったところでございます。今後はホームページの随時更新に努めるとともに、引き続き様々な機会を通じて情報提供に努めて参ります。次に山村留学制度推進協議会の補助制度についてのご質問ですが、現在ホスターホーム生には、食費、ホスターホームの入居経費や長期休業期間の夏休み冬休み等ですね、帰省旅費に対して助成しており、親子留学生に対しては、生活費や長期休業中の体験活動に対して助成を行っているところです。この支援がある、数ある山村留学実施校の中から仁宇布小中学校の山村留学を選択して頂く1つの要素にもなっていると考えております。ご質問にもありましたように、公平性に課題があることはお聞きしているところでございます。ホーム生や留学生に対する支援の在り方については、山村留学制度推進協議会で見直しについて現在協議を進めているところでございますので、ご理解の方をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君）色々お聞きしたいことはあるのですが、端的に言って、美深町で山村留学を実施するにあたり実施設計まで進んでいる段階ですけれども、先程温度差がある、これは岩崎議員の仁宇布地区の懇談会、これは岩崎議員のこれとはちょっと違うのかもしれないですけれども、温度差があるというようなお話がありましたけれども、私もこの美深の市内の町民の中と、仁宇布地区の学校に対する建築に対する温度差がやはりあるのではないかと。これは特別委員会で指摘している項目ですけれども、それが中々改善されないということに対して、教育委員会としてはどのような方法で周知徹底して、そういう目標に向かって醸成していきかけたか、これは私が一番気になる所ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 繰り返しになるわけではございますけれども、町民の方々への

PRということは、やはりパンフレット等が中心となっているわけでございます。その他に学校だより、その中で仁宇布小中学校の実施設計を進めていますよですとかそういった部分も全町回覧してきているところがございますし、またCOMカレッジ100では、まちづくり施設見学会の中に参加した方々に、そういう山村留学の動き等についてご説明申し上げ先程も申し上げましたけれども、特に地方新聞等に対しましては、随時、そういったことについて記事として紹介して頂いているということで、色々な手段を通してご理解いただくべく、対応をまだ進めている最中ということも含めて、ご理解頂ければなというように思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 周知しているというふうなお話がありましたけれども、今、ホームページかどこか記事を探しても見当たらない、これですか。山村留学制度のご案内ということで、これは山村留学推進協議会が発行している、これはインターネットから引いたのですけれども、この中では山村留学修了生の声というふうなのが、これでいうと7名くらいのコメントが載っているのですが、私はこのようなことを町が誘致するわけですから、積極的にこのような生の声を出して頂くのが1番、私は町民に対してはこのような意義があるという理解度がすごく深まると思うのですよね。留学の募集は、前教育長もホームページが中心だというふうな答弁を貰いましたけれども、草野新教育長になりましたからは、何か各学校の方面も相当力を入れてやっているという答弁がありましたから、大いに期待するところではあります。何はともあれ冒頭に言った通り、美深の町民が挙って賛成するような意識にもっていかないと、私は上手くないと思うのですよね。奨学金の制度も私も調べましたけれども、美深ほど手厚く出しているところは、そう全国的にもございません。美深高校の奨学金制度にしても然りです。ただやはり、言葉は適切ではありませんが、奨学金のお金を出すから来てください、ではなくて、中身が充実して是非とも美深に来てみたい、来る必要があるというふうにもっていかないと、私は過疎化対策にもならないのではないかというふうな意識ですけれども、そこの答弁をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 私も教育長に就任してから小口議員から質問があった点、委員会の報告に目を通させて頂いて、どのような状況になっているのかということで調べさせて頂いた中に、先程の山村留学生のホームページの記事、そして新聞報道やこのパンフレットですとか広報で紹介された部分等々どういった部分があるのか、また学校だよりこういった部分も全町に回覧されているという部分等あって、今まさに小口議員から留学生の生の

声、こういったものをもっと町民に理解を得るために活用していった方が良いというアドバイスもございましたので、この辺十分承知おきしながら、町民に理解を引き続きさらに得るように努力して参りたいなというように思っております。また、補助支援制度の部分でございますけれども、先程答弁でも申し上げましたけれども、こういう補助の部分も1つの仁宇布地区を支援して頂く、入学していただく1つの要素になっている。やはり親子留学にしても単身赴任、旦那さんを置いて、お母さんと子供さんで来るというふたかまどになると、そういった部分で、やはり北海道に本州から行くのに色々経費も掛かるという部分で、これが1つの魅力というように捉えている方も結構多いように聞いています。その中でも、やはり小口議員がおっしゃる通り、学びたい、是非美深に行って学びたいのだと、そういうものが先に来るような山村留学の学校になるように努力して参りたいなというように思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ありがとうございます。もう1点だけ、繰り返しになるかもしれないですけれども、美深町全体として、学校の運営に対してはコミュニティスクールの制度等取り入れて充実したものにしていこうというような、もちろん仁宇布も入るのでしょうけれども、これは大変、特別委員会で指摘したことをやってくれているなというのは評価します。それとやはりこの指摘の中にあります児童生徒の確保の問題ですね、気になる所は。継続的に確保出来るのかと。それともう1つは、山村留学推進協議会の体制協議をどう図るのだと、これも指摘ですけれども、その2点をちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） コミュニティスクールの話が出ましたけれども、仁宇布はどちらかという美深小学校、美深中学校に先駆けて地域を挙げての学校。学校中心として地域があると言っても過言ではないかなというように思っております。その中で留学生をどう確保していくかという部分につきましては、先程も答弁をいたしましたけれども、ほとんど問い合わせた方は、ホームページ、これを基に問い合わせた方と、もう1つは過去に美深に山村留学に来た方これらを通じて、仁宇布の山村留学すぐ子供たちの成長に効果があったということで、それを聞いた他の保護者の方の問い合わせ。それと兄弟の方が最近お兄さん、お姉さんが留学をして、その下の子その子も通わせたいという相談が今年は来てございます。すでに今年は現在24件の問い合わせが来ている状況で、来年も留学生複数10人以上は今のところ既に確保できるのかなというように見込んでございます。年間にしてこれまでも二十数件の問い合わせ、昨年30年度は32件の問い合わせがございましたけれども、ほとんどがホームページを通しての相談でした。今年は既に

24件、先程ご説明申し上げましたけれども、結構過去に留学された方の口コミと申すか、そういった部分で広がってきているというような状況になってございます。山村留学の協議会含めて全国で小学校が90校、中学校が48校、今山村留学を行っているということで伺ってございますし、北海道にあっては生徒がいない町村もありますけれども、現在、9町村で山村留学を行ってございます。その中でホスターホームと親子住宅を備えている部分については実は鹿追、美深と根室、北海道に3つ貴重な山村留学の学校となつてございますので、引き続き協議会でも今後の展開について、また多くの方々に理解を得られるような形で努力して参りたいなというように思っておりますので、ご支援またご理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 補助金のあり方もありますけれども、今言つた鹿追と根室、これは助成としてはほとんどないですよ。ホーム、親子。それを申し入れておきますけれども、後は離島留学というのも私もそれなりに調べましたけれども、手厚い補助はないですよ。ですから、その補助の観点やら先程冒頭言ひましたそこら辺を考えて頂きたいなと思ひています。それと実施設計の図面ですか。設計図というのですか。それは仁宇布地区の方と相談なさつたみたいですが、あまりにもその地区の状況がわからない。雪害の問題等の建物自体の話ですが、まだまだそのようなコミュニケーションが教育委員会サイドと仁宇布地区の住民が足りないからそのようなことが起きたのだろうと私は思うのですけれども、合わせて今言つたそういう教育的なことも最後には言ひたいですが、もう少し密に地区住民と話をもつて、やはり目指すべき教育とは何かというようなことまで踏み込んで話も必要ではないかと思ひますけれども、その1点をお聞ひしたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 前段の山村留学の支援の関係でございませぬけれども、確かに道内では鹿追、根室、美深のような手厚い支援はございませぬ。かえつて美深がこの支援があるということで美深に来て頂けるという部分も1つの要素だというように先程お話ししましたけれども、道内また道外の中では美深以上の部分もないわけではございませぬ。一概にこの支援について比較するつもりはございませぬけれども、美深には美深に合つた支援を考えていきたいと思ひますし、先程の公平感等々も含めて今、事務局レベルで協議している最中ですので、もう少し時間を頂ければなというように思ひます。それと実施設計の関係ちょっと触れられていましたけれども、私も前教育長の中でのそれらの協議かなというように引き継ぐ中でも伺ってございませぬけれども、決してコミュニケーションが不足し

てではなくて、協議の中からそういう意見が出て来て豪雪地帯にあった建築ですね。将来について教育委員会もそうですし、地域住民含めて雪処理についての対策といいますか設計ですね。そういったことを地域住民の意見も取り入れながら見直して作業を進めているところで、現在にあってはそれらについては地域も教育委員会も一致点に至っているということでお伝えしたいなというように思いますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） この問題は、これで最後にしたいと思えますけれども、今日出掛けに地方議会人という議員研修誌がありまして、ちょっと私見たところ、新しい時代の小中学校の在り方という記事があったのですね。今日間に合ってよかったなと思って、ちょっと朗読させていただきますが、色々な問題があるのだけれども解決すべき問題点として、最後に子供の育ちを大切にしたい、発達段階に応じた連続性ある教育を進めるために解決しなければならない問題点を3つ指摘する。1つは、学校や講師を超えた新たな教育課程編成の構想とカリキュラム、マネジメント。2つは教員配置、組織、マネジメントのあり方。そして3つは少子化による学習集団の編成の在り方です。これら3項目は新学習指導要領で示されたこれからの時代に求められる生きる力、3つの柱、生きて働く力（知識、理解の習得）、未知の状況にも対応できる力、思考力、判断力、表現力等、学びを人生や社会に活かそうとする力、学びに向かう力、人間性などの育成を見据え新たな学びの場づくりを行う際に検討が望まれる事項であるというような項目があったのですが、私はこれを読んでまさにこれは美深の教育、特に仁宇布の学校にとっては大変な指針が示されているなと思っていますので、これに向かって邁進努力を期待しますが、その1点答弁をお願いします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） ご承知の通り、新年度から小学校の学習指導要領が新しくなるといったことで、今議会人ですか、そちらの記事についてお話を伺ったところでございます。まさに仁宇布小中学校は小学生から中学生まで1つになって色々な事業を進めてきたということで、まさにまた地域をあげてのコミュニティスクールも確立されているという地域であるかなと思っています。仁宇布だけではなくて、美深で育つ子供たち、是非、美深を愛する郷土愛を持って地域社会に貢献できる人づくりを目指していきたいなというように思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 項目2番、行政に移ります。件名、第6次総合計画の策定に向けた考え方について。質問の要旨を申し上げます。第5次総合計画も残すところ1年余りと

なったが、これまでの取り組みにおいて、町と町民の双方向の情報共有の在り方、特に町民に対する行政情報の不足に多くの課題があると考えているが、現時点において町として大きな課題として捉えていることはあるのか。次期総合計画の策定に向けて、地域おこし協力隊の活用や地域人材の育成が重要であると考えているが、町として最も重要視していることはどのようなことか町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 第6次総合計画策定に向けたご質問かなと思っておりますけれども、情報提供に大きな課題があるということのご質問でありますけれども、捉え方の感覚の問題も含めてあるのかなと思っておりますけれども、先程、岩崎議員の一般質問の答弁でも若干触れた部分もあるわけでありまして、町民との情報共有においては広報誌であるとか、言ってみれば広報誌の充実や防災端末の活用であるとか、地域担当員制度の活用であるとか、各種委員会等の開催、さらには地域懇談会の開催、さらには町長の手紙などの多様な手段をとっております、言ってみれば広報広聴活動に努めているという状況でございます。こうした広報広聴の充実については、この重点的に行っているわけでありまして、行政評価委員会においても、地域の課題や住民の声を直接聞く体制が図られているという報告を受けているところでございまして、冒頭、大きな情報不足だという部分についてはいかがなものかなと考えているところでございます。ただ、全ての町民に対応できていない部分もあることではないのかな。これで良いという範囲もまたないわけでありまして、次期総合計画において、引き続き多様な様々な機会の手段を利用しながら推進していかなければならないと思っております。それでも足りない部分があるかもしれませんが、努力して参らなければと思っております。ただ、行政活動に精通している議員の皆様におかれましては議会活動、さらには議会議員活動通して町民の代表でありますので、それらの広報広聴等についてもお骨折りを頂きたいな、頂ければ有難いなと思うところでございます。また次期総合計画の策定にあたって重視しているのは何だというご質問でありますけれども、各分野においてそれぞれの課題があるわけでありまして、どれもこれも重要なものばかりであります。課題解決や取り組むべき施策などは、これらを整理しながら今計画を立てているところであります。現状において議員からご指摘もある通りでありますけれども、大事な部分は担い手をどう育てていくか。各分野で不足しているわけでありまして、この部分について非常に危機感を持っているような状況でございます。農業や林業などの各産業、民間団体、各関係機関それぞれの分野で次の担い手をどう発掘していくのか。あるいは外部からの人材をどう取り入れるかなど今後増々大きな課題となっていくのではないかと感じているところでございます。若い世代が認める魅

力ある職場づくりに努めることが大事ではないかと思っておりますので、行政の施策だけでは難しいところもあるわけでありましてけれども、官民一体となって1つのチームというような形で意識をともにして推進していきたいと思うところでございます。すでに一部の分野でありますけれども、産業分野の枠を超えて、若い世代で共に課題を持って取り組んでいる事例もありますので、それらの芽を大事にしながら活動支援、人材育成を図って参りたいとこのように考えるところでございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 第6次総計に向けてこれから準備を進めて、もう会合も既に行われていると思いますけれども、質問はまだ1年残っていますから、まだ早いのかもしれないですけれども長期的、短期的に第5次でやり残した点ですとか、改善したい点だとかそれを第6次に活かすというような具体的な項目、今担い手、人材育成もちょっとお話がありましたけれども、そこがもしあれば、はっきりとした言葉でちょっともう一度お伺いしたいところです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 表現の仕方は色々あるわけでありましてけれども、担い手だとかそういう人口減少だとか、高齢化だとかというのは、過去も含めて総合計画で随分言ってきたつもりでありますけれども、しかし我が自治体だけではなくて全国的な傾向でありますけれども、これらの問題を放置するわけにはいかないと思っているわけで、非常に大事な観点でありますけれども、この傾向がずっと続いてきて、まだ底を打てないという状況でありますので、最大限の取り組み、さらには担い手もそうでありますけれども、そういう傾向が続いているのだということもご理解を頂きたいと思えます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 5次に活かせなかったのが、今担い手、人材育成2つくらい挙げましたけれども、それを6次に向けてやるのだというような理解でよろしいですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） もちろんやったつもりでありますけれども、今後も続けていきたい。ただそう簡単に答えの出るものでもないと思っておりますけれども、努力して参りたいと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 担い手は、これは相手があることなので、中々難しい面もあるということは私も理解します。それで人材育成というような観点からちょっとお聞きしますが、これは第5次総計の5章で、みんなで作る心かようまち「美深」の欄に地域協

力隊、今言った地域人材育成の事業、あと地域担当員、まちづくり懇談会、町長への手紙、あと広報活動、行政連絡会議、ホームページ等も載っていますけれども地域協力隊は一応任期3年と理解していますけれども、過去にも私は言ったことがあるのですが、章で言えば不足業種を埋めるべくその地域協力隊に委ねて、何とかその不足の部分の底上げするというか無くなるとはいけない業種を育てるといようなことも、やはり私は地域貢献隊に託す必要な事柄ではないかと思っているのですが、そこをまずお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） まさに今、小口議員から指摘されたようなことかなと思っておりますけれども、相手のあることでもあるし、中々現実はそうではあるのだけれども、上手く作用させるというかそういうところには難しいものがあるのだということもご理解頂きたい。ただ地域協力隊の数だとか何かのこともあるわけでありましてけれども、ともに努力しているという1つの評価も頂いておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これは事業報告書で、あまり私見てもわからなかったのですけれども、28年から30年度までの職員の研修関係の事業報告書を見ると、必要不可欠な研修等はここでは何も言う必要がないので言いませんが、まちづくりの人材育成というような項目の中では28年から30年度の実績で大体4名くらい。またブランド化に特化した研修では29年の2名だけというような報告になっているのですが、この町職員のその人材育成ですね。これは過去に何回も私は質問していると思いますけれども、ブランド化にあたっては、これからチョウザメ産業、後段にもまた一般質問の方もおられるようだけれども、まさにこのブランド化の研究等は、やはり派遣してでも研修を積んでいただいしっかり持ち帰ってきてもらうことが必要だと思いますが、町長の考えはどのようなものかお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 過去の研修が良いとか悪いとかいうつもりで申し上げるわけではないのですけれども、まちづくり研修、そして色々な研修も職員も含めてやっていることは理解されているのだと思います。その中で民間人と町職員が共に1つの町おこし、ブランド化もそうでありますけれども、そういう方向に向かって何をすべきかという研修等についても参加する機会を作り上げたというのが、今、申された件数かなと思っております。行政としては積極的に取り組むつもりでおりますけれども、行ってこられた方、行ってきた方、さらに今後行こうとする方、それほど積極的な姿勢があるのかなのか。その辺のところも見極めながら今後どうして行くか。ただ職員には叱咤激励しているところであり

ます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ホームページの更新、教育委員会はさっきの質問で更新していくのだというようなことがありましたけれども、ホームページ美深町の紹介のことも数人というか過去何回もホームページの充実という課題は一般質問で述べられた方も多々いるのはわかっていますけれども、こういうそのホームページも然り、町の広報誌も然りですね。やはり町の課題とか具体的にはっきりわかりやすく言えば町長がこういう問題が今課題なのですよと、広報誌に。町長は直接こういう課題がありますというような情報提供をどんどん出して頂いて、地域を巻き込むといえますか、そのような広報誌も必要でないかと。1回だけではなくてどんどんその町民をたきつけるという言葉は適切ではありませんが、今町ではこのようなことに力を入れてやっているのだと自信を持って情報を公開するという姿勢が私は必要でないかと思しますのでその考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町長の考え方はそれなりに、みんな職員も捉えて頂いている町民も捉えて頂いているなどと思っておりますけれども、一言で言えば町長と言え職員もそれぞれおりますから参酌して頂いて、取り入れて頂いて十分こなして頂いているな。町民もこなして頂いているな。結果としてこうなっているのだと。十分かと言われれば、それはもう少し頑張ってもらいたいというのも1つの私の考えもありますけれども、私の生の声そのまま伝わっていくものだとも思っておりません。その辺は職員も参酌しながらこなしてくれているものだと思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 投げやりな言い方ではないですけども、この場で今発言することが適切かどうか大変微妙なことだと自分自身思っているのですが、びふか温泉もそういう状態なものですから、たまにアルコールも交えたそういう懇談会で腹を割って町民とどのような話なのだと。公のその昼間の生というのですか。そのような会合ではなくて、もう少しリラックスした会議も是非提案して、どんどん町長が町民何を考えているのだ。俺はこんなにやっているのだとそのような議論に持っていったらいいなと思しますので、その最後の1点で終わりにしたいと思いますのでお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口さんの誘導尋問に引っ掛かるわけではありませんけれども私はどちらかというと非常にざっくばらんに外にも出ますし、職場内でもざっくばらんに物を言ったりするタイプであります。そういうところで色々参酌して頂いているわけであり

まして、町長何考えているのかな。議会答弁もかなり雑なことを言っているわけでありませうけれども、そういう面では小口さんの誘導尋問に引っ掛かるわけではありませんけれども、そのようなことで正直言ってざっくりばらんに答えているつもりでありますのでご理解を頂きたいなと思っております。

○7番（小口英治君） 一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で7番小口議員の一般質問を終了します。只今から暫時休憩をします。再開は概ね13時、午後1時と致します。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時00分

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を再開します。

1番 名取議員。

○1番（名取明美君） 11月の広報を見ましたら平成30年度約2億9千万円の黒字になっていました。山口町長になってから黒字が続いております。町の借金も約61億円となりました。少しずつですが減ってっております。私から申し上げるのは恐縮ですが、美深町民を代表いたしまして町長のご功労に感謝申し上げます。ありがとうございました。引き続きよろしくお願い致します。それでは一般質問に入ります。項目、社会福祉。件名、健康寿命の延伸と介護予防・自立支援の進め方について。政府が年末に編成する2020年度の当初予算案で介護の予防や自立支援に成果をあげた自治体に手易く配分する交付金を現在の2倍の400億円程度へ大幅拡充させるとの報道もすでにされています。美深町においては介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の中で訪問事業、通所事業、地域リハビリテーション活動支援事業、認知症カフェ事業、配食サービス事業などがあり社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に積極的に行われており、その取り組みを高く評価しているところです。今後国から認知症予防や要介護度の維持改善に向けた取り組みを自治体間で競わせるよう新たな評価指標や配点の中身が示され、すでに各自治体でクリアしている指標も改めもう1歩進んだ動きへ展開されるよう促していくと思われまます。ただし介護状態は簡単には改善しないと言う専門家もおりサービスの抑制を目指す自立偏重の方向性が懸念され、令和3年度からの第8期美深町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画策定を見据え、今後の展開をどのように進めていくのか町長の所見をお伺い致します。1、現在行われている社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの事業が介護予防の取り組みとして十分であると考えているのか、また今後の介護予防及

び自立支援における重点的な方策をどのように考えているのか。2、健康寿命の延伸に向けて第8期美深町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画への明確の位置づけと第6次総合計画の福祉政策において高齢者に分かりやすい目標として示すことが重要と思われるがそのような考え方は持っているのか町長の所見をよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員から健康寿命の延伸と介護予防、自立支援の進め方についてのご質問を頂いたところでございます。まず現在の介護予防の取り組みが十分と考えているのかとの質問でありますけれども、現在の取り組みが必ずしも十分ではあるとは考えておりませんが、各自治会の通いの場の立ち上げやサロン事業への支援を中心とし運動やレクレーションなどを行うことによって介護予防や自立支援を推進しており一定の成果は得られているというように認識をしております。また社会福祉協議会を中心とした介護予防、日常生活支援、総合事業体制整備協議体においてこれまでの取り組みの中での課題の整理や今後の介護予防の推進について新たな生活支援サービスの検討や地域での支え合い体制づくりの推進に向けた協議を進めているとのことでもありますので今後において介護予防や生活支援を充実させるために協議体や関係機関との連携を図りながら元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支えていく仕組みをつくることで高齢者の活躍の場を広げながら介護予防を推進していく取り組みを検討して参らなければならないと思っております。自立支援が必要な高齢者についてはリハビリ専門職の積極的な支援を行い、悪化を予防し在宅で自立した生活が継続できるような支援をしていくことが必要であると考えております。次に健康寿命の延伸に向けた高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の位置づけと第6次総合計画における目標についてのご質問でありますけれども、第8期の介護保険事業計画等については、今後、令和2年度に示される国の指針により計画を策定することとなるわけであります。その指針と来年度実施予定のニーズ調査の結果を基に、課題や検討事項を整理し今後の介護予防・重症化の防止等のための方策や目標を設定することになりますので、国の指針等の情報に注意して参りたいと考えているところでもあります。また、第6次総合計画における福祉施策の目標についてでありますけれども、健康寿命の延伸を図るためには、若い世代から生活習慣病等の疾病予防を行い、高齢期に向けては、通いの場への参加やボランティア活動などを通じて運動の機会や社会参加を促し、身体状況の維持や認知症の予防対策を行い、在宅生活を継続して行くことが十分であると考えているわけであります。このように高齢者の通いの場を中心とした介護予防と生活習慣病等の疾病予防、重症化予防の保健事業などを連携し、さらに関係機関の連携、協力により地域が一体となって取り組むことが健康寿命の延伸に繋がっていくものだというように考えている

わけでございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 答弁ありがとうございます。ここで介護予防、自立支援、健康寿命この3つをちょっと説明していきたいと思います。まず介護予防ですが、介護認定が付いている人に対して悪化をさせないための予防で社会福祉協議会、包括支援センターの事業なので改めて説明することはしません。次に自立支援ですが、介護認定が付いた人に対して改善するための支援をする。例えば要介護3の方が要介護2になり、更に要介護1になるために支援をしていくことです。健康寿命とは健康な人が介護認定を受けないようにしようというのが一般的な考え方がありますが、私の考えでは、介護予防において悪化を防止することは現在の健康を維持することにつながり、健康寿命の基本と考えます。また、自立支援においては、介護認定を受けた人を健康な人へと目標を立てて支援するという事は、大きく捉えて健康寿命の支援事業と考えます。具体的に言えば、皆さんご承知の有名なプロ野球選手Nさんです。脳卒中で倒れられました。その後テレビで拝見していますと車椅子になりました。懸命にリハビリを続けてその後、杖で歩かれるようになりました。次にテレビで拝見した時には自力歩行にまで回復されていました。周りの人達は拍手をして迎えられていました。これが自立支援です。ここには大きな力が2つ必要です。それは本人の強い気持ちと支援する力です。この2つがなくてはこの結果は生まれません。本人の気持ちも大切ですが、支援する力も大変重要なのです。美深町においての支援する力は社会福祉協議会であり、包括支援センターとボランティアなのです。町長、このことをどのように捉えていますか。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員さんの方からそれぞれ介護予防、さらには自立支援、さらには介護認定の在り方、さらには介護予防、そしてプロ野球のNさんの話等々でその自立支援の本人の強い気持ち、さらにはそれを支える介護予防といえますか、組織の力等々のお話もあったところです。いずれにしても、それぞれのお話の通りだと思っているわけでありまして我々が町にあってその支援する協議会、言ってみれば社会福祉協議会があり、ボランティアがあり、いずれも我が町では十分とは言いませんけれどもそれなりに作用しているのだなと思っております。十分と云ったら、ではないと言いつつも町にあった昔はあまりこういうことを言われなかったのですけれども、ここに来て介護支援の在り方等々について、この次は8次でありますけれども、作りながら進めているような状況でありまして、十分ではないけれども、それなりに機能しているのだという認識でございますのでご理解を頂きたいというように思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） その町長のご意見は美深町の福祉活動の基本となります。町長の介護支援活動の評価が活動員の大きな力添えとなります。これが町長の1つの施策と私は考えます。これにはお金が一切かかりません。施策を考えたらお金、施策を考えたらお金と言われましたので、お金の掛からない施策を考えてきました。それが町長の評価の施策です。国からの認知症予防や要介護度の維持改善に向けた取り組みを自治体に今求められています。町長はこのことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町の施策と申しますか、言ってみれば金の掛かる施策、金の掛からない施策。こういう区分けが1つされたのかなと思っておりますけれども、しかしながら全体的に見て、そのように金の掛からない施策というのは限界があるのではないのかなと思っております。かなりボランティアの方々に無理をさせるのではないのかなと思ったりするわけで、したがって金の掛からない施策はもちろん追求しなければならないわけでありましてけれども、金の掛かる施策であっても、それなりにやっぱりボランティアの皆様方のことも考えながら努力していかなければならないという基本を持ち合わせているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取議員。

○1番（名取明美君） ありがとうございます。今のその町長のご意見ですね。そのご意見は美深町の福祉活動の基本となりますのでよろしくお願いたします。次に2020年度の国からの施策に事前に考えておかなければならないことがあります。介護予防は国からの施策をほぼクリアしていると思われまして。この町の大きさで参加人数、行事等々を見ても盛んに行われていますので、ほぼほぼ満足しているのでは、その評価は高いと思われまして。自立支援は現在の活動の中でも行われているとは思いますが、自分の考えとしては慎重かつ積極的に検討しなければならない事項だと思っております。具体的にはリスクがあります。国の施策を重視してやろうとすると介護認定を受けている人に大きなリスクが発生してしまうことにもなり兼ねません。例えば介護認定を受けている人が積極的な気持ちで参加していない場合、大きな心理的負担と大きな肉体的負担をかけ効果を生ましません。また、転倒による骨折などにより介護度を悪化させるリスクが含まれます。ここで質問です。自立支援に伴うリスクについて町長はどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、ほどほど我が町の福祉施策と申しますか介護支援の状況等についてご理解を頂いて高い評価を頂いていることについては感謝を申し上げなければな

らないと思っております。それもこれも我が町では健康寿命と申しますか、という部分では全国平均で少し高いのかなと思っております、そういうことを根拠にしながら評価を頂いているのかなとそう思っているわけでございます。そしてこの頃少し健康寿命等もまた高齢化が進んでいるわけでありまして、伸びているような状況もあると思っております。そこでリスクの考え方でありまして国の指針が令和2年ですか、示されるわけでありましてそれはそれとして第8次の我が町の計画を作る時に指針として大事にしながら、それを学びながら我が町の実態に合うように作り直していかなければならないと思っております。若干リスクはあるかもしれませんがそれはそれとして大事にしながら参酌しながら我が町の実態に合うように努力していかなければならないと、このように思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 自立支援の場合特に個人差によりリスクの度合いがあり、専門的な知識を持った人の支援が必要であります。リスクを考え、積極的かつ慎重に本人の気持ちを尊重していく必要があります。国が定める数値だけを求めると危険なリスクがあるので慎重に進めていかなければならないのが自立支援です。次に重要なのは本人の強い気持ちです。本人の強い気持ちを持って頂くためにはどうしたらいいのか。気持ちはあっても支障となる壁があると諦めてしまいます。例えば参加したいと思っても足がないので参加できないと諦めてしまう人がいます。特に日曜日の行事にはフレンドバスが利用できないので諦めてしまうという話も聞きました。ではどうしたらいいのか、情報を把握しボランティアの送迎を募集し参加を促す。本人の強い気持ちを尊重する町づくりをしていくことが重要ではないでしょうか。そこには参加した本人、お手伝いしたボランティアの満足感が生まれます。ここで質問いたします。介護支援活動の中に、大変なこと苦しいことばかりではなく、お互いに達成感を感じる支援の方法が存在します。町長はこのような支援活動についてどのように思われますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみれば自立支援、本人の強い気持ち、非常にこれが大事になってくるということは十分理解しているつもりでありますけれども、冒頭申し上げましたように本人の気持ち、さらにはボランティアの支え等々大事になるわけでありましてけれども、冒頭申し上げた通り、それだけで良いのかということになれば、僕はそうではないと思っております。というのは、やっぱり金の掛からない施策というようにおっしゃられましたけれども、しかしながらやっぱり金の若干掛かることもしていかなければならない。お手伝いをしていかないとならない。行政として施設を作っていくとか器具を揃えていく

とか、そういうこともまたボランティアの支援等もどうすべきかということについても考えていかなければならない部分があるのだろうというように思っております。したがって、基本は金の掛からない施策といわれますけれども、そういうことも含めてやっぱり考えていかなければならないのではないのかな。そしてそういう時代を迎えているのではないのかなと思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今の答弁の中に大変心温まる言葉を頂きました。ありがとうございます。この満足感については支援活動においてとても重要なことなのです。先に話をしたスポーツ選手の話は、有名な方だから感動して拍手をしたわけではなく努力した姿に感動したのです。支援される人が諦めずに努力すれば周りの人も感動するのが支援活動であり、そこに携わった人たちに満足感を与えたいと思います。最後に介護予防、自立支援、健康寿命を美深町で進めて行く中で介護認定を受けている人とその家族、さらに高齢者と介護支援活動の方々のための事業をさらに進めていくことが大切であり、その結果として町の評価も高くなり国からの配分も増えます。令和3年度からの第8期美深町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定を見据え自立支援を含めた健康寿命が重要であるので慎重かつ積極的に進めていかなければならないと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 答弁はいいですか。

○1番（名取明美君） 町長、最後の答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 答弁等いらぬような話もありましたけれども第8次の計画づくりについて積極的に今言われたような方向も取り入れながら努力して参りたいとこのように思っております。ただ人口減少、高齢化時代、財政難、色々な課題があるわけでありますからその辺の事も参酌しながら介護予防だけではないのだということも含めてご理解を頂ければありがたいと思っております。ただ福祉計画は非常に大事な計画でありますので努力して参りたいとこれだけは申し上げておきたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 以上で1番名取議員の質問を終わります。

傍聴者の方に申し上げますけれども発言は控えて頂くようによろしくお願ひします。

次、2番 田中議員。

○2番（田中真奈美君） それではよろしくお願ひいたします。12月に入り役場職員の皆様におかれまして次年度の事を考えた計画や組み立て、または予算など日々の業務に加えお忙しい思いをしていることで町づくりのためいち早く取り組みをされている方々として働いて下さっていることに感謝申し上げます。その大切な時期だからこそ新年度予算

に少しでも反映していただき、さらには第6次総合計画を策定していかなければならない今だからこそ考えて頂きたいと思い、この場で質問をさせていただきます。項目、社会福祉。件名、福祉部門とスポーツ部門の連携による健康寿命の延伸について。質問の要旨です。現在美深町の人口は約4200人、高齢化率は41.25%となっているが各イベントや団体活動を見ていると元気に活躍する町民が多く美深町は元気な町に位置付けられていると考えます。しかしながら2025年に迎える超高齢化社会の問題や後期高齢者の医療費の引き上げなどを考えると、今まで以上に健康寿命の延伸が大切であると思われます。高齢者の健康づくりに向け、社会福祉協議会では包括支援センターと協力しサロンなどの開催を通して認知症予防事業やふまねっとなどの介護予防事業を行っています。またNPO法人美深スポーツクラブでは幼児期から運動に親しむ取り組みがされ、今年度は新しい事業としてレディスポなどの若者向け健康づくりにも取り組んでおり、今後は各年代層に適した取り組みの充実が重要であると思われませんが、町長に所見を伺います。1、健康寿命の延伸を図るためには幼児期から高齢期まで一貫した健康づくりを進める必要があり福祉部門とスポーツ部門の連携を強化して取り組んでいく考えを持っているのか。2、健康づくりをより推進する為に健康づくり指導員やスポーツインストラクターの育成を充実させていく考えはあるのか。3、健康寿命の延伸に向けて今後それぞれの分野において進めようとしている取り組みはあるのか。4、社会福祉協議会のボランティア活動や美深スポーツクラブ事業の充実が健康づくりには重要であると考えており、これまでの活動や新たな事業に取り組む場合にも予算措置を含めた必要な支援をしていく考えを持っているのかお伺い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、田中議員の方から福祉部門とスポーツ部門との連携についてのご質問を頂いたところでございます。言ってみれば健康寿命の延伸という項目でありますけれども、そういう中身であったというように思っております。したがって、順を追って答弁させて頂きたいというように思っております。まず1つ目の健康寿命の延伸を図るための福祉部門とスポーツ部門との連携強化に関する取り組みとの質問でありますけれども、健康寿命の延伸を図るには、やはりライフステージに合わせた運動の継続は有効と考えているわけでございます。比較的身体能力の差がないと言われる70歳から75歳までの方についてはスポーツ部門と連携した取り組みも効果的でありますので、今後可能であるものは町内スポーツ団体との連携をしながら事業の拡充が図られるよう進めて行く必要があるというように思っております。75歳以上で身体能力が低下している方については、運動機能向上教室でリハビリ専門職のアドバイスを受けなければならない。個々

の状況に合わせた運動を継続できるように取り組んでいかなければならないとこのように考えているわけであります。次に、2点目の健康づくり指導員やスポーツインストラクターの育成を充実させていく考えはあるのかというご質問でありますけれども、これまでも福祉部門ではふまねっとサポーターや認知症サポーターの養成などに取り組んできたところですが、近年様々な効果を求める声もあり、こうしたニーズに応じた指導者や講師等が必要であることから、今後、福祉部門における新たな講師等の活用も検討をしていかなければならない。ただ直ちに出来るということでもありませんけれども、そういうことも検討していかなければならない。その効果を検証し、介護予防等に必要なものについてはボランティアなども含めて育成していくことも検討して参らなければなりません。また、スポーツインストラクターの育成に関しては、スポーツ関係団体の活動の中で必要な資格取得が行われていると伺っておりますけれども、必要な支援については、教育委員会等を通じながら協議を行い、取り進めて参りたいと考えているわけであります。次に健康寿命の延伸について進めようとしている取り組みもあるのかという質問でありますけれども、先程も答弁しているわけでありますけれども、今後は高齢者に対する介護予防だけではなく、ライフステージに合わせた取り組みが重要であると考えておきまして、生活習慣病の予防や重症化予防などの保健事業と一体的な取り組みが必要と考えているわけであります。その中でスポーツ関係団体との連携も必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。次に社会福祉協議会のボランティア活動や美深スポーツクラブ事業の充実を図るための予算措置を含めた必要な支援を行う考えを持っているかのご質問でありますけれども、これまでふまねっとサポーター養成やボランティア研修について予算を措置しているところであります。美深スポーツクラブには教育委員会を通じて支援をしてきているところでもあるわけであります。今後において介護予防活動などの必要な取り組みについては介護予防ボランティアや介護関係機関との意見を取り入れながら効果等も検証した上で支援して参りたいと思っております。健康寿命の延伸を図る為には福祉部門とスポーツ部門のみならず関係団体の協力を頂きながら元気な町づくり、元気な町づくりだと認識しておりますけれどもそういう部分で推進して参らなければならぬとこのように認識をしているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 所見をお伺い致しましたところ考えていきたいということ、あと向上が必要だということをお伺いをさせて頂きました。ただ現在の美深町で考えるならば健康寿命を伸ばすために必要なものは先程名取議員の質問の時に、町長の答弁からもありましたが、若い世代からの予防を行っていく必要があると町長の答弁の中にありました。

私の意見も同じものと思っております、ただ美深町の今の事業の中で働き盛りの人達を対象に行っているスポーツ事業、あと病気になってからの補助、助成が多いものが目につきます。実際に今美深の町を支えているのは生産年齢と言われる世代の人達が美深町を実際に支えていて、これから私たちは1つずつみんな平等に年を取っていきます。その中でこういう今働いている元気な方々、そういう方々に対して何かこれから事業だったりとか支えていったりとか支援するという方向性はあるのかちょっとお伺いしたいです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に難しい話ではあるのですが、今おっしゃられました生産年齢が中心になっている働き盛り、さらには若い人等のスポーツと福祉部門等への参加率等々についてはそんなに高くないのかなと思っておりますけれども、それは生産年齢と言われる部分、さらには働き盛り、更には若い人等々の意識の問題もあろうかと思っておりますけれども、意識の問題と言いますか、そういうまだまだ大丈夫だと中々意識できないということもあろうかと思っておりますけれども、しかしながらやっぱりそういう啓蒙は続けていかなければならないと思っているわけでありまして。そういうものを軽視するわけではわかりませんが、若い時からそういう啓蒙活動といいますか、学習といいますかそういうものは今田中議員がおっしゃるようなことで考えていかなければならないと思っているわけでございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 実際に私も今まさに生産年齢と言われる世代でありまして、若いお母さんたちと一緒に活動することがとても多いと自分では思っております。その中でやっぱり話を聞くことが多いものは、運動をしたくてもお金が掛かってしまう。あと美深にはそういう活動する場所が少ない。先程町長がおっしゃられていた通り、まだまだ自分は大丈夫というものがあったりとか意識の問題、あと実際に参加率が少ないというのも事実だと思っております。ただそういう場所が実際に少ないのも事実で、子育てに実際にお金を掛けてしまい、自分に対する投資があまり少ないというのも事実だと思うのです。その中で、これは私の提案としてのお話になってしまうので、ちょっとどうかとは思っておりますけれども、今、実際に今までのその実績がないからやらないというのではなく、先にこういうものがありますよという啓発的なものを促しながら、少しの金額でスポーツだったりフィットネスだったり、健康づくりに取り組めるようなものを作っていくのはいかなものかと考えています。さらには、その健康づくりのためにインストラクター、スポーツ指導員、美深の方ではふまねっなどのサポーター養成しているということだったので、そういう部分に関しましては色々な取り組みをされているのだなということは実感させて

頂いておりますが、1つのものでずっと取り組みをしていくというよりも、新しいものをどんどん取り組んでいながら、そういうインストラクターを養成していくというのも1つの手なのかなと考えております。ライフステージに合わせた保健事業の取り組みも考えておられるし、スポーツ事業の関連も考えておられるということなのですが、総体を通してその金額的な支援に向けても町の方では考えてくれているのかということをお伺いしたいです。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 田中議員の質問でありますけれども、先進的に取り組まれている田中さんにこういう言い方をするといかななものと思っておりますけれども、新しいものに取り組む我が町の姿勢は他の町村より強いのかな。その中で田中議員のような方々も生まれてきているのかな。そしてそういう土壤があるのかなと見ているわけでありまして。そういうことが生産年齢の問題だとか、さらには健康寿命の問題だとかに反映してくるのかな。そして町の取り組み等についても、それについて止めをかけるのではなくて、やっぱり伸びるような方向を見出していかなければならない。先程、名取さんの質問にも答えたのですけれども、やっぱり予算だとか金だとか、そういうもの、わずかながらでも掛かるわけでありまして、そういう施設もやっぱり整備していく、そういう一体的な努力を重ねていかなければならないと思っております。ただ、その場合、具体的にどういふものがどうなのだというのもやっぱり必要になってくるわけでありまして、それが多額の金を要するだとかそういうことになってくると中々難しいわけでありまして、そういうことも含めてどうしていくかと。昔で言えばパークゴルフができた、その後ゲートボールができた、そういう時代がなってきたけど、それらに取り組む人も段々減ってきている。だけれども新しくスポーツだとか、福祉だとか、若年層だとか、そう言われる部分の新しい芽を大事にしていって、少しでも生産年齢なり、健康寿命等に結び付けていくような事業を推奨していく、そういう土壤を町としては作っていかなければならない。そういうことが大事になってくるのだと。これは一長一短に出来る話ではありませんけれども、町の空気としてそういう空気になってくれればいいな。一緒になって努力をしていかなければならないのではないのかなと思っておりますのでございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 今までのお話を聞かせて頂いて、町長の考えが第6次総合計画の方に反映されていき、町の人達がどんどん元気になっていくことを私は願うばかりです。今、美深町の人口は少しずつ減っていく形になっていまして、実際に平成27年度に人口ビジョンを美深町の企画グループの方で作っていたものの中より、更に人口現状が進んでい

る状況にあります。実際に2040年に大分先の話にはなってくるのですけれども、その時には人口が3,100人になり、生産年齢の方につきましても下がっていく。実際には高齢者についても人口減少はされていくのですけれども、高齢化率は高くなっていく一方なのです。実際にこの歳というのは、私達が高齢化になっていく世代でして、先程町長が申し上げた通り、本当に意識の問題が大事になっていくのではないかと私も考えております。そのために更に一層福祉の方と、あと教育委員会スポーツの方と含めて色々な部門から健康に向けての啓発を行い自分の健康は自分で守るというものを意識の中で育てていけたらいいのかなと考えております。必ず私たちは年を取っていきますので、そういう部分も踏まえて、先程町長が答弁して頂いたライフステージに合わせた運動向上が必要だというものであったり、スポーツ部門や福祉部門の連携を強化して取り組んでいく必要もあるというお考えも伺いました。ということであれば、本当にその部分の各関係者の方々が色々な部門で色々な知識を持っている方々が沢山いると思っておりますので、そういう部分で今の町長のお話からもあったように、これからの美深が元気になっていけばいいかなと思っておりますので、最後になるのですけれども、町長の方から第6次総合計画について今後その福祉部門、スポーツ部門、健康寿命の延伸について今一度どうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今一度尋ねられておりますのでご答弁申し上げたいと思っておりますけれども、現在でも元気な町と言われている方だと私は認識しているところでございます。というのは、もちろん福祉なりスポーツなり更には文化なりそういうものが活発に展開されている町だというように認識をしているわけでありまして。そして、その部門が非常に大事であるということも認識をしているつもりであります。したがって第6次、さらには第8次になるわけでありましてけれども、高齢者、福祉、介護等の計画づくり等々についても延長した考え方を持ちながら積極的に取り組んで参りたいと思っているわけでございます。さらに言えば2040年に3,100という人口を言われましたけれども、それは1つの統計で、そう出ているわけでそれを否定するわけではありませんけれども、何もしないでいくとそうなるのかなと思ったりする部分もあるわけでありましてけれども、毎年100人近く、約100人程度が今減る自然現象含めてでありますけれども、減る現象でありますので、1つでもクリアできるように努力して参りたいと。特に福祉、スポーツ、文化等々の主について努力して参りたいとこのように思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 2番 田中君。

○2番（田中真奈美君） 最後と言って本当に申し訳ないのですけれども、先程も申し上

げましたが働き盛りの一番大事な世代の人たちに向けて子供がいない人、あと年齢も高くなっていない人という方が美深にはいらっしやいます。そういう方に向けても健康づくりに向けての助成があったらいいなと私は考えておりますが、その辺り町長はどうお考えなのかお伺いをして最後にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 子供のいない人だとか、そういう部分を私も危惧している部分もあるのですけれども非常に答えづらい話でありまして、あまり率直なことを言ってしまうと町長何を言っているのだと言われる部分もあるものですから、それは差し控えたいと思いますけれども、出来る事なら元気のうちに沢山の子供を産んで元気な町にして欲しいな。それが希望でございます。

○議長（南 和博君） 以上で2番田中議員の質問を終わります。

次、3番和田議員。

○3番（和田 健君） 今の田中議員の一般質問、私も子供がいない者で町の方には貢献していないのですけれども、ちょっと自分的に気を付けなければなと思ったところで、ありがとうございます。それでは本日一般質問最後となります。皆さんお疲れのところですが最後までお付き合いを頂きたいと思います。項目の方は産業です。件名はチョウザメ産業の推進について。質問の要旨を述べさせていただきます。チョウザメの産業化を目指した事業も3年目に入り、良質な魚肉やキャビアの生産に一進一退しながらも日々努力を積み重ねていることは、これまでの議会における質疑や現場視察から見て取られ、そのたびに新規事業の発展と生き物を扱うことの困難さは実際に従事していないものでさえ痛感させられているところです。しかし、美深町民のチョウザメ事業に対する評価は、依然として理解を示すものは多くなく、これからの発展を静観するような意見が聞こえて参ります。山口町長が夢と語ったこのチョウザメ事業が、将来的に美深町の一大産業として成長すべく、より一層の推進を願う立場として以下について所見を伺います。1つ目、平成30年度事務報告書によると美深町チョウザメ事業推進委員会の開催は平成30年6月の1回。出席者は委員が10名、事務局6名、オブザーバー3名となっていますが、今年度の開催状況とその内容について可能な部分を公表頂きたいと思います。また良質なキャビアや魚肉の生産において研究部門である北大水産学部、内水面試験場などとの連携は、議会の質疑において都度報告を受けておりますけれども、現状の飼育担当の様子からは技術確立の方針が決まらず現場が困惑しているように見えます。しっかりと飼育担当まで指導や情報が伝達されているか。専門知識を有した新たな担当員の必要性の考えをお聞きます。2つ目に事業収益の核となるキャビアの生産は、品質や量産技術の向上において北大水産学部の

魚種改良研究が継続されておりますが、キャビアの採卵では、その時期、タイミングが品質に大きく影響することが判明しており、試行錯誤を続けながら商品化に向けていくと聞いております。北大水産学部は年に数回学生が美深町に滞在して検卵を実施、それを持ち帰って研究しているそうでありますが日々様々な問題に直面している飼育担当に必要な原因究明や技術確立のための関わりが希薄と見えます。北大が望む研究と現場が要望する調査、開発そのすり合わせはどのように行われているか。3つ目にそれとともにチョウザメ個体数の増産確保は当初計画からは遅れており、抜本的な計画の見直し再計画の考えは持たれているのか。この事業の性質上、計画の見直しや変更は可能なのかお聞きいたします。最後4つ目にキャビアの生産、商品化が待たれる間、主な収入源は魚肉の販売、特にオスの2キロ程度に成長したものがメインとなり販売価格は町がキロあたり千円で株式会社美深振興公社に卸し、公社が町内外別途の販売価格を設定して流通させようとするものでありますが実績としては拡大が見られていません。先月、札幌市の飲食店で試験的に魚肉を調理して頂いた際には捨てる場所がない汎用性や美容、栄養面での希少価値、何より質の良さが好評を得たとのことであり都市部への販売拡大の可能性を大いに感じるところであります。札幌圏での販売戦略は地元での量産化と並行して営業担当をつけてでも進めるべきと考えますが、戦略上の課題を確認し今後の展望をお聞かせ頂きたいと思っております。以上この4点について町長の所見を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、和田議員からチョウザメ事業計画も3年目に入って良質な魚肉やキャビアの生産に一進一退のご苦勞を重ねているという事でご質問をいただいたところでございます。まさに4点ほどのご質問を頂いているわけでありましてけれどもそれぞれ苦勞しながら一進一退を続けているという状況でありますけれどもご質問でありますから答えていきたいというように思っているわけでございます。私自身が夢の実現という話をどこかの機会でしたのかなと思っておりますけれども、我が町としても新しい産業を作っていかなければならないという意味では夢を持ちながらも挑戦をしていかなければならないという立場でありますのでご理解を頂きたい。ただ産業の1つの創出でありますから、そう簡単に一朝一夕に出来るものでもないと思っております。したがって今まで何十年も続けてきた経過があるわけですので事業化といいますか産業化といいますか、そういう面では持続的な町の形成を念頭に置いた考え方に基づいた町の施策でありますのでご理解を頂かなければならないと思っているわけでありまして。そこで初めのご質問でありますチョウザメ事業推進委員会、本年度はご指摘の通り各委員さんの日程が整わず未だ開催しておりません。この委員会はチョウザメ飼育施設の拡大が必要と判断した上で現在進めて

いる辺溪にあるチョウザメ飼育研究施設を建設した際に関係する方々にご参集頂いたのが始まりであります。委員の皆様には施設全体の建設構想を練り上げ各種の許認可等にご尽力を頂いてきたところでもあるわけでございます。すべての施設完成はまだ先になるわけでありまして、今後については財源の状況等を見ながらこれも進めていかなければならない。十分に財源のことも考えていかなければならないという立場であります。委員会の開催の役割については施設の建設の他、運営やチョウザメの育成技術の確立などもありますけれども、これは主に北海道大学水産学部や水産試験場に担って頂きながら指導を受けているということについてご理解していると思っておりますけれどもご理解を頂いておきたいと思っております。本町の気温だとか水温だとか水質だとか積雪、いってみれば環境にあった育成技術などは研究機関においても明確な答えはありませんけれども水質の検査、育成不良、斃死などの原因調査に協力を頂いているというような状況でございます。動物等、魚特に多いわけでありまして、突然の変死だとかそういうこともあるわけでございます。技術確立の方針が決まらず現場が困惑しているように見えるとのことでありますけれども、質問を参酌すると育成技術の確立、魚種を決めるべきということではないのかなと、こういう面もあるわけでありまして、育成する現場に指導や情報などが伝達されていないとの声も賜っているわけでありまして、本町の施設環境における育成技術を今作り上げていかなければならないことでもありまして、これは北大や研究機関の指導を受けながら今進めている途上にあるのだということもご理解を頂いておきたいというように思っております。さらに水産学に精通した人材を確保してチョウザメの育成がなされることがベストな体制だということについてはわかっているわけでありまして、ただ現状の飼育体制には多少問題があると感じておりますけれどもこれについても検討、対応していかなければならないと考えているわけでありまして、2点目の北大水産学部との包括連携協定に伴う総合支援関係については学生の現地実習の場であるとか孵化作業などの他、学部をとらないサマースクールなどの実施等もされているわけでありまして、本町においては孵化作業やキャビアの状況を判断してもらうこと、魚種の特定、育成の助言の他、チョウザメの皮、頭、脊柱などの利活用について水産学部のネットワークの中で研究の拡大に繋がっている現状にもあるわけでありまして、育成を担当する者との関係が希薄と言われますけれども基本は町の直営事業でありますので現場から意見など報告を受けながら可能な事、必要なこと町が判断をしながら進めているというような実態でございますので、これまたご理解を頂いておかなければならないと思っております。3点目の育成計画数でありますけれども、これは孵化した稚魚の生存率と販売量が関係するわけでありまして、計画では今年度孵化した稚魚の一年後の総数から5千匹と見込んでいたわけでありまして、平成29年

度から30年度にかけては1,500匹の育成となったところでございます。現在ではかなり良好な成績で残っているわけでありましてけれども初めの段階、29年30年の段階ではそういう状況があったということです。また販売の継続では、これまで成長してきたチョウザメを基に計画したものでありまして今年度としてのキャビア生産量は大体3キロに留まっているような状況であります。その一方で魚肉の販売が10月末の段階での実績といえますか昨年の実績は10月末の段階でありますけれども数を上回っているという状況であります。これらのことから孵化1年後の育成数量が計画を下回っていることと魚肉の販売が増えていることなど全体の数量が減少しているのが現状でありますけれどもしかしながら言われている通り確保数量は計画を下回っておりますがようやく動き出している事業だというように認識をして頂きたい。当面、計画に基づいて進めたいと考えておりますのでご理解を頂いておきたいと思っております。ただ見直し、計画変更が可能かという問いでありますけれどもこれは変更することが可能であると考えますけれども交付金起債など財源確保を図りながら一定要件の事業を進めるにあたっては国や道との調整も必要なことであると理解をして頂きたいなと思っているわけであります。最後に魚肉の販売についてでありますけれども昨年度の販売実績は253匹、478キロほどでありました。本年度は10月末の段階で276匹、603キロの販売となって昨年より大分増えているわけであります。都市圏での商品普及として都市部でのホテルや飲食店でのPRとしての札幌市内のホテルレストランで行われた特産品フェアなどに提供しているわけでありまして販路の開拓を行っているわけであります。ただし元々魚肉の販売では収支が成り立つ事業ではないことから営業担当の配置までは厳しい状況と考えておりますけれども今重要なことは孵化育成技術の確立と良質なキャビアの生産に至る育成環境を探す。これを重点において今後も北大水産学部や水産試験場の指導協力を仰ぎながら進めて参ることとしたいと考えているわけでございます。以上を申し上げて答弁とさせていただきます。と思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 町長も若干歯切れが悪いのかなと質問しておきながら、困ったことに色々聞きたいことがいっぱいあって中々まとまり切らないところがあるのですけれども、これまで今回のこの質問に関してもそうですけれども色々話は聞かせて頂きましたし議会なりなんなりで辺溪の施設とかも視察にも行っています。確実に一朝一夕では絶対にいかない。しかもこれを質問する時に産業化は今始まったばかりだけれども、この町やっぱりチョウザメというのは30年以上もやっていること、それが今動き出したところすぐ出来るものではないという事は本当に身をもって感じたところであります。なのであそこに携わっている飼育員の方達のその苦悩といえますか、そういったものも凄いものがあ

るのだろうなというのがわかるどころなのですけれども、ただこの1番目の質問をさせて頂きましたその推進委員会の方ですね。そちらの方は施設の建設に関してという部分の役割があって飼育の方は北大の方に任せているのだという話なのですけれども、その北大との関係なのですが今はいなくなりましたけれども、元いた一番のメインでやられていた方がいなくなったところで、やっぱりあの方の頭の中に色々な計画、または北大との連携というものが色々詰まっていて、今そのあの方がいなくなったお陰で今いる飼育担当の方達は困っているのではないですかね。そういった面では北大との関係というのは今って本当に成り立っていますか。ちょっとお聞きします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々な見方、考え方があるかなと思っております。そしてまた現場の飼育から聞かされている話と少し和田議員におかれても矛盾があるのかなと思っておりますけれども私どもとしては町の直轄事業でありますから北大との関係だとか、そして今年まだ組織としての動き、研究会ですか。等が見えないとかという関係等については、今後やらないと、本年度中にやらないと、そういう方向を出したつもりではありません。まだ今後続けていかなければならない。そして探っていかなければならない。そして大学との関係も協力隊の彼はいなくなりましたがけれども大学の教授の関係だとか、教授も1人ではなくてまだいるわけでありまして、そういう関係については良好な関係が続いておりますのでそれは問題ないと思っております。ただ色々な言い方をされる部分についてはあるのだろうというように思っております。そして色々な話を聞かされている部分については私も理解をするわけで、現場に近いところで働いているというか近くにいられるのかなとそのように見ているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） そういう部分もあるのだろうなというのは僕も聞かされているところでいうとありますよ。だけれども客観的に見てその2番目でちょっと出したのですけれども北大のその研究というのが色々な魚種の改良ですとか、先程出して頂いていた骨とか皮とかそういった部分の活用方法だとかそういうことであるのかもしれないですけれども実際にこの事業でメインとなるのはキャビアであって、そのキャビアに関して現場がどうやったらキャビアの一番良い時に魚体から取り出せるのか、そこがハッキリしなければキャビアって本当に商品にならないのだということを僕はお聞きしたのですよね。そういったところを北大に教えてもらおうとしても教えてくれないという話なのですよ。となると北大はやっぱりそっちの自分達の研究がしたいというのが何かこう裏には見えてくるのですよね。折角の包括連携を組んでいるのであれば、やっぱり関係というのは今流行りのw

inwinでなければならないと僕は思うのですよ。そうしたらこっちからそのキャビアの取り出し時期がどうしてもこれ商品化するには必要なのだということがわかっているのであれば北大にこれを教えてくれということも可能なのではないかなと僕は思うのですよ。そうしたら言えない関係というのがあるのであれば、そこは友好的ではないのではないのかなと僕は思うのですけれどもどうでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 北大が教えてくれるとか、くれないとかというのはその現場の声がそのように聞こえてくる部分もあるのかもしれませんが、これは町の事業でありますから、町の担当もおりますから、その辺はあまり心配しないでもらって結構かなと思っていますのわけであります。ただキャビアがいつ採れるのだと、いつ卵になってどうするのかと北大もきちっとしたことを答え出し切らないというのが正直なところだと思います。ただそういう関係ではあるのだけれども情報が入っていないのではないかと、こないのではないかと。そういうことではありません。それは心配なく町の担当もおりますし、あまり心配しないでくれということと言えるのではないかなと思っているわけでございます。それとキャビアキャビアと言われるけれども、もちろんキャビアは大事なのですけれども、その他の先生例えば将来的に沢山の皮だとか肉だとか骨だとか、そういうものが使えるようになったら、化粧品になるとかそういう研究もされておりますので、コラーゲンですか。そういうことも研究をされている部分もありますので、それはそれとしてやっている部分もありますのでご理解を賜りたいと思います。もちろんキャビアは大切なものであるということについて我々も既にそれを入れる入れ物等々も作りながら温泉の方でも段取りしながらそういうことも進めているという段階であることもご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 逆に言ったらそういう情報が町の担当の上席の方には北大との関係でそういったものはあるけれども、そういった先に降りていないということになるような僕は気がするのですけれどね。僕に飼育員の人たちがそういう話をするということはね。なので、そういう情報伝達というのがどこまで現場の最前線にいる人たちが理解しているのか。実際、僕あそこで働いている人たちにチョウザメの事業計画見たことあるのと聞いたのですよね。最初に町で出していた計画ですね。そうしたら、そんなのあるのと言われたのですよ。見たことないよと言われたのですよ。で、僕コピーしてあげましたよ。だから、あそこで働いている人たちが何をしたらいいのか本当にわかっているのかなと思うのですよ。そういった面でいうと。だから僕はそのどういう情報が伝わっていて、どういう指導が伝わっているのかということを知っているのですけれどもそこで大丈夫ですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 現場の者がどう申し上げているのかわかりませんが、ここで議会で申し上げているのが私の答弁でありますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） そういうこともあるので、僕もちょっとやりづらい面があるかなと思ったのですが、ではちょっと別な質問にいきたいと思います。先程町長が専門知識を持った担当の方の検討を重ねながらということなのですけれども、そういった専門知識を持たれている方というのは、また話が戻ってしまいますけれども北大の方からの援助とか来てやってくれるという方はいらっしゃらないのですかね。そういった方に求めることはできないのですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いると思います。一言で言えばね。ただ物事をやるのには非常に金の掛かる話でありまして、その折り合いをどうつけながらどうしていくかという段階が非常に我々も経営の事を考えますので、ましてや経済動物を扱うわけでありまして取り組むわけでありまして非常にその辺のことも考えながらどうしていくかということが大事になる。そしてどの程度の専門的な知識を持った人間が必要になるか。それと大事なのは現場との折り合いだとか、そういうことも非常に大事になってきている。町とのバランスの関係だとか町の事業としてやっているわけでありまして、そういう折り合いのことも非常に大事になってくるわけで、もちろん北大だとかそういうところとの事業団だとか水産試験場とかそういう中での協議が大事になってくるというように思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） というのも、やっぱりあの中で働いている方たち、あれだけの施設でしかも恩根内または玉川あそこの辺溪とかなり距離的にも離れているところを何回も一日行ったり来たりしなければいけないという中で分業という訳にはいかないのかもしれないですけれども、どうしたって飼育の方でしっかりやってくれる人、あとは動く人という役割分担って、僕はチョウザメに関して言えば必要なのではないかなと思うのですよね。僕の提案として言わせて頂いたその一応営業部分のところもそうだと思うのですけれども、もうちょっとその経費的な人件費は掛かるかもしれないのだけれども、やっぱりこの規模になると人が本当に重要なのではないかなと考えるところなのですけれども町長の考えはいかがでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役割分担、非常に大事な事だというように思っております。そし

てあれだけの施設、そしてあれだけの事業場所になってきておりますのでそこで携わっておられる方々も1人2人ではないのですよね。何人かおられる。そこでかなり昔から携わっておられて専門ではないのかもしれないですけども、長く携わることによって専門的になってほしい人もいないわけではありません。そういう意味ではやっぱり現場は現場としての責任なり努力なり研鑽なり研究なりしてもらって成長してもらわないとならない。そういう色々な課題があるわけで、それは非常に言葉としては簡単に言うのですけれども非常に難しい話でありましてそれをどう育てていくかということについても、これは町の一大産業化に向けての取り組みでありますから、そういうことを留意してかかっているかなければならないと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。先程から時間がかかるというのは言っているところなのですけれども、やっぱりあまりわからない生態もありますし、キャビアのとり方とかそういったことというのをやるところまで来たというところで、ここからまた試行錯誤を重ねてやっていかなければいけないというところで言うと、まだまだ時間がかかるのではないかなという気がしてその計画の見直しだったり変更はどうなのだとお聞きしたのですけれども実際に直接お聞きしますけれども、町長あと何年かかると感じていますかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私の町長としての任期よりも少しかかるのかなと思っておりますけれども、それがいつになるかということは明確に申し上げることは今の段階では申し上げることはできないのですけれども、冒頭計画した段階で町が事業主体となってやりますよと言った段階でも8年乃至10年と言ってきたつもりであります。今3年目でありますからそういう面ではまだまだ始まったばかりだという捉え方をしているわけで、ただそう言うもののあまり計画は、初めの計画通り進めるということには中々ならないというように思っておりますけれども、少し見直しをしなければならない。施設投資も控えていかなければならない。そういう部分もあるわけでありまして、言ってみれば国の関係、道の関係さらには金を貸してくれたところ等々の関係、さらには現場の関係等々も踏まえながら町の関係、町もどこまでやり切れるかということも踏まえていかなければならないと思っております。そしてただ言えることはすでに宮崎県の小林市だとか何か取り組んでいる事業、そして一種の成功だと思っております。ふるさと納税等にもキャビア1缶3万円近くで出てくるわけでありまして、そういう面ではいいのかな。ただそれにしてもちゃんとした事業化に県レベルで取り組んだ事業等についても言ってみれば30年かかっ

る。2年や3年で美深も褒めてくれとは言わないけれどもそんなもんだらうとご理解を頂ければと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） そうですね。冒頭に私、町民の風潮といいますかチョウザメ事業に関する前回の議会、前回というか私の一般質問チョウザメにした時にもいつになったらこの町の中でチョウザメが食べられるのかと、そういったことが聞こえますよといった話をさせて頂いて、今そこから何年か経過した時に温泉では食べられます。新しいところで言うと今白樺ビールのブルワリーのところでもちょこっと食べれるようになったと。ちょっとした料理なら食堂の方でも出してもらえる時があるというように少しずつは変わっているのがすごく感じる場所なのですよ。なのだけれども、やっぱり町民の人達は僕の周りにいる人たちが厳しい意見を持った人たちなのかどうかというのはわからないのですけれども、やっぱりその自分らに情報があまり来ないから何をやっているのかわからない。じゃあ何であんなにでっかいものを作ってしまったのよということになっている。静観しているというようにさっき言ったのですけれども、ちょっと百歩譲って静観しているというふうなね。本当に厳しい意見を聞くことがありますよ。ですから、町民に対してどうチョウザメの産業化というものを理解するために町として示していくのかとなると、やっぱりその実績もあるでしょうし、他の面でのPRもかなり必要になるでしょうし、となるとそのこれだけキャビアが、美深でとれたキャビアが少ししかないけれども売れたとかチョウザメの肉が色々ところで食べられているのだよということもまた町民に対してはすごい良い成果だと僕は思うのですけれども町長はこの町民に対するこのチョウザメ事業を理解してもらおうというところではどのように緩和されていこうと思いますかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私の努力も足りないのかもしれませんが、こうやってこういう場で言われると、これまたいかなものかなと思って一生懸命ラーメン作ったりヒレ酒作ったりして一般的にも公開しているわけでありますから何事もそうなのかもしれませんが広報が足りない、広聴が足りない、宣伝が足りないと言われる部分も確かにあるのかもしれませんが。しかしながらお互いに努力していくことも大事ななと思っております。ただ今の段階でサメの肉等についても飲食店等々で中々高いなというような印象を持たれている飲食店もいるようであります。したがってあまり伸びていかない部分もあるわけでありますけれども、今の段階では温泉でほとんど消費してもらっているような状況でありますけれども、そこでは色々な料理になったりまた注文されると、作るというような状況もありますので徐々にではありますけれども浸透してきているのではないのかなと理

解しているところでございます。中々一長一短にいかないのは事実でございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） そうですね。この場で言うというのは、どうかとは私も思うのですけれどもね。ただ町民の皆様のことを代弁するようになってしまうところなのですけれども、そういったところで先程小口議員の方から町長に対する質問で情報共有、そして町長が飲み会でもしながら飲んだところでもいいからざっくばらんに、こういうことをやっているのだけれどもどう思うとか、こういうことをやりたいのだけれども何か良い案ないかいということをやることが必要だと先程の一般質問の時におっしゃって、それって僕は必要かなと思うのですよね。チョウザメにとっても。情報共有と町民の人達とのそういうざっくばらんな話というのがこの町長がよく事あるごとに言っている町の人達から何かアクションが欲しんだわということをおっしゃいますよね。たまに。そういうのきっかけにしていくことも必要ではないかなと思うのですけれどもいかがでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 役所の中にチョウザメ委員会をつくっておられるのはご承知おきかな。職員も若手から専門的な人間も含めてそういうところに配置している。ただ外に出て私がしゃべるというのも、私もざっくばらんな方だとは思っていますけれども私がしゃべってしまうと逆におかしくなる部分もあって非常に難しい話なのです。これね。どこまで言って良いのかなと思ったりする部分もあるのですけれども、言いたい部分もあるのですけれどもその辺は非常に私も色々なことを考えながら進めているということだけご理解をして欲しいな。ただ町民も30年もやっているだろとこういう話だけではなくて本格的な事業が始まったのは2年、3年前からだ。それも魚を買いだしたのは2年ですからね。施設を作るのに1年かかっているわけですからね。それもまだ満足に施設が出来ているわけではない。そして水質の問題だとか水量の問題だとか環境の問題だとか色々やっているわけでありますから、その辺は私も若干焦ってはおりますけれども焦らずに見て下さい。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。焦らずに見ていきたいと思えます。今までちょっと厳しい話をしたので最後のこの札幌での飲食店のことなのですけれども、実は私とその知り合いの札幌のお店で、たまたま美深に遊びにきた料理人の人に美深のチョウザメってあるという話をしたら、ちょっと触ってみたいなというのでその時期に地域おこし協力隊の人にそういう話をして、持って行ってやってもらった経緯があるのですけれども凄く良いと。他のホテルとかに反応も多分そういう感じで全然美味しくとても良いもの

だという反応は返ってきているのだと思うのですけれどもそういった面でいえば、やっぱりその都市部の方に卸していくのか。こっちの美深の町で広く食べられるようにして美深に観光客を来てもらうというのがあるのかもしれないのですけれどもPR的にやっぱり都市部の方が観光客も人口も多いわけで、そっちのPRというのも視野に入れなければいけない、この販売戦略というものを私今このところで聞いたのですけれども、町長的にどうですかね。町の方を重視するのか、他に出すのはまだ先でいいのか。どうでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 販売戦略というのはある程度の生産が整ってきた段階で、それに間に合わなくなったら困るわけでありましてけれども先程言いましたようにキャビア等についても非常に重要なことでもありますから、入れ物等も既に用意しているという話もしたわけでありましてけれども、やっぱり販売戦略も生産と同時にやっぱり地元のことも考えなければならぬ。さらにはそういうホテル等のことも考えなければならぬ。それもこれも今協力隊の話もされましたけれども統括しているのは言ってみれば町のチョウザメ部門の担当している統括がいるわけでもありますから、そういうところの戦略を大事にしながら私は考えていかなければならないというように思っておりますので、情報の入り方を集め方、そういうものも考えてほしいなと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 一応最後にしたいと思います。このチョウザメに対して先程から町民の方にどう理解してもらおうかということを行っているのですけれども先程、また人のことを使って申し訳ないのですけれども岩崎議員の質問で、その町民の町の熟度というものを熟しているかというのを聞かれていましたけれども、そのためにこの町民とのよく言う協働の町づくりと言いますよね。その協働の町づくりにおいて、このチョウザメというのをすごく利用できると思うのですよ。町民との接点としては。その部分で最後にこの町長が町民とこの町づくりの一環としてのこのチョウザメ事業、産業化というものをどう進めて行きたいかという思いをちょっと聞かせていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、必要かどうかは別にして、そういうことが必要であると判断した時にはそういうこともやぶさかではないと思っております。

○3番（和田 健君） ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 以上で3番 和田議員の質問を終わります。これで一般質問すべてを終わります。

◎日程第5 議案第38号 委員会報告 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備について

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第38号 委員会報告 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備についてを議題とします。本件については令和元年第3回定例会において総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査終了の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 議案第38号 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う関係条例の整備について審査経過並びに結果について報告を申し上げます。本件は第3回定例会で総務住民常任委員会に付託を受け継続審査となった事件であり、10月18日及び10月24日の2回担当部局の出席を求め本条例の制定に関わる内容について説明を頂き調査を行いました。本条例は消費税の変更に伴い町内施設の使用料金の改正を行うものでありますが税率改正の他、一部使用料金を見直す内容も含まれており料金改正の背景や根拠について説明を求め慎重に審査を行いました。審査では消費税に関わる条例と料金改正に関わる条例とそれぞれで提出すべきではないか。使用料の上限枠は余裕を持たせる設定にするべきではないか。またこれまで使用料金の改正は消費税の変更時に合わせて検討してきた経緯があり今後は定期的に適正な料金を検討する機会を確保し、必要性が生じた時は的確に実行されるようにすべきなどの意見があったものの条例に対しては全員一致で原案可決すべきものと決しました。以上、総務住民常任委員会での継続審査、議案第38号の報告といたします。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第38号について採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号について委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第38号は委員長報告の通り可決されました。

◎日程第6 議案第43号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。今回提案の条例はこれまで自治体によって臨時、非常勤職員の制度が不明確であり任用・勤務条件に関する取扱いがまちまちであったことから平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度を創設されたことに伴い任用、服務規律等の整備と任用要件の厳格化などについて条例に定めようとするものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきますので、議案書の1ページを見て頂きたいと思います。議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。32条からなる条例を定めようとするものでございまして、まず第1条第2条につきましてもは総則的な規定となっております。第1条が趣旨規定となっております。法に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めることの規定となっております。第2条が給与に関する規定となっております。給与の定義と支払方法を規定するもので、ここでフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員について規定をしているものでございます。第3条から次のページいきまして、17条がフルタイム会計年度任用職員の給与と旅費に関する規定となっております。このページの一番下第3条がフルタイム職員の給与改正ということで、以後、長いのでフルタイム会計年度任用職員というのをフルタイム職員ということで略させていただきますが、この3条ではフルタイム職員の給料について職員の給与に関する条例、この給料表の職務表、1級2級を適用させるという規定をしております。次、2ページめくって頂きます。第4条に職務の級及び号給に関して定めるものでございまして、決定の基準この基準につきましては規則に定めましてさらに任命権者が決定をするという規定としてございます。第5条に給料の支給に関する規定。これは職員の給与条例の規定を準用するとしてございます。次、第6条からは各手当の規定となっております。第6条が地域手当、第7条が通勤手当、第8条が時間外勤務手当、第9条に休日勤務手当、第10条に夜間勤務手当、そして第11条に宿日直手当について規定してございまして、いずれも職員に準じて支給をすると

いうものとなってございます。このページの一番下、端数処理の規定でございまして、これは各手当等の計算におけます時間、金額の端数処理について定めているものでございます。次に3ページ見まして第13条ですが、期末手当の規定となってございまして任期が6カ月以上のフルタイム職員について職員に準じて支給をする旨の規定となっております。第14条が特殊勤務手当の規定でございまして、職員に準じた支給となっております。次、第15条16条は給与の支給に関する規定となっております。このページ一番下第17条が旅費の規定となっております。職員の旅費に関する条例により支給をするという規定としてございます。4ページに参りまして、第18条から28条まではパートタイム会計年度任用職員の給与に関しての規定となっております。以降パート職員というように略させていただきますがパート職員の給与につきましては、報酬と期末手当となっております。例えば時間外勤務手当にかかるもの、これは時間外勤務にかかる報酬ということになってございまして、期末手当以外については報酬による支給ということになってございます。それでは条文ですが、まず第18条、これはパート職員の報酬に関する規定となっております。これまでの臨時職員に対する賃金、これに相当する部分でありますけれどもこれまで同様に月額、日額、時間額について規定をしているものでございます。次、第19条が特殊勤務にかかる報酬の規定。特殊勤務を命ぜられましたパート職員は、職員に準じて特殊勤務にかかる報酬を支給する旨の規定となっております。以下同様に、第20条は時間外勤務にかかる報酬の規定。次のページ中ほどよりちょっと下ですけれども、第21条が休日勤務にかかる報酬の規定。その下、第22条が夜間勤務にかかる報酬の規定となっております。5ページの一番下がパート職員の報酬の端数処理に関する規定となっております。次めくっていただきまして第24条パート職員の期末手当の規定となっております。任期の定めが6カ月以上のパート職員について支給する旨の規定となっております。なお任期の定めが6カ月に満たない職員、これが1会計年度内の任期で通算6カ月以上なった場合については任期の定めが6カ月以上のパート職員と見なして期末手当を支給するという規定。また任期の定めが6カ月に満たないものが会計年度の末日まで任用され引き続いて翌日からの次の会計年度に任用された場合、これらの任期の通算が6カ月以上となる場合については任期の定めが6カ月以上のパート職員と見なして6月の期末手当を支給する旨の規定内容となっております。次、このページの下ですね。第25条から次のページの27条につきましては報酬の支給に関する規定となっております。7ページの下の方ですね。第28条、29条の規定になりますけれども、これらはパート職員の費用弁償に関する規定となっております。通勤手当、旅費に相当する報酬の規定となっております。第28条が通勤に掛かる費用弁償。第29条が公務の為の旅

行に係る費用弁償の規定となっております。いずれも職員の通勤手当、旅費に準じて支給をするという規定となっております。次、8ページに参りまして第30条から32条に関しましては雑則的な規定となっております。第30条は給与から控除の規定ということで給与につきましては現金でという規定と全額をという規定がございますが、この中で職員の給与条例を準用しまして町長が認めたものは給与から差し引いて支給することが出来るという1条を設けるものでございます。次、31条につきましては、除外規定となっております。この条文に示している通り外国語指導助手あるいは地域おこし協力隊、勤務条件が全国的に統一されていたりあるいは任用目的によってはその対応がそれぞれであったりすることから、これまで説明してきました第2条から30条までの規定では導き出すことが不可能であるという、そういった会計年度任用職員につきましては、給与の取り扱いについて任命権者が別に定めるといった除外規定を設けるものでございます。第32条は規則への委任規定となっております。続いて附則であります。附則第1項が施行期日でございます。令和2年4月1日からの施行としてございます。第2項は期末手当に関する経過措置となっております。令和2年3月31日に臨時職員あるいは準職員であったものこれらが引き続いて会計年度職員として任用されたものの期末手当支給にかかる在職期間、この計算につきましては臨時職員あるいは準職員、これらの在職期間を通算して行うという旨の規定となっております。次、附則の第3項から第6項につきましては、勤勉手当、寒冷地手当および扶養手当に関する経過措置となっております。これは準職員であったものの経過措置となっております。これまで準職員については勤勉手当、寒冷地手当、扶養手当これらを支給してございましたが、この法の施行によりましてこれらの手当を支給できないということとなっております。しかし5年間の経過措置を設けるなかで、これらを段階的に緩手していくといった規定を設けるものでございます。次に9ページ、附則の第7項でございます。給与改定の不適用の規定でございます。給与改定によりまして職員の給与条例が改正され、改正後の給与条例の規定が改正年度に適用になる場合においても、この条例に準用して適用しないという旨の規定となっております。会計年度任用職員については、その1会計年度内で年度当初に規定した金額で支給決定を行うというその旨でございますので、第7項の規定を設けるものでございます。以上が議案第43号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第43号について質疑を行います。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 第31条にこの地域おこし協力隊の他、これはALTも含まれると思うのですが、任命権者が別に定めるといっているのですが、この施行は

令和2年4月1日から施行するになっていきますけれども、これは今のところは何もないという理解でいいのか、それともう1つは協力隊及びALT、日曜だとかそういう時の出勤体制も当然出てくると思われるのですが、それらの考えをちょっと教えて下さい。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 第31条ですね。外国語指導助手、ここに例示で規定してございますけれども、これ以外にも集落支援員ですとか多くの職種があるのですが、この条例の第2条から第30条までの規定では中々導き出せないというように先程説明しましたけれども、現行においても地域おこし協力隊とかALTとかこれ勤務条件が違います。例えばALTについては全国的に給料の金額が定められております。さらには期末手当は支給されないだとか、地域おこし協力隊についてもそういった規定の中でしておりますので、この会計年度任用職員の規定では中々規定しきれないということがありますので、これは任命権者が別に定めるということでございます。現在は地域おこし協力隊とか集落支援員ですとか、現在も報酬で支払われております。いわゆる非常勤の特別職みたいな扱いになっておりますけれども、今回の法の施行によりまして、これら非常勤職員ではなくて、あくまでも会計年度任用職員だというように、これは決められておりますのでそうしますと、この条例の中でこれらのものの勤務条件を規定することは困難でありますので、それについては中身は現行と変わるものではありませんけれども、それぞれALTであれば教育委員会の規則なり、地域おこし協力隊であれば町長部局の方の規則なり要綱なりそういったもので勤務条件を定めていくというそういう扱いになるかと思えます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） そうしたらこの4月1日から施行するということには入っていないという理解で、その都度というか決めるということでは理解していいですね。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） そうですね。2年度からどうするのだという質問を受けておりました。失念しておりました。申し訳ありません。現行のいわゆるその臨時職員制度ですとか非常勤職員制度というのは、来年、令和2年の3月31日までになります。そして新年度からは会計年度任用職員という新たな制度に移行していくわけなのですが、その中でALTですとか地域おこし協力隊については、これは現在の非常勤職員から会計年度職員に移行していきます。令和2年4月1日に。ところが一般的というか多くの会計年度職員については、この条例に基づいて勤務条件が定められるのですが、ALTですとか、地域おこし協力隊はこの条例では中々適用しづらいという出来ない部分がありますので、それは別途規則なり要綱をこの条例が可決成立しましたら、その後に個別の規定を設けて定

めるということになるかと思えます。外国語指導助手ALTについては現在条例で給料の支給等について定められているのですが、それは次の議案の中でその条例を一旦廃止することとして新たに教育委員会の中で規定を設けると。それは現在の勤務条件に則した形で規定を設けるということになるかと思えます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今回は新条例ということでございまして、1つお聞きしたいのは第4条あるいは第13条、それにあと第32条に規則で定めるという文言が入っておりますが、これは委員会付託になるというように思いますが、規則そのものが条例制定の審議の中で提出を頂けるものなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 現在のところ条例の内容が今回提案した通りとなっておりますけれども、規則につきましては、詳細については今検討中ということでありまして、付託審査の際にはしっかりと固まった形のものをちょっとお示しできる状況にはまだなっていないという状況であります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 旧来もそうですが新たな新条例にあたっては規則もやはりしっかりとそこにつけて審議の対象ということが通例だと思いますが、概要だけでもこれらお示しできないものなのかその点をお聞きしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 一応法令で、条例で定めるといった部分については、この条例の中ですべて規定しておりますけれども、その他、今までと同様にその臨時職員の方が会計年度職員、ほとんど条件は変わらないで移行するということになっております。その町独自の規則の形というのは、まだそこまで詰め切れていないのですけれども、こういったものを規定するのだということについてはお話出来るかなと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 最後のところがちょっと聞き取れなかったのですが、きちんと口頭なりあるいは何らかの形で、具体的な文言として文面に出せなくてもこのような形で進めるというようなことの説明を出すという回答でいいですか。最後の方がちょっと語尾が聞こえなかったものですから。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 委員会の中ではそういったことについてお答えした

いと思っております。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 1点だけ、この附則の第3項・4項に関係して、いわゆる勤勉手当、寒冷地手当が今後払えなくなるという形の中で、先程今泉副町長の説明では5年間の緩和処置によって段階的にそのような形にもっていくとされているのですが、そうすると5年後には今までの臨時職員の寒冷地手当だとか扶養手当ですか。これは付かないことになりますよね。段階的に落としていくと。そうすると今までの臨時職員給与条例との絡みの中でどのような形というか、今後、臨時職員等に応募してくる人が少なくなってくるような給与条件になるのかその点だけちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 附則の3・4・5項の関係だと思います。これは現在の準職員に関する規定ですね。臨時職員については現在も扶養手当ですとか、勤勉手当というのは支給になっておりませんのでこれは除外なのですが、ただ今、準職員の方が9名おられるのですね。9名いるのですが、この部分については5年間の経過規定をもったのと、もう1つは何かその全体的な勤務条件の底上げですとか、そういったこともやっぱり考えていかなければならないということで、ただ条例上はこれは法的に支払えないものですから、ただやはり5年間の最大5年間という経過措置がやはり許容範囲内だろうということで、5年間の経過措置をとらせて頂いておりますけれども、その間に何らかの形でこれらのものについて救済というわけではないですが、一定の対応はしていかなければならないだろうなということで、まだ今、内部で検討中でありましてそういう経過期間を持ちながら一定の労働条件改善に向けた方策を決定していかなければならないだろうとそうように考えております。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 委員会付託されるというような形の経過の中ですので、あまり内容的にどうこうとあれなのですけれども、9名の職員の年齢だとか、そのようなことも委員会の中でしっかりと話し合ってもらって、今後やはり今までの臨時職員が手を挙げてこれないようなことにならないような対応を委員会の方でお願いしたいなと思っておりますので以上で質疑は終わります。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。

8番 中野君。

○8番（中野勇治君） 確認の形になると思いますが、当然労働組合とも協議の上、内容を説明されたことと思いますが、組合の方としてはどのような反応がありましたか。お聞

かせ頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） この前に全員協議会の方で概要説明をさせて頂いた後に、労働組合の方とこの制度の条例の内容について説明を行っております。ただ先程も言われたように、細かいところで労働条件だとかそういったところで詰めを残しておりますので、組合とのその話が整ったかというところではなく、まだ継続しなければいけない部分あると考えております。

○議長（南 和博君） 8番 中野君。

○8番（中野勇治君） 先程から他の議員が質問された中で規則等がまだ整備されていないということでありました。それであれば何もこの12月の定例会に提案しなくても条例・規則等がきちっと定まった段階で新年明けてから臨時会を開いてでもこの条例を提案することも可能なのではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 先程の5番議員さんの質問で答えた通り、細かな条文にした規定等についてはきちっと定まてはいないのですが、ただ現行の勤務条件いわゆる労働条件の部分でほとんどが移行していくという形になっておりますので、したがってその現行の臨時職員に関する規定ですとか、あるいは準職員に関する規定というのをもってはいるのですけれども、それと大きく変える、逆に言えば労働条件が悪くなるという部分については先程説明した経過措置の中で、この部分をどうしていくかというところだけですね。課題で残っているのは。したがって、条例・規則が全部整った段階で提案するというのではなくて、条例をまず通過させて頂かないと、これを持って新年度の会計年度職員の公募をかけるわけですね。これが通らないと募集出来ないということになるのですね。したがって今回4定の中で提案をさせて頂いて、それ以降は新たな会計年度任用職員に移行するための手続きがやっぱり始まるわけですので、そういった意味で12月の4定に提案をさせて頂いたということでもあります。制度が来年の4月1日からなるのですけれども、そこからでは来年の第1回定例議会に提案してということではちょっと募集等の手続きが間に合わないということでご理解を頂きたいなということなんです。ただ、それぞれ細かい規則については現行の中身と変わらないというそういった前提で進めてきておりますので、勤務条件、労働条件については臨時職員の方については変わらない。変わらないというかパートタイムに移行になった方については若干勤務時間が短くなるわけですが、ただ報酬の額ですとか逆に今まで期末手当が支給されておりましたが、臨時賃金という形で支払っておりましたので、そういった方が期末手当に移行になると。したがって現在規

則の中で臨時賃金を支払うという規定になっているものをこれはきちっと期末手当で支給しますと。あるいは休日の関係ですとか、あと時間外手当等々の規定については法律で決まっていますからそれをその条例、そしてその細かい支払規定については規則で定めるといふ多くが事務の手續きの規定が規則に委ねるといふことになりますので、その辺ご理解を頂きたいと思ひます。

○議長（南 和博君） 8番 中野君。

○8番（中野勇治君） 3回目ですから最後の質問ですが、総務住民常任委員会に付託になるようですが、恐らく総務住民常任委員会としても現在雇用されている準職員、それからその他の職員についてもこの条例が出来て、また規則が改正されて現状より悪い条件になることについては恐らく総務住民常任委員会も賛成の判断を下さないのではないかというようには思ひます。そういうことからしっかりした対応をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、中野議員さんからの発言もありました。そして先程来うちの副町長からも答弁があるわけでありましてけれども、5年間の猶予規定といひますか取り扱ひの中でさらにフルタイムの職員等については準職員でありますけれども、現行より下らない方向で調整なり救っていく措置をとらなければならないといふことでもありますから、そういう含みのある話でありますけれども、組合としては完全に整ったといふ段階ではないのかもしれないけれどもご理解を頂いて、含みのある条例であるといふこともご理解を頂きたいといふように思ひております。悪くなる条例ではありません。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。只今、議題となっております議案第43号は総務住民常任委員会に付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務住民常任委員会に付託することに決定しました。只今から暫時休憩をします。再開は午後3時半といたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時30分

◎日程第7 議案第44号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次、日程第7 議案第44号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第44号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。議案第44号は議案第43号で提案致しました、美深町会計年度任用職員制度の導入に伴って職員の給与に関する条例など関係する条例9本について会計年度任用職員に関する事項を追加する他、制度上規定を別に定めることとした条例2本の廃止について合わせて整備しようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書10ページお聞き頂きたいと思います。議案の説明をさせていただきます。議案第44号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について。会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。11条からなる条例となっておりますが11本の条例の改正及び廃止を行うという内容となっております。資料をつけてございますので1枚めくって頂きまして12ページからご覧頂きたいと思います。それでは第1条関係でございますが、これは美深町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となるものでございますが、第3条の改正となっております。この条例の適用につきましては、臨時非常勤職員が除外されているというものであります。今回の会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、この条例にはフルタイムを会計年度任用職員が適用とするということとなっておりますので、その旨の規定を追加する改正となっております。その下、第2条関係が職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条休職の効果の規定した改正であります。この第3条第1項では心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職期間は3年を超えない範囲内とする規定となっておりますが、会計年度任用職員については任用の範囲内と読み替え規定を設けるもので第4項を追加する改正となっております。次、めくって頂きまして13ページの第3条関係が職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正となっております。職員の懲戒処分における減給に関する規定の改正となっております。パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬による支給となっておりますのでパートタイム会計年度任用職員に関する規定を新たに追加するという改正でございます。次、第4条関係が公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改

正。この改正につきましては、地方公務員法が改正をされまして引用条項が変わっておりますので、その旨の改正となっております。次、第5条関係が職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正でございます。この改正につきましては、第18条の適用。非常勤職員から会計年度任用職員へと改める改正となっております。次、14ページ。第6条関係が職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。改正しようとしませんが第7条第2項につきましては勤勉手当の規定となっておりますが会計年度任用職員は勤勉手当が支給されないということから除外規定を加える改正となっております。また第8条の改正でありますけれども、会計年度任用職員につきましては、1会計年度内の任用であるということから昇給・号俸調整は適用されない。これによりまして除外規定を加える改正となっております。次、めくって頂きますと15ページ16ページにわたっての改正でございますが第7条関係が特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに臨時の委員等の実費弁償に関する条例の一部改正でございます。改正内容は一番下の表の一番下、14その他の非常職員の報酬額に関する改正でございますが、この報酬額、費用弁償に関する規定を削除するものでございまして法改正によりまして会計年度任用職員制度が創設をされ特別職、非常勤職員の任用の厳格化に伴いましてこの規定については削除をするというものでございます。次、第8条関係が職員の給与に関する条例の一部改正となっております。表が2ページにまたがりまして見づらくっております。お詫び申し上げますがこの規定の改正につきましては会計年度任用職員の給与に関する条例は別の条例で定めるということで先程議案第43号で提案した条例で定めるということになってございますので、したがってこの条例の適用の除外規定を設けるものでございまして、また法律の引用条項これを改める改正となっております。次17ページ、第9条関係が職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正となっております。第7条の改正と同様にこれは法律の引用条項を改める改正となっております。次が第10条、さらに第11条。これは条例の廃止でございまして、第10条が美深町外国青年の給与等に関する条例の廃止でございます。外国青年招致事業により語学指導等を行う外国青年、これはパートタイム会計年度任用職員となります。その給与に関しましては会計年度任用職員条例の第31条の規定によって任命権者が定めるとしてございますので、この条例を廃止するものでございます。次、第11条関係につきましては、美深町交通安全指導員設置条例の廃止でございます。これまで交通安全指導員は非常勤職員として規定してございましたけれども第7条の改正で説明した通り法改正による特別職、非常勤職員の任用要件が厳格化をされ交通安全指導員につきましては非常勤職員による任用はできないとなりましたので取り扱いを改めるためこの条例については廃止をするということでもあります。

附則としまして施行期日でございます。令和2年4月1日から施行するものとするもの
でございます。以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第44号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第45号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等
の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正につ
いて提案説明を申し上げます。議案第45号は町長、副町長、教育長及び議会議員の期末
手当を改正するものであります。これまで特別職及び議会議員の期末手当支給率は人事院
勧告を勘案して定めて参りました。今年度の人事院勧告において勤勉手当の引き上げが勧告
されておりこれを考慮して年間0.05カ月引き上げようとするものであります。よろし
くご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案18ページご覧頂きたいと思ひます。議案第45
号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について。美深町長等の給与に関する条
例等の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料でご説明申し上げます。1枚
めくって頂きて20ページご覧頂きたいと思ひます。先程、町長から提案説明があつ
た通り町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当の支給率の改正となつてございま
すが、二段階にわたつて改正をするものでございまして、0.05月の引き上げとなつてござい
ますが、現行この表の一番上ですね。平成元年の現行ということで6月・12月それぞれ2.
225月、合わせて4.45月分の期末手当となつてございまして、これが0.05月引き
上げになります。令和元年度の改正、12月1日改定になりますけれども、これは12
月の支給に0.05月を加えまして年間4.5月に改めるといふものでございまして。この改
正につきましては町長等の改正につきましては第1条の改正、議員の改正につきましては
第3条の改正となつてございまして。次に令和2年4月1日改訂、令和2年度以降の支給率
の改定でございまして、これにつきましては6月・12月それぞれ0.025月引き上げ
をいたしまして、年間4.5月分とするものでございまして。この改正につきましては町長
等につきましては第2条の改正、議会議員につきましては第4条の改正となるものでござ
いまして。以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第45号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第46号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この一般職の給与条例につきましては、国家公務員の給与に関してなされた令和元年人事院勧告に伴うものであります。人事院勧告では俸給月額及び勤勉手当について民間の給与水準に準拠した引き上げが勧告されたことから本町におきましてもこれらに準じた改正を行うものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。23ページからになっておりますが、議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料をつけてございますので5枚ほどめくって頂きまして32ページからの資料となつてございますがご覧頂きたいと思つています。人事院勧告によります国家公務員給与の改正に準じた改正を行いという事でございます。まず改正の趣旨の1・2・3と書いてございますが、まず給与月額の改正につきましては高校初任給で2,000千円。大卒初任給を1,500円引き上げまして合わせて30歳半ばまでの職員が在籍する号俸を引き上げるという内容でございます。次に勤務時間1時間当たりの給与額の算出について改正するもので時間外勤務手当等の算定に寒冷地手当の額を含める改正となつてございます。次に勤勉手当の改正でありますけれども支給率を0.05月引き上げまして現行1.85月を1.90月の支給率へと改めるものでございます。なお、この条例と合わせまして条文の文言整理も行うものでございます。ここに表がありますがこの表は勤勉手当の改正内容を表したものでございますが、平成元年度の支給率から改正するもので平成元年度につきましては12月の支給率、これを0.05引き上げまして支給をするということでこれが第1条の改正となつてございます。さらに令和2年4月1日改定、2年度からの改正となつてございますがこれは6月・12月をそれぞれ0.025月引き上げまして年間支給率を1.9カ月とするものでございます。これが第2条の改正となつてございます。次のページ以降は給料表の改正となつてございますが、1枚めくっていただきまして34ページご覧頂きたいと思つています。この表、まず34ページの1番右端に数字が17・18・19・20と書いてありますけれども、これ

は号俸を表してございます。高卒の初任給が1級21号俸ですから、この21と書いてある数字の隣の数字。14万8,600円とこれは給料の月額の数値でありますけれども、これが右の表、アンダーラインを引いておりますけれども同じく21号俸が15万600円に改定となるということで2,000の引き上げとなるものでございます。次に大卒初任給につきましては1級の41号俸ということと35ページの上から4段目になりますけれども給料月額が現行で18万700円となっておりまして、これが右の表に改定で18万2,200円と改定をするもので1,500円の引き上げとなっております。なお1級の改正については95号俸までということで次のページ37ページの95号俸のところまでアンダーラインが引いておりますけれども、これが1級の給与表の改正となっております。2級が47号俸までですから35ページの丁度中ほどに47という数字でありますけれどもここまでが2級の改正となっております。3級が31号俸までの改正ということで34ページのちょっと下の方ですけれども、これまでが改正ということでございまして1級の改定は2,000から200円の引き上げになっておりますし、2級・3級につきましては1,500円から2,000円までの引き上げと。4級・5級においても若干の改定ということでございます。このような給料表の改正となるものでございます。次、39ページになってございます。第2条の改正ということでございまして第15条の改正となりますが、これが勤務1時間あたりの給与額の算出の改正となるものでございます。これまでの規定、給料の月額と地域手当を基礎額として算定しておりましたが、寒冷地手当が基礎額として算定することとされたため11月から翌年3月までの間における算定に寒冷地手当を含める改正となっております。なお、この勤務時間1時間あたりの給与額につきましては、給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の3点に用いられるものでございます。条文の内容でございますがこれまで1条で規定しておりましたけれども第15条に第1号が給与の月額、第2号が地域手当の月額ということで、これまでは現行のままでありますけれども第3号に算定基礎額に寒冷地手当について規定をするものでございます。次に第4号が寒冷地手当の基準日に在職する職員に関する規定です。基準日が11月1日となっておりますけれども、この11月1日に在職する職員の規定が第4号。次のページめくって頂きますと第5号の規定が基準日の翌日以降に採用された職員に関する規定となっております。その下、第2項の規定につきましては、計算した時間数の端数処理の規定となっております。さらにその下の第3項は計算した金額の端数処理の規定となっているものでございます。その下は勤勉手当の改正ということで、先程説明した部分でございます。次に第3条の改正となっております。これは略称規定の整理となっておりますが、まずはこのページの改正の通り職員の勤務時間及び休日休暇に関する条

例。この条例の引用が頻繁にこの条例の中に出て参ります。したがってこの条例の略称規定を設けるとするのが1つでございます。次のページ行きまして、この表の第6条の2のところをご覧頂きたいと思ひます。地方公務員法にアンダーライン引いてありますけれども、さらにその下の第11条の2もそうですが地方公務員法を略称規定、法に改めるといふ改正でありますけれども、この地方公務員法の略称規定については第1条で既に規定を設けてございます。したがって、それに従った条文になっていないという部分がありますので今回これを改めるといふ改正となっております。以上が改正の概要でございますが、次に1枚めくって頂きまして44ページご覧頂きたいと思ひます。附則でございますけれども施行期日は公布の日でありますけれども第2条の規定につきましては令和2年4月1日の施行でございます、第1条の規定につきましては平成31年4月1日からの適用とするものでございます。第3項につきましては、内払いに関する規定ということで1条の改正に関するものでありますけれども、改正前に支給されていた給与については改正後の規定の内払いとみなすという内払いの規定となっております。以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第46号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第47号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。議案第47号は成年後見人制度の利用促進に関する法律が平成28年に公布され、この法律に基づく措置として成年被後見人等の人権を尊重し、不当な差別がされないよう成年被後見人等に係る欠格条項などの権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律が今年6月に公布されたことに伴って関係する条例を改正するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をして参ります。45ページお聞き頂きたいと思ひます。議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備について。成年被後見人等の権利

の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。1枚めくって頂きたいと思います。これも資料でご説明を申し上げます。2つの条例、2条にわたって2つの条例を改正するものですが、まず第1条の改正につきましては職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第5条の改正であります、ここでは失職事由の特例を定めているものでありますけれども職員となることが出来ない欠格条項が地方公務員法第16条に規定をされております。職員がこれに該当した場合は失職するとされております。現行条例の第5条では法第16条の第2号に該当した場合の失職の特例を規定してございますが、これを法第16条第1号に該当した場合に改めるものでございまして、法律改正によって条づれが起きたということなのですが、改正前の地方公務員法の第16条第1号では成年被後見人または被保佐人が欠格条項として規定をされていましたが、今回の改正によりましてこの部分が削除されたということでございます。したがって第2号が第1号に改められたということで条例をその旨改める、改正をするということでございます。次、第2条の改正が職員の給与に関する条例の一部改正でございます。給与条例の改正につきましても先程の第1条による改正と同様の改正となってございまして欠格条項として成年被後見人または被保佐人が除外されたことによりまして関係する規定を削除するという改正となっております。まず第11条の2第5項の改正が第16条第1号に該当して失職。つまり成年被後見人または被保佐人となって失職した職員についての規定となっておりますが法改正により失職しないということになりますので、この部分を削除するという改正でございます。次に第15条の3第1項の規定についても同様にこの部分を削除するということでございます。以下の各条文の失職に関する規定について削除をする改正となっております。1枚めくっていただきまして48ページご覧頂きたいと思います。附則でございます。この条例の施行期日でございますけれども令和元年12月14日からの施行となるものでございます。以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第47号の説明を終了します。

◎日程第11 議案第48号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。議案第48号は全町に設置し今年度機

器の更新を行っている防災情報端末機について、災害等の万が一の回線断に備えてアプリケーションサービスによるスマートフォン等への個別情報配信を行う機能を整備するため条例の規定を追加するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。49ページお聞き頂きたいと思います。議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料でご説明申し上げます。1枚めくって頂きたいと思います。防災情報端末機の更新においてこれまでの庁舎内にサーバーを設置する方式からクライアント方式へ変更するというごさい。それによりましてアプリケーションサービスを行うということで、このアプリケーションサービスに関する規定を設けるものでありますけれども、第5条の改正につきましては、情報通信施設で行う規定、ここにスマートフォン等で情報を得るためのアプリケーションサービスを加えまして、これを第8号とするものでごさい。次、第6条につきましては事業区域を規定してごさいますがスマートフォン等の通信可能な範囲、これを規定に加える改正となります。第11条が利用の中止の手續きに関する規定ですがアプリケーションサービスの利用中止に関してはアプリケーションソフトウェアを削除することで利用中止と見なすという改正でごさい。次に第14条が使用料に関する規定で、アプリケーションサービスの利用につきましては無料とするという規定を加える改正となっております。次に附則でありますけれども、条例の施行期日、令和2年4月1日から施行するものであります。なお施行に必要な準備行為につきましては施行前に行うことが出来る旨を規定するものでごさい。以上、議案第48号の説明を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で議案第48号の説明を終了します。

◎日程第12 議案第49号及び議案第50号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第49号 美深町公園指定管理者の指定について及び議案第50号 美深町体育施設指定管理者の指定についてを一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第49号及び議案第50号の2件の指定管理者の指定について一括して提案説明を申し上げます。今回提案する美深町公園及び美深町体育施設のいず

れの施設も指定期間が令和元年度末をもって満了となりますので令和2年度から5年間引き続き指定管理者による管理運営を行うとするものでございます。まず美深町公園につきましては、申請のあった美深町環境整備協同組合について指定管理者選考委員会において維持管理の適切な方法や管理実績など総合的に審査した結果、引き続き指定管理者にしようとするものであります。なお、管理する公園数につきましては、これまで5施設となっておりますが玉川公園は公園としての利用実績が少なく、協議の結果、地域等で利用することとなったことから今回の指定管理から除外して4施設としております。次に美深町体育施設につきましては申請のあった株式会社クリアについて指定管理者選考委員会において、維持管理の適切な方法や管理実績など総合的に審査した結果、引き続き指定管理者にしようとするものであります。以上、2施設の指定管理の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書の52ページ、53ページになりますが、まず52ページの議案第49号から説明させていただきます。議案第49号 美深町公園指定管理者の指定について。地方自治法第224条2第6項の規定に基づき次の通り美深町公園の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるというものでございます。まずは49・50号共通しておりますので合わせて説明させていただきますが、まずこの両施設につきましては公募による指定管理者の選定となっております。公募にあたりましては本年9月26日に周知を始めまして、公募期間を10月1日から31日までの1カ月間としたところでございます。この応募を受けまして11月20日に公募者の選定会議を行ったという事でございます。それでは議案第49号の説明に入りますが、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが美深町公園4つの施設となっております。1つは美深公園で場所が美深町字川西道有林美深経営区第1林班内となっております。2つ目が仁宇布公園、美深町字仁宇布202番地1。3つ目が菊丘公園、美深町字敷島332番地4。4つ目が恩根内公園、美深町字恩根内55番地40。なお、これまでここに玉川公園がございましたが、先程町長の説明の通り今回からこれについては除外をしたと、地域での管理にまわったというところでございます。指定管理者となる団体であります。この公募に対しまして1社の申請ということで、ここに記載しております団体が10月30日に申請をしてきたということで選定会議の結果この者が指定管理者となる団体とするものでございます。所在地が美深町字東4条北4丁目7番地、美深町環境整備協同組合、理事長 山崎晴一。指定期間が令和2年4月1日から令

和7年3月31日の5年間とするものでございます。次、1枚めくっていただきまして議案第50号が美深町体育施設指定管理者の指定についてでございます。まず指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございますが7つございます。まず1つ目が美深町民体育館、所在地が美深町字西1条北1丁目4番地。2つ目が美深町営プール、美深町字西1条北1丁目4番地。3つ目が美深町営球場、美深町西2条南7丁目64番地。4つ目が美深町営テニスコート、美深町字敷島116番地3。5つ目が美深町運動広場、美深町字敷島273番地1。6つ目が美深町北町ゲートボール場、美深町字北町14番地2。7つ目が美深町ゴルフ練習場、美深町字敷島314番地1でございます。これも公募いたしまして1社の応募ということで10月28日にこの記載の会社から申請がございました。選定委員会の結果この者を指定管理者となる団体として提案するものでございまして、所在地が美深町字東2条北1丁目9番地、名称が株式会社クリア 代表者名が代表取締役 園部一正でございます。指定期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間とするものでございます。以上、議案第49号・50号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第49号及び議案第50号の説明を終了します。

◎日程第13 議案第51号乃至議案第57号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）乃至議案第57号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第51号から議案第57号で提出しております一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）でありますけれども提案説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳出では主に事業量の増減や入札減等の整理、施設等の修繕などの経費について整理して補正するものの他、昭和40年代に建設された職員住宅の老朽化解消と新規採用職員等の住宅を確保するため職員住宅の建設工事費を追加いたします。なお、この建設事業は令和2年度に繰越して実施するものとして第2表の通り繰越明許費として定めるものでありますのでご理解を賜りますようお願いいたします。この他、公金の収納における町民の利便性向上のため収納代理金融機関にゆうちょ銀行を指定するためのシステム改修等の経費の追加、さらには町づくり応援寄附金に給付件数の増加に伴い業務委託経費等の追加、さらには令和2年度におけるJ-クレジット認証申請に必要な立木の成長量調査のためのモニタリング調査や町有

林実測委託料の追加、職員の給与改定や人事異動、各種手当にかかる支給区分の移動により人件費総体を整理するものであります。次に歳入でありますけれども、只今申し上げました歳出予算に掛かる特定財源などについて追加・減額するほか、これらの収支の状況から予定した減債基金及び公共施設整備基金の繰入を一部取りやめるよう措置したところがあります。なお、歳入歳出予算の補正と合わせて地方債 8 件、過疎債でありますけれどもこれについても補正をいたしますのでご理解を賜りますようお願いいたします。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 7, 2 2 7 万 3 千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 5 億 6, 0 0 5 万 8 千円となるものであります。次に議案第 5 2 号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては高額療養費の増加、過年度保険給付費実績確定に伴う返還金の追加等の他、職員の異動に伴う人件費の整理を行うものであります。また、それに伴い国・道支出金、一般会計繰入金の追加及び減額と前年度繰越金を財源に追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 3 0 5 万 7 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 6 億 5 9 2 万 9 千円となるものであります。次に議案第 5 3 号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、広域連合へ納付する事務費負担金、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額の他、被保険者の増加を見込んで保険料納付金を追加するものであります。これによりまして後期高齢者医療保険特別会計補正額は歳入歳出それぞれ 2 3 5 万 9 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7, 7 6 5 万 9 千円となるものであります。次に議案第 5 4 号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。今回の補正は総務費において職員の異動及び給与改定に伴う人件費の整理を行うものでございます。これによりまして介護保険特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ 2 4 万 4 千円を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 7, 3 8 5 万 3 千円となるものでございます。次に議案第 5 5 号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では職員の給与改定に伴う人件費及び工事請負費の入札減について整理するものであります。歳入では工事負担金確定と一般会計繰入金の減額調整を行うものであります。以上によりまして北部簡易水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 2 2 万 2 千円を減額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 2, 0 0 7 万 8 千円となるものであります。次に議案第 5 6 号 令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては歳出では給与改定に伴う人件費の追加と工事請負費・業務委託料の入札減

に伴い執行残を整理するものであります。歳入では事業費確定に伴う国庫補助金、下水道債の減額と一般会計繰入金の減額調整を行います。以上によりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ855万4千円を減額し補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ2億6,954万6千円となるものであります。次に議案第57号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的支出で人事異動、給与改定に伴う人件費を追加いたします。資本的収入及び支出では建設改良工事の入札減について整理するものであります。以上によりまして収益的支出で32万4千円を追加し7,761万5千円、資本的収入で7万7千を減額し396万7千円、資本的支出では74万3千円を減額し2,686万円とするものでございます。以上、一般会計及び5特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして提案説明を申し上げたところでございます。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは別冊配布の議案第51号の説明をいたします。議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）。令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第52号の説明をいたします。議案第52号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 次に、別冊配布の議案第53号の説明をいたします。議案第53号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第54号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第54号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第55号をご説明します。議案第55号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 引き続き、議案第56号のご説明をします。議案第56号 令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○建設水道課長（杉本 力君） 続きまして、議案第57号のご説明をいたします。令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）。令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で議案第51号乃至議案第57号の説明を終わります。

◎日程第14 報告第6号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第14 報告第6号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。まず、総務住民常任委員長。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 所管事務調査報告を行います。総務住民常任委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行いましたので会議規則第77条の規定により報告を致します。調査日は令和元年10月3日。調査事項は介護予防の現状と課題についてであります。調査の内容は1、地域包括支援センターの取り組みについて。2、社会福祉協議会の取り組みについてであります。調査の内容はご覧のように表の方にまとめて掲載しておりますのでご覧頂きたいと思っております。調査のまとめについて朗読をいたします。介護予防の主な事業として地域包括支援センター（保健センター内）事業として、運動機能が低下した高齢者を対象とした運動機能向上教室があり、身体の機能維持と増進に取り組んでおります。また、社会福祉協議会の事業としてはボランティアが行う「ふまねっと」や「サロン」があり、介護状態にならないための取り組みとして軽い運動や笑いヨガなどを実施しております。この他、社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、ふれあい広場・住民

自治福祉大会・全町シニア元気アップフェスタなどに取り組むほか、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業なども取り組んでおります。また社会福祉協議会の運営と訪問介護事業を推進するにあたっては職員及びヘルパーに対する町からの人件費補助を受け事業展開を行っております。最近の地域福祉に関わる事業では、行事に参加する人の固定化が進んでおり家庭での生活時間が多い人ほど介護認定を早く受けるという傾向があることから閉じこもりがちな高齢者の参加を促す取り組みが課題となっております。また各事業の実施にはボランティアの協力が不可欠であるが今後はより生活に密着した支援が必要になることも予想されております。現在、社会福祉協議会では生活上の困りごとのニーズを把握中であり来年度にかけ課題を整理しボランティアの確保と待遇面の整備も含めた新たな仕組みづくりについて話し合いが行われていきます。社会福祉協議会が地域福祉を担う役割は大きいものがあり取り組む内容も増加している現状があります。昨年度からは独自の新しい事業である全町シニア元気アップフェスタを開催し、参加者の広がりも出て来ており新たな仲間づくりやサークルなどへの参加が増える事に期待が持てる現状があります。今後も住民ニーズに対応した運営が円滑にできるよう町としての支援の充実を図ることが求められております。平均寿命が延びた現代社会ではありますが健康寿命を少しでも伸ばし、明るく元気に暮らせることが個人においても町にとっても大切なことでもあります。まずは、個人ができる健康づくりを基本に地域の中での支え合い、生活支援が必要な時には公的サービスを利用するという形が望ましく、本町における自助・共助・公助の仕組みが概ね出来上がっているものと評価できます。今後においても高齢者が地域で自立した生活を営めるよう介護予防の取り組みや生活支援の充実を継続していくことが重要であります。高齢化により社会保障環境が厳しさを増す中、健康増進の取り組みが医療費や医療費の削減や介護保険料の抑制にもつながることから介護予防事業だけに限らず体力維持や健康づくりを行う他の組織との連携を重視しながら町民の健康づくりの推進が一層前進するよう各種事業の充実を図っていくことが必要であります。以上、総務住民常任委員会の報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ、次に産業教育常任委員長報告をお願いいたします。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 産業教育常任委員会では、閉会中に所管事務調査を行いましたので会議規則第77条の規定により報告をするところでございます。調査日は令和元年10月8日に実施をしてございます。調査方法は、現地視察の後聞き取り調査。今回は調査項目

が2項目にわたりますので午前中調査項目1と午後に調査項目2を実施してございます。調査内容につきましては、美深観光の拠点「びふかアイランド」の現状と課題について。観光協会を中心に観光振興を図られ入込客増へとつながっている現状でございますが拠点の「びふかアイランド（びふか温泉・道の駅）」の現状に様々な問題が発生しており、改めて現状を整理し課題について調査するものでございます。2点目につきましては、農業の現状と課題について調査を行いました。美深農業を取り巻く現状について農業者の支援策（補助事業・交付金事業・推進事業・振興事業・整備事業など）が果たす役割と今後の検討課題にどのような展開を進めるのか、美深町独自、国や北海道、JA北はるかななどの支援策を調査するものでございました。調査のまとめを読み報告とさせて頂きたいと存じます。まず1つ目、美深観光の拠点「びふかアイランド」の現状と課題について、まとめを報告いたします。1つ目には入込客と売上高についてでございます。全体で減少傾向がみられる結果となりました。入込客は平成17年度14万人に対しまして、平成30年度は7万4千人とほぼ半減した状態でございますが売上高につきましては対17年度については110%の売上高になってございます。内容につきましては、キャンプ場はフリーの施設で人数が半減しておりますが、売上高は49%の増収、オート施設については人数が23%減少しておりますが売上では219%の増という結果となっております。コテージにつきましては、宿泊人数に30%の減少が見られますが、売り上げは13%の減に留まっているところでございます。この他、遊具等その他の収入にさほどの増減はございません。びふか温泉の入館者数は平成17年度12万7千人に対して平成30年度は6万6千人と概ね半減してございます。売り上げも1億6,800万円から1億2,800万円と24%の減になっている現状でございます。これらの現状キャンプ場施設やコテージの運営には努力の跡が見られますが温泉本体の運営には経営努力が数字に反映できなかった結果となっております。課題は温泉本体の入館者数増とそれに伴う売り上げの増にございます。委員会として以下の点に留意して課題解決の構成を見出すよう強く望むものでございます。1つ目は顧客のニーズがどこにあるのか。観光の傾向の把握をすること。2つ目には、きめ細かな接客対応による顧客満足度の向上を図ること。3つ目には、経営改善計画の策定とそれに基づいた経営努力を進める事。4つ目には、行ってみたくなるようなメインの遊具施設が必要であり入込客の多い施設などを研究し、導入を図るべきということ。5つ目には有効活用されていない部分やコテージの利用に大きな課題があるということです。次に調査の2点目ですが、指定管理者についてでございますが、指定管理者制度の有効的な運用を鑑み、指定管理者の忠実な計画遂行と運用を進めるように適切な行政指導を行う事。次に調査事項2つ目でございますが農業の現状と課題についてでございます。我が町の農業

者への支援策は、23項目に上ります。国や北海道の制度によるものに加えて美深町独自の「がんばる美深農業！」畑作と酪農への2つの支援策の推進が特筆すべき事項として評価をいたします。しかし、農業者の高齢化や担い手確保対策、農作業の人手不足問題や鳥獣被害拡大への対応、あるいは農用地利用改善事業の新たな問題など解決しなければならない課題は多く、行政とJA北はるか及び農業者で十分な協議の中で改善策を見出し、「がんばる美深農業！」の事業拡充を図ること。そして新たな可能性のある無加温ハウスの進捗やトマトの水耕栽培などに加えて農業者を取り巻く労働環境では家族経営の利点などからハウスによる農業の視点も検討を加え助成措置を講ずるなど検討が必要という結論に達してございます。なお、参考資料として指定管理制度移行後のびふかアイランド入込状況につきましては、図1に参考資料として添付してございます。以上をもちまして、所管事務調査の内容を終わりたいと思います。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第15 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第15 休会日の決定を議題といたします。11日と12日は条例の付託審査並びに議案審査のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって11日と12日は休会とします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。どうもご苦労様でした。

午後5時42分 散会

令和元年第4回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和元年12月13日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第43号 委員会報告 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 3 議案第44号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について
- 第 4 議案第45号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 5 議案第46号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備について
- 第 7 議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第49号 美深町公園指定管理者の指定について
- 第 9 議案第50号 美深町体育施設指定管理者の指定について
- 第10 議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第52号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第53号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第54号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第55号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第56号 令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第57号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第17 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 承認第6号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 名 取 明 美 君 | 2番 田 中 真奈美 君 |
| 3番 和 田 健 君 | 4番 五十嵐 庄 作 君 |
| 5番 岩 崎 泰 好 君 | 6番 藤 原 芳 幸 君 |

7 番 小 口 英 治 君
8 番 中 野 勇 治 君
9 番 荒 川 賢 一 君
10 番 齊 藤 和 信 君
11 番 南 和 博 君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長	山 口 信 夫 君	副 町 長	今 泉 和 司 君
総 務 課 長	川 端 秀 司 君	住 民 生 活 課 長	渡 辺 美 由 紀 君
保 健 福 祉 課 長	後 藤 裕 幸 君	農 務 課 長	山 崎 義 典 君
建 設 水 道 課 長	杉 本 力 君	会 計 管 理 者	政 岡 英 司 君
総 務 グ ル ー プ 主 幹	小 林 一 仙 君	企 画 グ ル ー プ 主 幹	中 江 勝 規 君
生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹	内 山 徹 君	税 務 グ ル ー プ 主 幹	中 林 秀 文 君
保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹	小 野 勇 二 君	農 業 グ ル ー プ 主 幹	桜 木 健 一 君
建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹	竹 田 哲 君	水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹	南 坂 陽 子 君

◎教育委員会

教 育 長	草 野 孝 治 君	教 育 次 長	望 月 清 貴 君
教 育 グ ル ー プ 主 幹	大 堀 裕 康 君	教 育 グ ル ー プ 主 幹	和 田 政 則 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君

◎議会事務局

事 務 局 長 玉 置 一 広 君
事 務 局 副 主 幹 服 部 満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、令和元年第4回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告を致します。去る12月11日、12日の2日間、総務住民常任委員会が開かれ付託事件の議案第43号の審査を行い、その審査結果報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。長側から同意1件、議会側から承認1件が提出されており、本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

○議長（南 和博君） ここで12月10日町長から提出された議案第43号美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について12月12日付をもって訂正したい旨の請求がありました。この際、議案第43号の訂正の件をここで直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。それでは、議案第43号の訂正の件を議題とします。議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての訂正の件についてお手元に配布の通り承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議案第43号の訂正の件について承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第43号 委員会報告 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。本件については、総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告をお願いします。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 会議規則第77条の規定によりまして、議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について審査経過並びに結果について報告を申し上げます。本条例は第4回定例会で総務住民常任委員会に付託審査となった事件であり12月11日、12日の両日において担当部局から本条例に関わる内容について説明を頂き、その後に委員により慎重に審査を行いました。本条例は平成29年に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設され任用要件など条件を定めるものであります。はじめに審査の過程で主な意見がでましたので申し上げます。フルタイム会計年度任用職員となる現在の準職員について第4条では職務の級と号給は規則で定められており、附則第3項では勤勉手当、寒冷地手当、扶養手当に関する経過措置が謳われております。フルタイム会計年度任用職員は業務の特殊性から資格・経験・能力などを考慮し雇用してきた経緯があることから本町の行政運営には欠かせない職員であり、また、今後の生活への影響等も懸念されるため配慮が必要であるとの意見が出されました。次に審査結果につきまして申し上げます。総務住民常任委員会では全員一致として原案を可決すべきものと決しました。以上、主な意見もつけまして報告いたします。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今の報告の中に主たる意見もつけてという表現がございましたが、これについては付帯決議ということで理解してよろしいのかお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 決議というわけではない。主な意見としての添付でございます。これは色々と上層部とも確認をした上での意見という扱いにしたところでございます。

○議長（南 和博君） 他、質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第43号について採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号 美深町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は可決されました。

◎日程第3 議案第44号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備
について

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第44号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備についてを議題とします。これから質疑を行います。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 44号の第11条、美深町交通安全指導員設置条例の廃止ということになっておりますが、交通指導員体制がなくなるのかどうか。また新たな形の中で安全対策を行うのか、その辺りを伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 只今、ご質問頂きました交通安全指導員につきましてなのですが、結論から申し上げますと、検討している段階ですが、要綱で新たに交通安全指導員を継続するような形で設置していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 現実に今、交通安全指導員の方おられますが、こういう流れになるということは報告等してあるのでしょうか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 条例可決して頂いたあとに説明していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 要綱等の形になれば今まで町長が任命していました非常勤職員の扱いにはならないということですね。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） おっしゃる通り、例えば条例の中で非常勤の特別職という扱いだったのですけれども、身分としましては、これからは個人に対しまして町の方から検討段階なのですけれども、委嘱という形でお願いしていきたいということ考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 同じく関連する問題ですが、この11条関係が本日可決された場合に今それらのあとの問題は検討中だということですが、検討が終わってそれが決まるまでの間は、現在の交通安全指導員の立場というのはどのようになるのだろう。というのは、この美深町交通安全指導員設置条例の中にはきちっとした指導員としての設置

をする指導員会みたいな形の個人ではありますが、1つの目的があって設置をするという形になっています。その任命も町長が行うという事になっています。この廃止によってそれらは全部なくなるということでございますから、次に何かの形でそれをしたいというのはわかるのですが、普通であれば、これに伴ってこの廃止と同時にそれが出発しなければ、その間の一定の期間は交通指導員というのは宙に浮いたような状態になりますよね。例えば、毎日朝交通指導員は街角に立っています。その時に何か不測の自体が起こったり責任を問われるような事態が起こった場合には、今のこの廃止、例えば今日の1回で決まれば、今日の段階から次の要綱が決まるまでの間は、本当にそのような形の状態に交通指導員が置かれるという立場になりますが、その辺をどう理解したらいいのか、どうしたらいいのか、どうするのか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） すみません。今回提案させて頂いております条例なのですが、施行日が附則の方に書いてあります通り令和2年4月1日からとなります。ということで同じ交通安全指導員の条例につきましても廃止自体はこの施行日をもって廃止となります。そこの施行される以前に要綱の内容を検討して規定の方を作っていくたいと考えていますので、身分としては保証する期間を空けることなく対応していきたいと考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 旧来、非常勤による特別職という扱いだったのですが、今回の会計年度の任用職員制度の導入にあたっては、ある意味具体的にいいますと協力隊のメンバーですとか地域支援員だとか、どちらともつかないような方については、しっかりとそこで拾い上げるという形をとりました。しかし、その旧来非常勤であっても特別職であった交通指導員という方々は、逆にその立場から一般の方に落ちてしまうというその扱いの不公平というのはどのように解釈したらいいのかその辺のところを教えてくださいと思いますが。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 身分の扱いというところでご質問頂いたと思うのですが、ちょっとすみません。今回の会計年度任用職員の取り扱いのお話をさせて頂きたいのですけれども、その中では今回会計年度任用職員というか地方公務員法の中で非常勤特別職というものが厳格化されました。その中には交通安全指導員が合致しないということになりまして、その次の検討としましては、フルタイムではないものですからパートタイム会計年度任用職員ということも検討出来るのですが、交通安全指導員という立場の

勤務体制から考えますと、パートタイムであっても公務員という形になってしまうもの
すから、権利・義務、当然そこに人事評価とかも発生することになるかと思ひます。そ
ういうことから考えますと、個人として委嘱させて頂いて、今まで通りの活動をお願いす
る形が最も適しているということで判断させて頂きました。

○議長（南 和博君） 5 番 岩崎君。

○5 番（岩崎泰好君） 指導員の設置条例の中には、今回の条例等の中では、日額 3 千円
の報酬を出すというところが1つの引っ掛かりだったと思ひます。その辺のところクリア
できれば旧来この条例は活かしておいても良いような中身だと思ひますが、その辺は
そうではないのでしょうか。今、経緯を話されたけれども。3 問までだから報酬は出す
のか出さないのかも付け加えます。その報酬の問題。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） まず報酬の方から入らせて頂きたいのですが、
報酬につきましては現行の金額を維持するような形で、今検討させて頂いております。条
例を残す、残さないですが、あくまで今の条例の中におきましては、非常勤特別職とい
う形で条例を設置しているものですから、その条例につきましては廃止をさせて頂いて要綱
という形で整理させて頂くということにしました。

○議長（南 和博君） 1 番 名取君。

○1 番（名取明美君） ちょっと内山さんの声が小さかったので、聞き漏れをしてしまっ
ている点もあると思ひて質問の重複になるかもしれませんが、継続して交通安全指導員を
使っていくという事は間違いありませんか。間違いありませんか。はい。違った形で支払っ
ていくと説明を受けましたが、今回の廃止を受けまして暫定的な対処だとは思ひますが長
期的な考え方というのはありますか。意味わかりますか。暫定的というのは、今年だけと
か近年だけとかそういう意味なのですから、これを交通安全指導員として長く今後も
やっていくというような考え方は持っていますか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 決して今回の条例から要綱で検討しているの
ですから、それは決して暫定的なものではなく、町として交通安全指導員の皆様の活動
につきましては、当然これからも必要と考えております。ですから要綱ではありますが決
して暫定的なものではなく、何か世の中が変わらない限りはお願いしていきたいと思ひ
ております。

○議長（南 和博君） 1 番 名取君。

○1 番（名取明美君） とりあえず条例で廃止するのであればゆくゆくはボランティアだ

とか事業所、地域の方々というようなお考えはございますか。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 今の段階ではボランティアというよりは、あくまで町として委嘱して行っていきたいと考えております。

○1番（名取明美君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 条例の第11条の改正ですね。11条の関係という事で、たまたま条例で今現行規定されている非常勤職員が交通安全指導員ということで、条例以外で持っている特別職の方、様々おりますので、そういったものについては会計年度任用職員と合わせて法律が改正となっているのですけれども、あくまでも地方公務員法と地方自治法が改正になった時に地方公務員法の第3条の改正で第3号の中で非常勤特別職を現行謳っているのですが、それが厳格化された。さらには第3号の2が加わって非常勤特別職というのはこういう職ですということで限定列举されてしまったというか、そのように法が改正して来年の4月1日から施行されます。そういうことで現行非常勤特別職あるいは非常勤職員ということで任用している部分については、そういった取り扱いが出来なくなるものですから、それを新たに要綱だとかあるいは規定だとかという形で謳い直して町長が任命したものについては委嘱替えという形になると思いますし多くがこれまでも委嘱しておりましたので、ただ身分として地方公務員ではなくなるということでもありますから現行支払っている報酬ですとか費用弁償の類については、これは現行のまま新たに規定をしていくということになると思いますし、保険等の適用についてもきちっとその辺は適用できるようにしていかなければならないと考えておりますが、その辺の沢山の職があるものですからこれは3月までにきちっと整理をして予算付け反映させていきたいなと考えております。たまたま交通安全指導員さんに関しては条例で規定していたということで、それが非常勤職員として扱い出来なくなるものですから、その条例を廃止するというのでその他にも非常勤の方おられますので、その辺整備については一緒にやっていきたいということでもありますので、決して交通安全指導員をなくすとか暫定的な処置として変えるとかということではなくて現行の報酬ですとか、あるいは費用弁償については継続させていきたいと考えておりますので内容は変わるものではありません。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論をこれで終了します。これから議案第44号について採決を

します。議案第 4 4 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第 4 4 号は可決されました。

◎日程第 4 議案第 4 5 号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第 4 議案第 4 5 号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。これから議案第 4 5 号について採決します。議案第 4 5 号 美深町長等の給与に関する条例等の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第 4 5 号は可決されました。

◎日程第 5 議案第 4 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(南 和博君) 次、日程第 5 議案第 4 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。これから議案第 4 6 号について採決をします。議案第 4 6 号 職員の給与に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第 4 6 号は可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 7 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に

伴う関係条例の整備について

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備についてを議題とします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第47号について採決をします。議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第47号は可決されました。

◎日程第7 議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） この48号 美深町情報通信基盤施設となっておりますけれども、これは俗にいう職員がよく知っている防災端末機のことだと思うのですが、防災端末機という名前の通り本当に防災の時には情報源ということで大事な切り札になっているわけがありますけれども、今年の停電の時の反省を踏まえてスマートフォンで情報発信ができるようにしたということで本当に前進なわけですけれども、この中の11条にアプリケーションの利用中止はサービスを受ける者のアプリケーションを抜いた場合には中止とみなす。その通りなのですが、このアプリを入れるとか抜くとかというのは、これ個人の判断の中でやってきていることの中で、この11条の3項に、この部分を取り込む理由をちょっとお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） アプリの利用の関係でありますけれども、アプリは今回の今年度、防災端末機の更新を今行っておりますけれども、この中で新しく追加した機能でありまして、これから3月にかけて利用登録を行って4月以降に実際にそのスマー

トフォンなりタブレット、普通の電話回線につながっているものとなりますけれども、そういう機器で受けられるというものであって、これから新しくその機能を追加するのでこの条例に追加したということになります。実際には個人がその利用登録を行ってもらうことによって配信を受けられるのですけれども、これが必要ないということになればアプリを削除してもらえば、それで利用を中止したとみなすということを規定しているということです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） ようするにそういうことなのですが、これはスマートフォンで対応するという事はスマートフォンを持っている人が全部対象になるわけではない。当然持っていて入れなければ情報を受けられないのは当然なわけなのですけれども、その中で配信に関しては今いった形で自分はいらないと抜ければ当然配信されないわけで、その部分を中止としたという位置づけではいいのですけれども、これは折角の一步前進したのだけれどもスマートフォンのない人だとか、そういう利用を登録しなかった人たちに関しては、これは情報がいかないわけなのですけれども、その部分に関してはこのアプリケーションサービスだけでは他のできない部分になるわけなのですけれども、それに関してはどういったことを考えておられるのかちょっとお聞かせください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） これまで防災情報端末機は停電の際に、電気がない場合には利用できないというご指摘を頂いておまして、当初からそういうことで導入はしてきてはいるのですけれども、去年の地震等もありまして、停電もあって、一定程度その停電の環境でも情報を受信できる方法として、今回スマートフォンという新しいそういうサービスを入れたことであって、これについて基本は全世帯に端末機をつけます。それは今までと同じなのですけれども、それは当然電気がないと動かないのですけれども、あくまでも補完するという事でスマートフォンを出来るようにしたということで、これは当然持っていないとできないのですけれども、それ以外の方法については現状そのスマートフォン持っていない方については、中々やはり対策をするのがこのシステム上ではこれ以外のシステムは今のところない状況でありますので、従前から言っている通り自治会ですとか、そういうところでそういうところの対応をしたりだとか、地域担当員がその防災の避難所ですとかそういうところで情報を提供したりとそこはそういう方法を使いながら進めていきたいということです。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） もう1点ちょっと関連した話になるので、答えが可能であれば答

えて頂きたいのですが、そういった停電対策も含めて本年度予算の中で各自治会に発電機等の設置をしていた部分ですけれども、これは中々状況的に厳しいというか忙しいのでしょうけれども、こういった現状になっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 発電機の件はですね。町づくり懇談会でも色々ご指摘を受けているところなのですけれども、道の補助金を受ける都合がありまして作業が遅れていたのは間違いないのですけれども今手続きを進めておりまして1月以降納入になる予定になっておりますので、ちょっとは遅くなっておりますけれども進めているということで理解をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。3番 和田君。

○3番（和田 健君） 今の藤原議員の説明で大体のことはわかったのですけれども、第6条の関係で通信可能な範囲とするというようにあるのですが、私も町内の中を走っていると「あれ携帯電波ないや」というところがちょっと今のところ仁宇布に向かう道路では電波塔が建てられたりして改善が見られるのですけれども、まだまだ通じないところってあるのだと思うのですね。そういった面というのは、ちょっと教えて頂けるのだったら通信圏外になっている地域と言うはどのくらい美深の中であるのかというのをわかる範囲で教えてもらいたい。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） スマートフォン、携帯電話等の通信不能な範囲といえますか、明確にはちょっと私の方ではおさえておりませんが、今言われたように仁宇布に向かう途中の部分ですとか、そういったところは残っているかなとは思いますが、概ね国道沿いですとか、主要な施設があるところでそういう不感地帯になっているところはないのかなと考えております。それで、この通信可能な範囲ということで言いますと、例えばそのアプリを入れた携帯を持ったまま町外に出ましたという場合であってもそこでも受信が可能になります。例えば出張中だとか、旅行中に美深町にいなくてもその携帯には美深町が配信した情報は入ってくるということになりますので、例えば遠方で家族と離れて暮らしていても、美深でどのようなことが起きているのかという情報が通常のお知らせなどについても入ってきますので、そういう意味では今までよりは情報を受ける機会というのは格段に増えるのかなと思います。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） わかりました。もう1点ですね。先程スマートフォンを持たれていない方とかという内容だったのですけれども、今、高齢者の方でも結構スマートフォン

を持っている方というのが多いと思うのですよね。そういった方がもし利用したいとなった場合に使い方がよくわからないということが多々あるかと思うのですけれども、そういった高齢者の方への対応というのは考えられていますか。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 最近、本当にいわゆるガラケーというのがなくなってきたので高齢の方でもスマートフォンを持つか、もしくは持たないかというケースだと思うのですけれども、中々スマートフォンを持ったからと言って操作が出来るかということ非常にそこは難しいのかなというように率直に思います。恐らく電話等で相談されて説明して聞いてもきっと理解しにくいのだろうなというところはあるので、その辺は実際にこういったように操作するのだということを出向いてやったり可能な範囲になりますけれどもそういうことはしたいなというように思います。あと、やるとすればHPだとか広報誌にこのようにしたら登録できますよということは登録の部分はこれから1月以降事前登録という形で進めるようにしたいなと思っていますので、その中で相談があれば個別に対応ということになるのかなと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ちょっと条例の改正でそぐわないのかもしれないですけども、子機の問題は一切触れていないのですが、今までの通り子機の新しい機器になった場合、使えるのかどうなのかその確認をちょっとしておきたいのですが。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） これまでも防災端末機には子機、それぞれ必要な方が自分で購入してということでしたけれども、一応子機の設定はございますけれども、今の既存のお持ちの子機は使えなくて新しく用意してもらうということで必要であれば、それを用意してもらうという形になりますが子機は使えます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 子機は使えるって、新たに機器が新しくなるとその従来使っていた子機は使えないということですね。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） はい、そういうことです。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これ子機も値段を知っているかどうかわからないですけども結構高価なものなのですよね。そして、うちあたりはお店に置いておくわけにもいかないし、お店にはおいていますが住宅、店舗が閉店になると当然連絡は室内に移動せざるを

得ない状況もあるわけですよ。これも何年に国の予算でやっているのかもしれないですけども、これちょっと余計なことかもしれないですけども、まだまだ耐用年数があっても支障がないように私は思っているのですが、またこれ新しくなったら子機の新たな負担も考えるとそのような補助制度でもあれば有難いですけども、この条例にはなにもないですけども、そこら辺は本機はやるけれども子機の方は全然面倒見ないというようなことですか。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 最初に入れた時もそういう取り扱いをしております、今回についても同様に考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 先程来、質問の中で一步前進したというお話もございました。確かに一步前進してはいるのですが、これはあくまでもアプリケーションは本人の判断によって自分の携帯に入れるか、入れないかということに尽きると思います。その辺から考えると町としてはこういう制度をしっかりと進める中で、そのカバー率といいますか要するに何かあった時に連絡体制を取りたいということから生まれた中身だと思えます。そういう意味では、そのカバー率をどの程度まで上げたいのか、そういう目標があってしっかり詰めようとしているのか、またあるいは今その取り扱い、導入にあたってのアプリの導入もいわゆる懇切丁寧にこのようにしたら入るのだよとか具体的な例もあげましたが、いわゆるアフターの部分でどのような形でそのより多くの町民にこのカバー率を上げる努力をされようとしているのか、その1点だけお聞きしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） カバー率、具体的に何割以上だとかそういうところまで計画を持っているわけではございませんけれども、新しくそういう機能が追加されるということで、ここは4月までに丁寧に広報なりPRをしましてなるべく多くの方に入れて頂けるような方法で進めたいなというように思っております。ただ自分の携帯から結構頻繁に毎朝入って来たりすることになりますので、それがどうしてもやっぱりいらないということで削除される部分については、ここまではちょっと町としては指導するとかそういうことは難しいと思えますのであくまでも始まるまでにそういった説明をして対応していきたいということでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それがいよいよ充足率が、カバー率が上がるような努力を是非4月までと言わずに、ずっと続けて頂きたいなというように思うところですが、直接この条

例とは関わってこないのですが、本来の目的という改正の趣旨の中で、やっぱり災害時の万が一の回線の確保ということがありますから、そのための1つの手法だということを考えてとやはりこれに電源をしっかりと各家庭に電源が確保出来るような仕組みを作れば、今この情報端末機を使っている方々は本当に安心して使えるような状況になると。その辺の検討課題というのはどのように押さえているか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 各家庭の電源確保ということになりますと無停電の電源装置をその各家庭に設置するということになるのかなと思うのですけれども、これは中々費用の部分、それから耐用年数がバッテリーですので今基本的に今回導入する機器については10年そのままいこうというように考えているところなのですけれども、使用環境によっては非常にそのバッテリーというのが長くなったり短くなったりということもありますし、対応する戸数も相当になるということもありまして町としては電源を設置するところまでは考えてはおりません。

○議長（南 和博君） 皆さんに申し上げますけれども条例の一部改正なので、その辺のことを考慮しながら質問をお願いします。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） いいです。質問を取り消します。

○議長（南 和博君） いいですか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第48号について採決をします。議案第48号 美深町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第48号は可決されました。

◎日程第8 議案第49号 美深町公園指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第49号 美深町公園指定管理者の指定についてを議題とします。これから質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今回の指定にあたっては玉川公園については地域の管理に変更したいというようなお話でございましたが、いわゆるその美深町の公園に位置付けられてい

る中で地域への管理に変換するというその主だった理由とその後の管理の状況がどのような形に進んでいくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 只今ご質問の玉川公園の件でございますけれども以前から話を出されておりましたが公園としての利用が少ないということと施設それぞれ古くなっておりまして公園としてあまり使用もないことから地域の方と話をしまして公園の施設、ベンチ等があるのですけれどもそれにつきましては古くなっていることもありまして撤去する方向で只今検討しているところでございます。今後の管理は町の方の指定管理で今までは管理しておりましたけれども、公園としての使用ではなくなりますので地元の自治会の方で管理して頂く形になると思われれます。

○議長（南 和博君） 5 番 岩崎君。

○5 番（岩崎泰好君） 公園の規定を外すという理解でいいですか。町には公園の1つの条例があって、その基に公園というのが指定されているのですが、玉川公園は公園としての今は状況がないから公園そのものを外してしまうということによろしいですか。

○議長（南 和博君） 竹田建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（竹田 哲君） 公園としての指定を外すと、その通りでございます。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第49号について採決します。議案第49号 美深町公園指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第49号は可決されました。

◎日程第9 議案第50号 美深町体育施設指定管理者の指定について

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第50号 美深町体育施設指定管理者の指定についてを議題とします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第50号について採決をします。議案第50号 美深町体育施設指定管理者の指定について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第50号は可決されました。

◎日程第10 議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。これから質疑を行います。

9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 15ページになりますが、工事請負費の関係です。職員住宅、独身ですね。目的等は理解できるのですが、美深町住環境整備推進計画、平成27年2月に策定されていますが、その中の今後の重点施策において、職員住宅の管理運営の方法は、今後民間賃貸住宅の借り上げ料を含め新たな住宅管理の手法を検討するというような形に記載されていますが、この間どのようなことが検討されたのかまずお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今、住環境の計画の関係でありますけれども職員住宅でありますので検討の経過等、私の方からご説明申し上げますけれども職員住宅については以前から昭和40年代に建てているということもあって、非常に古いということで、建て替えをずっと検討しながらも先延ばしをしてきたという状況でありまして、そのような中で平成29年に職員の検討委員会を開催しまして、その中でその方針としては家族向け8戸、独身向け8戸を建替えて別の所に用意していきましょうという方針を立てております。その時には民間に建ててもらって、借り上げてという方針を決定いたしまして、総合計画の中で職員住宅の建替え事業という項目がありまして、その中で平成30年にローリングした時に31年度ですから、今年できればそういう形で用意して来年一部古いものは解体という計画としていたところですが、ただ実際のところやはり民間で建ててもらおうというのは非常に良い方法だとは思っておりますけれども、そこで用意した戸数に職員が全部入り切るかということと、将来にわたってずっと職員が満室になるかどうかというそういった部分がやっぱり課題としてあったということもありまして、今回一定の用地が確保できたということで、町直営といいますかそういう形で整備しようということで進めたということになっております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 行政評価調書、平成29年、平成30年に同じような内容で記載されていますけれど、今回その補正予算で建設を急ぐ必要性での認識は一切載っていませんでした。その辺りの今の話ですと計画性があるような形で聞こえたのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 先程申し上げたように、総合計画の中では31年に民間で整備しようという考えを持っておりまして、これ建設費等は総合計画の計画書に出て来ておりません。32年度ですから来年については、解体費だけ載っているという事でそこに今年度建てていこうという方針そのものはあったのですけれども、手法的にちょっと方針を変更したという事でありまして、ある意味、計画通り着手できるというような意味と考えております。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 建設予算ですが、単純に計算しましたら1戸あたりの金額が出ますけれども、公営住宅の平米あたりの単価と比較して妥当なのかどうかそれをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） この建設費の算出については、まずは公営住宅の公共的な積算ではやっておりません。民間の実績に基づいて、大体民間で建てている金額が前回の公的共同住宅の建設等でもわかって、物価指数とかそういう部分も抑えておりますので、公営住宅の方がやっぱり国の補助の縛りだとか北海道の住宅性能評価という厳しい基準があるものですから、それらをクリアして交付金なり補助金をもらうという関係上ありますので、かなり公営住宅の方が建設コストというか坪あたりの単価については若干高めとなっていますので、それよりも今の予算提案させて頂いた額については低くなってございます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 関連になると思うのですけれども、今回は補正に計上されていまして、尚且つ繰越明許費にしたこの理由ですね。そんなに緊急性があったのかどうか。それと新年度予算の計上では駄目だったのか。これがまず1点と、この建ったあとの話になりますけれども入居希望者はどれくらいいるのか。また職員の単身者向け住宅の充足率等はどれくらいの数値になっているのか、また道の遊休の住宅だとかいうのも散見されるのですけれども、そこら辺の交渉といいますか打診といいますかそういうような取得に向けての協議等、役場の内部でそういう協議をしたことがあるのかないのか、あるのですからどのような状況かお知らせください。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 繰越の予算で計上したこと等についてで、ごさいますけれども現状幼児センターの周りに職員住宅がございまして、これは協議会の時にお話をしておりますけれども12棟で22戸ございます。空きが3つありますよということで説明はしたのですけれども、この空きについては先程申し上げた建て替え計画があって一定程度建替えて解体をしていくということもありまして、なるべく空けて他の民間なりに入ってもらったりしてそういった上で空けて建替えて壊すという事もあって、これは空きのままこれで来たのですけれども実はもうちょっと空き戸数あったのですけれども今年の職員採用の時にどうしても住宅が見つからなくて、空けておいた職員住宅を再度利用して入れたというようなこともあります。中々民間の方の住宅も今空きがないような状況でありまして、職員を退職した人のあとにそのまま1人入れてもらったりとかそのようなやり方しております。来年に向けても職員を採用していくわけでありまして、地元での採用よりも町外から採用するパターンが増えてきておりまして今後もそれはそういう傾向があるのかなと思います。そうすると自宅から通うという事にはならなくて町内に住宅、単身向けなりを求めてそこに入ってもらうことが前提となるのですけれども、担当としては非常にそこ、今家族向けであればまだあるのかもしれないですけれども、単身向けというのが中々見つからないということもありまして本当に緊急に住宅を整備していきたいという状況であります。それで繰越にしたのはなるべく早く着工して新年度の予算でやりますと4月以降に入札をして実際に工事が始まると6月とかになってしまいます。そこから完成となると12月を過ぎる場合もありまして、そうすると入居する方も大変ですし、解体する方も可能であれば建替えて、出たところは解体していきたいというように思っていますので、そういったこともあって繰越で3月から始めていけば10月いっぱいの工期を今考えておりまして、11月には何とかその新しいところに移ってもらえるということなので進めたいなということでの予算の計上ですのでよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 入居率といいますと単身の職員28人程いる中で、8人がその職員住宅に今入っていると。すみません。申し訳ありません。8戸分を今この建設をしていくということでありますので充足率としては29%、3割くらいということになります。道の遊休住宅の関係については、そちらの建物も新しいものが空いている状況にはないと思いますので、あえて古いものを取得するという考えもありませんのでその辺検討はしておりません。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 考え方が違うのだろうけれどもやっぱりその空き家がどんどん増えていって遊休施設の使われていないのが残っている状況の街並みやら何やらを含めるとそういう再利用というのですか、そういうようなことも当然お金のことも関係ありますけれどもそのような方にも目を向けてリサイクル出来るものならリサイクルしていくと。道だってどうしようもないわけですからね。持っていて。そういうような協議だとかそういうのも私は当然進める、何カ所もありますからね。道のそういう施設も。そこら辺の研究が一切なされていないというのは全く、私は残念なことだだと思いますけれども、そのような内部の協議だとかする。しなかったのだから予定もないのかもしれないですけども、そういうように目を向けるだとかそのような考えは持ち合わせていないのですか一切。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） あくまでも内部で検討した際には職員向けの住宅、そういう話も当然出ております。民間の住宅だとかそういったことも考えてはいるのですけれども、今現状第5自治会に職員が結構固まっているのですけれども一定程度分散させていきたいと。それぞれの自治会にその職員がまんべんなくと言いますか、そういうことも考えて住宅を配置していきたいということでその検討を始めておりますので、それと1つには今ある職員住宅が非常に古いということで、あえて古いものではなくて民間はそこそこ新しい住宅が建っていて、そこは皆さんちゃんと利用されているということもありますので、やっぱり新しいもので利用して長く使っていくということでの検討をしたということであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 先程来の質疑を聞いていてちょっと疑問点がまた1つ増えたのですが、私の方からはこれら建築にあたってしっかりとした建築計画なり方向性を示す中で、これがされてきたのかということにちょっと私は疑問を抱いています。先程同僚議員の質問の中にもこの住環境整備推進計画というこれは平成27年2月に頂いたものですが、これの中を見ても、やはり職員住宅の方向性というのは新築というところはどこにも一文字も書いていないのですね。一覧表何かを見ますと特に新築にあたっては教職員住宅の新築は平成32年にプラス4という2戸ずつのプラス4という数字が出ています。山村住宅についても平成32年にプラス2、マイナス2という形で計画が示されていますが職員住宅については木造平屋この当時の管理戸数20戸に対して平成32年に一部用廃でマイナス5、ブロック平屋に関しては6戸管理しているものについては同じ平成32年にマイナス2という形で最終的に職員住宅は当時の27戸の管理から20戸に減らすという方向性が示されています。文言においても職員住宅の方向性は新しいものを建てるのではな

くて現在27戸の管理戸数となっていると。職員住宅の入居者数を推計すると平成36年の必要戸数は20戸。平成45年の必要戸数は12戸と想定されると。職員住宅は建築から40年を経過している老朽化した住宅がほとんどを占めており、建築年度の古い住宅から徐々に除去を進め必要戸数に合わせて管理戸数を縮小していくという形になっています。今後民間賃貸住宅の借り上げ等を含め新たな住宅管理の手法を検討するという形で先程の答弁ではその後30年に29人の検討委員会で検討した結果、30年のローリングの中でこの問題が浮上してきたという話をお聞きしました。しかし、この計画そのものの変更というのはしていたのですか、していないのですか。この住環境整備推進計画、私どもの手元にはその後の変更、計画がきちとなされている方についても何ら報告がないし町民もある意味降って湧いたような今回の建築計画です。その辺のところをその物事の計画があってはじめてそれに基づいて推進していくべきものであるにも関わらず、ましてや補正予算の中でこれが上がってくるということも2つ目の疑問点です。是非、お聞きしたいところはその計画に基づく、先程総計にあるというお話をされましたがこの住環境整備推進計画も総計を基にした、より具体的な推進計画と私も思っておりますがそういった計画そのものをしっかりと打ち立てて変更かけるところは変更をかけて、その後にはじめて建築、建設という方向に進むのではないかという、順番ですね。それが今回はどうもそうではないような気がしてならないのですね。その点について1点お聞きします。それから具体的なことも色々聞きたいのですが、もう1点は予算の補正についての考え方です。補正予算の在り方についてですね。地方公共団体の予算というのは、基本的には年度の当初、収入と支出の一切について見積もりを立てて本当に何か月もかけて見積もりをして計上してくる。そしてそれを議会にかけて進めて行くのが本来の予算の在り方だと思います。補正については特にとりわけ天災やあるいは災害等の緊急の発生によって必要となった予算措置ですとか、あるいは建設事業の設計変更などによるやむを得ないものとか、本当に限られた中で補正予算というのが本来あるべきものだと思います。その辺のその考え方、当初予算をしっかりと立てて、もしも本当に30年のローリングの時点でそういったことがあるのであれば、31年度の当初予算にしっかりとそれらを組み立てて提出すべきものではなかったのかというようにその辺のところをお聞きしたい。だからそういう意味ではこの予算は一度凍結するなり何らかの形で新年度にしっかりと計画をあげてやるべき中身ではないかというように思うところです。しかもこの住宅の建設にあたっては、今回単身向けということで1棟8戸です。全員協議会の説明では、これにもう1個家族向けの4棟8戸分も作りたいのだという形でございますから、それらについてきちと整合性のあるそういう計画を示した中で議会にかけられるべき案件であると思いますが、その2点とりあえずはお聞きし

たいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 住環境整備推進計画の件で1番はじめの方にご質問があったので、その部分について私の方からご答弁申し上げたいと思います。住環境整備推進計画の中に職員住宅の管理運営の方針というところがあるのですけれども、その中には先程岩崎議員さんが読み上げたように徐々に除却を古い物から進めるという部分で、その辺については変更もかけていないですし、何らこの部分について全戸今回解体して、全戸分建てで替えるという補正予算の提案でもないですからその辺については計画通りと言えば計画通りなのかなと思います。その計画と、今出している部分についてはその通りになっているのかなと。そして補正予算の収支というのは私の方ではお答え出来ないのでけれども何故補正予算にしたのかという部分については一定程度もう大体職員住宅も厳しい状態だろうと、古いやつは。その中でやはり建設業者さんの春一に発注するのと冬に発注するのと繁忙期が違います。今この後、色々な契約行為まで至るのでありますが、やっぱり検討する期間それと資材等を準備する期間それがやはり一番ゆとりのある時に出来るというのがやはり今の人がいない、人手不足これは建築業界も一緒ですからそれらをクリアするには、やはり今の時期にやって準備して頂くのが最適ではないですかということは事業課から申し上げている次第でございます。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 計画の関係でありますけれども、先程もご答弁申し上げましたけれども、総合計画の実施計画の中では521番の職員住宅の建替え事業ということで搭載をしております、その部分先程も申し上げた通りローリング等も行いながらこれまでずっと先延ばしを続けてきたという状況であります。30年度の事業の評価の中で30年度当初の計画では民間の賃貸型の住宅で整備していくという方針でいたのでありますけれども、30年度事業の評価の中で私が一応整理をしております、その中には本当に職員の採用の時に非常に不足する事態で困っているという事で、民間で整備するという方針であったのだけれども、一定程度将来負担、やはり職員住宅ではない住宅にはいるとなると住居手当の負担等も出てきますし、先程の空き部屋の保証なども出てくるということで、建て替えをしていくうち一定の戸数は直営で建設をしていきたいということで方針変更をして用地取得をしていくと、そのような考えでその総合計画の方を整理しておりますので、それに基づいて今回用地の確保が整ったということもありまして、計上させて頂いたということになっております。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） 計画書に載っている数字に関して見直すべきということもありますが、実際にその時点ではそういった計画をもって進めてきておりますけれども、ただ実際にはその職員が新規採用であるとか、これから転入してくるといった職員も多数おります。それから入居している単身の職員もいつまでもずっと単身でいるわけではなく、それが結婚して新しく住居を構えるとか、そういった移動というのが年に数件やっぱり出てきます。そうすると将来的な見通しも随時変わってくるという状況にありますので、決してあの計画書の数字がおかしな数字だというわけでもなく、さらにそれが見通してローリングしていかなければならない常に変えなければいけない数字だということについてはご理解頂けるのかなというようには思います。それから予算の性格について、今のべられましたがおっしゃる通り補正予算については緊急性を主体とするものということになっておりますけれども、ただ実際行財政運営していく中ではそれらだけではないものというのもしや出てきますし、さらに不用額だとかということも事業の進捗状況それから執行状況によっては出て参りますので、それらを活用することができる今年度にやるべき事業というのもしやあると思いますので、当然骨格予算、今年は選挙の年でしたので骨格予算それから6月には政策予算を出すというような編成の仕方をしておりますのでおっしゃる性格については十分わかりますけれども中々そうもいかない財政状況も対応しなければいけない財政状況もあるということをご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私、職員住宅が新しくなって皆さんが快適なところで生活していただけるということは、私も推進をしている1人です。これに反対しているわけではございません。しかし、物事というのはやっぱり自治体が運営するのですからしっかりとした手続きを踏まえて進まなければいけないのではないかと非常に危惧しているところです。本来、建て替えの時期、あるいは工事関係者の問題があったとしたならば、それはあと半年待ってもらってしっかり当初予算でこれらを計上して進んで行くような方向性をやっぱり進めるべきだと思います。非常に進め方が何かその不用額が沢山出たからというようなこともちらっとおっしゃいましたが、それによって、ではここは穴埋めしておこうということも非常に疑問点があります。全体像が職員住宅のその問題にしても先程同僚議員からもちらっと出ましたが、いわゆるリノベーションすることによって解決する住宅だってあるのではないか。それらの新築の場合とのコスト比較はされたのかどうか。その辺のところも十分に検討してなるべくお金が掛からなくて、しかも快適に住んで頂けるならそういう環境を作っていくというのは当然必要なことですが、その手続き上の問題で私は言っているのです。そこをやっぱりクリアするためには何か今一度考えてもらう必要があるのではないかと

と思いますがどのようなものでしょうね。その辺のところは。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） ちょっと今、私の答弁の仕方が悪かったのかもしれないですけども、不用額が出たのでその分を住宅に充てるとかそういう意味ではなくて、行財政運営の中で財政面では不用額が発生した時に、他にやりたかったのだけれどもやれなかったものに充てていきますよという意味で答弁させて頂きましたのでその辺ご理解頂きたいと思います。それからリノベーション利活用そういったところに関しても、今までずっと町は例えば北海道の住宅を移管して頂いて、それを買い上げて使ってきたという経過も過去にはありますけれども、それにしましても例えばですけれども道の住宅にあっても使わなくなった住宅という事はそれなりに老朽化していたりとかします。それが改築して機能を元に戻していく、さらに上げていくというような改修をしますとやはりそれなりのお金って掛かります。意外とそれがすごく高くつくというのが私のイメージとして持っているところなので、そうであれば新築それから民間の今回の例えばプロポーザルのような形で建築費を抑えることが出来たりとかそういったことの方がこれから先の活用としては良いのではないかという判断でこういったことに至ったということだと思います。できれば当初予算でというのは、載せられればいい事だというようには財政運営上でも言えるのかなと思いますけれども今回はこのような提案をさせて頂いたという事でご理解を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 只今、職員住宅建設工事請負費について質問が多くあり、また皆さんの理解が十分でないような状況もございますので、只今から暫時休憩をとって全員協議会を直ちに開きたいと思います。再開は概ね11時50分と致します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時49分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。引き続き一般会計補正予算についての質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 別な項目で聞きたいと思います。今回の補正の中で体育施設の部分のトレーニングマシンの減額、これは入札減ということでもありますけれども折角新しくなったトレーニングマシンをさぞみんな喜んでいてのかなと思ったら、あまり喜ばれていないような話が聞けるわけです。それで更新にあたっては利用者の声を聞いて、

そして機種を選んで選定したのではないのかなと思っているわけですがけれども、その辺どういうことになったのか、僕はそのように聞いたのですがけれども担当の方では違う声を聞いているかもしれませんけれどもその辺に関してちょっとお答えいただきたいです。この1項目だけ質問します。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 今トレーニングマシンの件でご質問頂きました。私が聞いている中では、そのような悪い話は聞いてなくて、今回6機10種類の機能がある機械を入れてございます。これまでになかった股関節を鍛える、そういった新しい器具も入れてございますので、その辺は高齢者の皆さんですとか、これは良いという話も聞いておりますので、特段その使いづらいですとかマイナスの情報は私の方には入っていないということでご答弁申し上げます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 全員使っている人が満足いくかどうかというのは、それはまた難しい問題ではあるわけなのですけれども、ちょっと私が聞いたところによると新しい機械は新しい機械なりの良い部分はあるのだろうと思うのだけれども、多分今まで使っていた機械と比較をしてしまうとこういうことが出来ない、ああいうことが出来ない、今までの方が使いやすかったみたいな多分話だったと思うのですが、その辺利用者の声を聞いて多分選定した結果として機種を選んでいった部分もあろうかと思うし、逆に機種を選んでこのように使っていてもらえたらもっといいのではないかという部分、両面あるとは思いますがその辺利用者とのコミュニケーションといいますか、新しい機械を入れた時には、その機械に対してのその情報提供だとかそういったものがちょっと不足していたのかなという気もしないでもないのですけれども、折角の機械なので喜んで使って頂けるように、またそういう方がいらっしゃった場合には当然指導する方がいらっしゃいますので指導する側もその機械の利点だとかという形で住民に色々その機械の利便性を届けるだとかそういったことも必要かなとちょっと思ったわけですがけれども、ちょっとその辺も対応して頂ければ有難いなと思うのですけれどもこのことを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 大堀教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（大堀裕康君） 更新する前の機械が平成元年でおよそ30年を経過しているということで新しくさせて頂きました。古い機械と同じ様な機能を持った機種を選定してございますし、今新しい機種はほぼ座って運動が出来る機械となっております。ただ前の機械が30年も使っていますし、それに慣れてしまった人もおられますし中々その新しい機械の説明も不足しているのかなと感じているところでございますので、指定管

理者含めスポーツ推進委員含めて利用者の利便性が図れるように進めて行きたいと考えております。

○議長（南 和博君） 質問は補正予算についてですから、遑った質問ではないようにお願いします。9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 17ページになります。がんばる美深農業！の関係でお聞きします。畑作の支援事業補助金ですが、これは入所件数が増えたのかどうかそれを1点と、フルトマトの整備事業補助金ですが、うちの町のフルトマトの生産しているところの農家さんが預かってそっちに入れているというような話でしたが、元々この施設は北はるかが合併する前に下川農協で建てた施設ではなかったかなという感じで聞いておりますけれども、これは毎年これからもかかるような補助金になるのかどうかその2つをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 2点のご質問を頂きました。まず1点目、がんばる美深農業！の畑作支援事業の80万円追加の関係ですね。この補正の理由につきましては品質向上の取り組みの増加、これによるものでございます。ですから新規就農ですとか生分解性マルチチャレンジの補正ではございません。それで計画と実績の差がどのように出たかということなのですけれども計画に比較して施肥の投入それが増加をしております。それと計画的な輪作の実施この2点のポイントが総合的にアップをしまして80万円の追加というようになっております。面積的には計画とほぼ同じぐらいということですので実際に効果を出す為に生産者が頑張ってくれたということだと思っています。その前段に1点、今回のこのがんばる美深農業！のポイントの予算を組む際に調整をしております。それはこれまで取り組みが薄かった、その土づくりというところの施肥の投入。それと輪作体系の維持ということでどんどん作るところを変えていこうというそのポイントを増やしたその効果も今回現れたのかなと感じているところです。それともう1点、フルトマトの関係です。今回下川町の方に建設をする集出荷保冷施設の整備事業の補助ということでこちらの方を行うことにしております。以前、議員がおっしゃられた通り名寄ではなく下川町の方にJAで建てた建物かとお話がありましたが、実はこの際も美深町として補助をしております。その時も同じような割合で補助をしてきたという経過がありましてそこにそれとは別に施設を作るという今回計画になっています。そこに対する補助ということで99万円追加をするものでございます。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 1点だけ。がんばる美深農業！の関係で認定農家さんは件数的に

は変わりませんか。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） がんばる美深農業！の認定件数ですけれども、今回当初79件を見込んでおりましたが実績としては71戸ということで減っております。この減った大きな原因というのが作付け面積50a以上というのが基準で補助対象となっておりますけれどもそこが50aに満たないというところがありましてこのような状況になっています。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。よろしいですね。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第51号について採決をします。議案第51号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第4号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第51号は可決されました。

◎日程第11 議案第52号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第52号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第52号について採決をします。議案第52号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第52号は可決されました。

◎日程第12 議案第53号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第53号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第53号について採決をします。議案第53号 令和元年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第53号は可決されました。

◎日程第13 議案第54号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算
（第3号）

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第54号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第54号について採決をします。議案第54号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第54号は可決されました。

◎日程第14 議案第55号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正
予算（第1号）

○議長（南 和博君） 日程第14 議案第55号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。これから議案第55号について採決をします。議案第55号 令和元年度美深町北部簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第55号は可決されました。

◎日程第15 議案第56号 令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第15 議案第56号 令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。これから議案第56号について採決をします。議案第56号 令和元年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第56号は可決されました。

◎日程第16 議案第57号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算
(第2号)

○議長(南 和博君) 次、日程第16 議案第57号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認めます。これから議案第57号について採決をします。議案第57号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第57号は可決されました。

◎日程第17 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明を申し上げます。本町の固定資産評価審査委員会の委員につきましては、総数で3名でございます。任期は3年でありまして、この委員の選任にあたりましては地方税法の規定に基づきまして議会の同意を必要とするものであります。今回ご提案申し上げます園部一正氏は固定資産評価審査委員会委員として平成10年から7期にわたり活躍頂いており平成17年から14年間にわたっては委員長を務められ、この12月23日をもって7期目の任期満了を迎えようとしているものでございます。年齢については昭和30年生まれでありますから64歳、昭和52年に日本大学経済学部を卒業され平成11年に株式会社園部商会の代表取締役社長に就任されておられます。生業のほか、美深商工会会長など社会的にも様々な役職につかれており、ご活躍されていることはご承知の通りではないかと思えます。公職といたしましてはびふかニューパブリック協議会の会長さん、さらには美深町企業誘致・観光開発・移住対策推進協議会の副会長など多くの役職を務められておるわけでありまして。経済情勢や行政にも非常に精通されておられる方でありまして。これまでの豊かな経験と公正なる判断を考えますと最適の方であると考えまして、引き続き園部氏を委員として選任致したく同意を求めるものでございます。満場のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、経歴等があるわけでありましてけれども現職の方でありますから省略をさせていただきます。

○議長（南 和博君） 本件について質疑があれば発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑がなければ質疑を終了します。討論は省略し、これから同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって同意第7号は同意することに決定しました。

◎日程第18 承認第6号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 承認第6号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますのですがそのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定しました。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。本定例会は令和元年最後の議会でありますので、ご挨拶を申し上げたいと思います。はじめに山口町長からご挨拶をお願い申し上げます。

○町長（山口信夫君） 議長からご挨拶ということで、お許しを頂きましたので年末最後の議会でありますからご挨拶を申し上げたいと思います。正直言って今年はどのような年になるのだろうかと考えながら過ごしていたわけでありますけれども、天候のことを含めてまた選挙も途中であったわけでありますけれども1つの方向と言いますか、そういうものが、芽が出ているのではないかな。しかしこれが花をつけ、実をつけていくのかなそういう心配なこともないわけではありません。そういうことで申し上げますと、1つは政治的なことで申し上げるのは上意下達と言いますか、そういうものが非常に目につく時代になってきているな。特に中央からのものが非常に多いな、このように感じているわけがあります。政治とは生活暮らしの中からみんなで作り上げていくものではないのかなと思っ

ているわけであります。しかし、そういう中にありましても市町村合併などの話は大体なくなってきたわけでありますけれども、これの検証はきちっとやられているかどうかというのは、我々も考えていかなければならないと思っております。特に地方だとか農村だとか、今どのような現状になっているのかということを考えていかなければならないな。非常に寂しくなっている地方、農村そういう状況下にあるかな。中央はともすれば地方創生と言いながらも現状はどうなっているのかな。逆ではないのかなと思ったりするわけで。それはJR問題を中心とする一連の動き等々を見ると明らかではないのかなと感じている次第でございます。また昨今の災害の多発だとか、天候の変動だとかこういうものが非常に気になっている、顕著に表れた一年ではなかったのかなと思っております。今、オリンピック、景気も含めてでありますけれども非常に国などが話題にしながら非常に賑やかになっている状況でありますけれども、しかしこれが終わってからどうなっていくのか。そのようなことを非常に懸念している状況でございます。そこで我々としてはどのような町づくりをしていかなければならないのかということを考えるわけでありますけれども、

目指す姿といますか、どのような事を考えて、地方の時代と言われてきた昭和の後半から平成にかけて、今令和になっているわけでありましてけれども非常にさっき言ったようなことから心配な状況が出てきているなど思っております。人口減少だとか高齢化など問題だとか社会福祉だとか医療だとか介護だとかこういうものに大変な時代を迎えているのではないかと考えているわけでありまして。我が町のことを少し振り返って考えるとやっぱり開拓の時代、言ってみれば100年前の時代、そして戦後復興の時代、50年前、60年前といますか。そして昭和の終わりから平成の今日に至るまでの長いスパンで見ていく必要があって、そういう面で町づくりをどうしていくかということもみんなで考えていかなければならないと思っております。これから町づくり、言ってみればそういう意味では段々小さな町になってきたわけでありましてけれども自立するとかそういう覚悟が問われている時代に入ってきたのではないかなと思っております。そのためには行財政ともにそうでありましてけれどもやっぱりスモール化をしていかなければならない。特に財政を念頭において考えて進めなければならぬと考えております。ともすれば福祉だとか介護だとか医療こういう面に非常に金の掛かる時代を迎えている。そのような時代に直面しているなど思っております。さらには建設物を含めてでありますけれども非常に長寿命化をしていかなければならない。新しいものをどんどん作ればよいという時代ではないのかな。長寿命化の時代に入ってきている。一方産業の振興を考える場合にやっぱり農業だとか林業だとか商工の現状、また新しい産業と言われる観光であるとか、そういう面をどう発展させていくのか。そして新しい産業をどう作っていくのかということが問われているのではないかなと思っております。ただしかし残念ながらどの産業においても担い手が少ない、人手が少ない、働き手が少ない、こういう大きな課題があるわけでありましてそれに向かってどう挑戦していくか、第5次の総合計画でも若干挑戦はしておりますけれども、いよいよ第6次の総合計画をつくるにあたっての考え方而言えば、やっぱりその辺が問われてくるのではないのかな。大事なことではないのかなと思っております。しかしそういう話ばかりしたわけでありましてけれども、やっぱりこの町、開町以来何が基本になってきたかというやっぱり教育ではないのかなと思っております。そういう意味では教育であるとか文化であるとかスポーツであるとかそういうものをしっかりと底流におかなければならないと思っております。言ってみればこういう部門が元気な町、言ってみれば我が町も元気だと言われる所以はそういう部分である意味ではしっかりとしてといえるかどうかわかりませんが自分の自負としてはまあまあしっかりしているのではないかなと思っております。一年の最後の議会であります。本当に議員の皆様方また町民の皆様方に大変お世話になっているわけでありまして。新しい芽も出て来ている

など思っておりますけれども、この新しい芽がちゃんとした花をつけて、そして実のなるような第6次の総合計画にさせて頂ければ来年有難いなと思ひまして最後の議会のご挨拶にしたいと思ひます。一年間のご協力ありがとうございました。

○議長（南 和博君） はい、私からも年末にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本年を振り返れば4月の統一地方選挙で町議会も選挙戦となり3人の新人議員が誕生し、尚且つまた2人の女性議員が誕生するという町議会史上初の議会構成となったことは、今年的美深町の象徴的な出来事だったのではないかというように思ひます。5月からは元号も令和となり新しい時代の幕開けとなりあらゆる部門で次代に向けた変化を感じるころであります。第5次総合計画が残り1年となり第6次総合計画策定作業もはじまりました。議会としても総合計画調査特別委員会を設置し、将来的美深町の行く末に対しこれまでの検証と課題の対応策、将来像を提案・提言し、町民審議会の意見を尊重しながら責務を果たしていかなければなりません。世界に目を向ければ世界の潮流として自国第一主義を主張する大国の大統領に象徴されるように先進国及び発展途上国の国家元首たちにもその考え方が多い事は世界の和平に危機感を持たざるを得ない感覚を禁じえません。貿易問題においてもTPP11、日欧貿易協定、日米貿易協定締結が拙速に国会を通過したことは由々しき自体であり国の基いである農業をしっかりと守ることを行政・議会として国に一丸となって訴えなければなりません。国政に目を向ければ一極集中的な政治路線は一抹の不安を感じるころであります。政治にはバランスと一定の拮抗が必要と思ひますがその意味でいびつな、そして野党と言われる政党の結束力の弱さは国民としてある意味不幸な状況と言わざるを得ません。地域に目を向ければ行政の不祥事や第三セクターの運営課題が各市町村で浮き彫りとなった年でもあります。自治体が管理する組織や第三セクター事業所の在り方、存在意義、存続意義を今一度みんなで確認し、指導・監査・経営努力の模索、意識改革をいかに進めるかを次年度の課題として捉えなければならぬと思ひます。さらにはJR宗谷線存続問題、高規格道路整備の促進とミッシングリンク解消問題、厚生労働省による地域病院の再編統合方針、地球環境問題に関わる治水・治山事業の推進、そして農業の国際協力に対抗できる生産基盤整備、スマート農業や推進等々課題山積であります。これらの課題解決に向けて是々非々の議論の今議会でキーワードとなった熟度、この熟度を挙げ、またラグビーワールドカップで今時の言葉ですけれどもワンチームとして美深町をより良い町にしていこうではありませんか。結びに今年一年町づくりにご協力いただいた町民に心から感謝するとともに町長はじめ理事者、職員の皆様そして議員の皆様、一年間大変ご苦労様でした。健康に留意し良い年をお迎えください。ありがとうございました。

これで令和元年第4回美深町議会定例会を閉会します。皆さん大変ご苦労様でした。

午後 1 2 時 2 0 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 名 取 明 美

署名議員 田 中 真奈美